

316  
159



始





3/6-159



續  
再  
夢  
紀  
事

第  
六







# 續再夢紀事第六索引

## 卷十九

- 朝議 朝命を以て諸侯を召集せらるゝ事に決す 一
- 徳川中納言殿より二條殿の關白御辭退賀陽宮の國事掛御辭退を召止めらるゝ様にとの言上 四
- 諸藩召集の 朝命 五
- 諸藩召集の 朝命に對する在京薩藩の邸議及び春嶽公の書翰 七
- 春嶽公容堂殿に上京を促さる 一三
- 諸侯召集の専ら 宸斷に出つ 一六
- 春嶽公毛受鹿之介をして諸侯召集に關する意見を板倉閣老に陳述せしめらる 一六
- 長岡良之助殿入京及び時事の意見 二一



- 長岡良之助殿徳川黄門公に時事の意見を申立らる 二三
- 春嶽公徳川黄門公の旅館にて従來の失政を更ためらるへし云々陳述  
及ひ其意見書 二五
- 薩藩大久保市藏徳川中納言殿の反正を疑ふ 二九
- 二條殿の關白を辭せられし旨趣及ひ召集の諸侯參集以前の  
朝議を  
廢せらるへしとの詮議 三三
- 關白殿より小事の 朝議あらせらるへき旨廻達 三六
- 春嶽公勝安房守大久保一翁を推舉せらる及ひ梅澤孫太郎薩土兩藩に  
赴きし時の復命 三八
- 春嶽公歸國御暇を請願せらる 四六
- 春嶽公歸國御暇を許可せらる 四六
- 高崎左京開國の意見を陳述す 四七
- 紀州藩の諸侯の京都に參集以前將軍 宣下あらん事を希望す 五一

○容堂殿の返翰

○春嶽公京師を發して歸國せらる 五二

○徳川中納言殿參 内を見合せられし事情及ひ原市之進薩藩の舉動を  
難す 五三

○尾張前大納言殿諸侯の會議を希望せらる 五五

○徳川中納言殿參 内 六〇

○常陸宮以下二十三人譴責 六〇

○板倉閣老より春嶽公に至急上京あるへき旨内達せらる 七五

○島津大隅守殿所勞上京御斷 七七

○春嶽公に精々早く上京あるへき旨御沙汰 七八

○春嶽公上京猶豫を幕府に乞はる及ひ幕府春嶽公の上京を急かれし事  
情 七八

○徳川中納言殿に將軍職を 宣下せらる 八一



- 孝明天皇 崩御
- 近衛内府公の御書翰

九四

九五

卷二十

- 今上御踐祚
- 九條入道圓真殿下十三人譴責解免
- 御國喪の故を以て解兵仰出さる
- 有栖川帥宮以下九人譴責解免
- 孝明天皇の御葬
- 在京薩藩士の内議
- 幕府兵庫開港の可否諮詢
- 賀陽宮御出仕
- 大樹公兵庫開港の 勅許を奏請せらる

九八  
九九  
一〇五  
一〇五  
一〇七  
一〇七  
一〇九  
一〇九  
一一〇

- 朝廷より兵庫開港の再考すへき旨仰出さる
- 春嶽公兵庫開港の時宜を上陳せらる
- 大樹公下坂各國公使謁見
- 大樹公再び兵庫開港の 勅許を奏請せらる
- 山科宮以下二十三人譴責解免
- 朝廷より春嶽公に上京すへき旨御沙汰
- 朝廷より兵庫開港の可否御下問
- 春嶽公上京出發
- 英國公使敦賀に赴く
- 春嶽公京都に著せらる
- 英國人伏見街道通行堂上方動搖
- 春嶽公小松帶刀に對面
- 堂上方動搖の顛末秋月悌次郎の説話

一一三  
一一八  
一一一  
一一六  
一二七  
一二九  
一二九  
一三〇  
一三〇  
一三一  
一三一  
一三三  
一三五  
一三八



- 春嶽公登營大樹公に對面 一四〇
- 中根雪江島津大隅守殿に謁見 一四二
- 柳原大納言殿議奏御免滋野井中將殿以下四名差扣仰出さる 一四四
- 春嶽公先帝の山陵を拜せらる 一四六
- 孝明天皇御葬の次第 一四七
- 大樹公 朝廷の輕卒なりし事を攝政殿に論せらる 一四九
- 春嶽公伊達豫州殿島津殿の旅館に集會 一五〇
- 滋野井殿以下四名より其筋へ差し出されし書面 一五二
- 大樹公島津隅州殿の登營を望まる 一五五
- 伊達豫州殿來邸時事御談話 一五六
- 大樹公 勅許に先たち兵庫を開らくへき旨英人に内約せられし事情 一五九
- 春嶽公參 内 一七二

○幕府島津隅州殿に登營を促さる

一七三

卷二十一

- 島津隅州殿登營せられす及び春嶽公伊達殿にも登營を理わらる 一七九
- 松平容堂殿著京及び容堂殿出發前藩中へ布告せられしよしの書面は偽作 一八〇
- 先帝の御遺詔 一八三
- 薩土宇の三侯來邸御談話の次第 一八四
- 春嶽公薩土宇三侯とゝもに攝政殿の許に參候せらる 一八八
- 薩土宇越四藩の重臣攝政殿の許に參上す 一九三
- 四藩の重臣再び攝政殿の許に參上す 一九五
- 薩土越三侯再び攝政殿の許に參候 二一三
- 宇越二侯島津殿の旅館に集會 二一九



- 薩宇越三侯土侯の旅館に集會 二二四
- 櫻木殿より中根雪江を召さる 二二六
- 薩土宇越四侯登營 二二二
- 春嶽公土州殿の邸に赴かる及び土州殿の密話 二四一
- 薩宇越三侯土侯の邸に集會 二四三
- 上田藩赤松小三郎の時事意見書 二四五
- 召に應じ早速登京 叡威の御沙汰 二五六
- 長州の處置を先とし兵庫開港を後とすへし云々 二五七
- 薩宇越三侯登營 二五八
- 又薩宇越三侯登營 二七一
- 長州處置兵庫開港の順序に關する薩土宇越四侯の意見書 二八四
- 大樹公參 内虎の間の大議 二九〇
- 四藩も同様申上云々の御沙汰書に關する四侯連書の伺書 三〇三

- 春嶽公中根雪江をして長防に處せらるへき順序を永井玄蕃頭に説か  
しめらる 三二二
- 幕府藝藩に命して毛利家より歎願書を出さしむ 三一六
- 春嶽公中根雪江をして毛利家の歎願書を要せらるゝの然るへからさ  
る旨を幕府に申さしめらる 三一八

卷二十一

- 本多修理酒井十之丞歎願書を要せらるゝの不利なることを板倉閣老  
に説く 三二九
- 原市之進薩の反覆を惡む 三三三
- 攝政殿過日四藩より出せる伺書の指令すへきものなりや否を尋ねら  
る 三三四
- 春嶽公登營長防の御處置速に決行ある様云々大樹公に言上及び酒井



十之丞中根雪江毛受鹿之介をして閣老以下諸有司に其意を説かしめ  
らる 三三五

○中根雪江時事を憂て原市之進に忠告せし書翰 三四一

○長防の處置の順序あり云々所司代より傳奏衆へ申立られし書翰 三四七

○長防の處置に關し藝侯の世子より意見書を幕府に差出さる 三四八

○永井玄蕃頭中根雪江に面會して薩宇越三藩の内情を探る 三四九

○幕府の親藩集會を催す及び新徴組近藤勇其席に來る 三五二

○藝侯の世子より再び意見書を幕府に指出さる 三五五

○板倉閣老大樹公に攝政を仰出さるゝ様にとの周旋を依頼せらる 三五七

○尾藩成瀬隼人正上京幕府待遇の前後不同 三七七

○土藩後藤象次郎政體一新の趣意及び島津殿伊達殿より容堂殿へ遣は  
されし書翰 三八八

○春嶽公歸國に決せられし旨趣を小松帶刀に告げらる及び小松の意

見

三九六

○島津大隅守殿より春嶽公の歸國を暫時猶豫ありたき旨申遣はさる 四〇〇

○春嶽公歸國御暇願を 朝廷及び幕府へ差出さる 四一一

○幕府毛利家へ末家の内一人吉川監物家老一人上坂せしむべき旨を達  
せらる 四一七

○朝廷春嶽の御暇願を下戻され更に今暫らく滞在すべき旨仰出さる 四一八

○春嶽公再び御暇願を傳奏衆へ指出さる 四二〇

○土藩人長崎に於て英國人を殺害す及び春岳公より容堂殿へ遣はされ  
し書翰 四二一

○朝廷より歸國御暇を仰出さる 四二七

○最前四藩より 朝廷へ指出されし伺書に對する御指令 四二八

○春嶽公歸國出發 四二九

○薩宇兩侯より更に伺書を 朝廷に指出さる 四二九



○島津大隅守殿下坂療養願を 朝廷に指出さる及び願の趣御聽届 四三五  
 ○毛利家より末家以下出坂の受書を指出さる 四五一

續再夢紀事第六索引終

續再夢紀事卷十九 慶應二年九月ヨリ  
同年十二月ニ至る

朝議朝命ヲ  
以テ諸侯ヲ  
召集セララル  
事ニ決ス

○慶應二年丙寅九月朔日伊藤友四郎關白殿の許に參候す昨晦日參候する  
 筈なりしか 勅問の奉答未決なれり朔日巳の半刻參殿ある様にと昨日村  
 田左衛門少尉より伊藤へ申遣ひし、故本日參候せしなり御用人某に面會  
 して諸侯召集の 朝議如何決せられしやと尋ねしに昨日關白殿御始國事  
 掛り惣參 内 朝議を開かれ愈 朝命を以て諸侯を召喚られ且其御書付の  
 武傳より諸藩留守居へ直達の筈に決せられたり併一昨々日廿八 勅問に  
 對し右府殿始三人之御意見もあり又徳川中納言殿へ御決議の次第仰下さ  
 る、事となり今夕原市之進下坂する筈なれり尙兩三日の時日を要すへし  
 尤中納言殿より御請申上らるれり直に御發表あるへき積りなりと關白殿  
 仰られしよし答へたりき御手録



○同日山階宮より御直書其外御書付類數通來る左の如し山科宮來翰

追日秋冷相催候愈御多祥哉承度存候是無事乍憚御安慮可給候扱貴卿段々御盡力御周旋有之候諸藩召之一條先々成就致し實に神州之大幸無此上令雀躍候徳川黃門改心も國家之大幸候得共全貴卿之出誠意候よりと實に令感佩候尙萬々宜希入候

一先日以來差出ケ間敷候得共餘り風説も恐入候故郡牧召と幽閉人恩赦の密々舌ト書而段々申入候處少々口開候依而内々深く忝存候何も々天朝の慈眼視衆生をなくして百王不易之妙の消候事政府の文武の業を廣し禮樂文章を隆にし軍隊兵刃を盛にし信賞必罰を兼て然る後天下を御せされの東照宮之神機妙算も千歳に保候事の如何と存候何分々乍此上貴卿も爲公武十二分之御盡力伏而希入候

一牧伯召一條ト幽閉人赦一條とニ付夫々賜り候書關白殿ノ分三通前殿下之分二通議奏封中一合六紙入電覽候密々御心得にもと存候

一先日御内噂候和歌寫シ入覽候御覽後御返シ可被下候

一櫻老公極密書任御心易内々入覽候御覽後御返シ可被下候

一昨晦日議奏一封入覽候參内候處公卿殿上人有志輩廿人餘別參玉座に迫り直奏候

一防長解兵之事

一諸藩勅命召之事

一幽閉攝家親王清家堂上非藏人悉く恩赦之事

右三ヶ條ニ候然々處大名召勅命召幕命召之處兎角六ヶ敷未決ニ候何分從關白殿今一應徳川中納言御内話之上と申事ニ候解兵も六ヶ敷趣幽閉人赦も六ヶ敷趣扱々月ニ村雲花ニ風鎌倉山の星月夜唯々恐入候事計ニ候尙又貴卿の人の望と申徳川家依頼之御藩と申何卒々乍此上萬々可然奉爲公武御忠仕希入候先々内々必用計如是也恐々謹言



九月一日當賀

晃

德川中納言殿ヨリ二條殿ノ關白御條ノ國事掛御辭退ノ事ヲ召止メラレテ上ニトノ言ニ

○三日德川中納言殿より傳奏飛鳥井中納言殿へ書面を差出さる當時二條殿の關白職を賀陽宮の國事掛りを辞せらるへしとて御兩所とも參内せられさりし故なりとそ其書面左の如し御手録  
此度關白殿賀陽宮御辭職被仰立候由當今内外紛亂之御時勢樞要之御職務萬一御動搖ニ相成候様ニ而は天下之動靜ニ相拘り國家之御爲メ以之外之御儀と深痛心仕候殊ニ此上言上之通諸藩參集利害得失論定可仕折柄總而御變遷之儀御座候而は御不都合之儀と奉存候まして萬機之任御輔翼之職一時ニ御辭職被仰立候段 朝廷如何様之御混雜有之儀と諸藩之疑惑を開き此上意外之事變相生候様罷成候而は折角言上之素意も不相貫且追々之御勤勞も有之格別御信任も被爲在候御事ゆへ此場ニ於而彼是之御次第可有之筈も無御坐旁早々被召留候義勿論之御事と奉存候得共實ニ國家之御一大事ニ可被拘過慮仕候ニ付何卒速ニ右之御沙汰被成

下上下安堵仕候様御取計之程奉願候何分切迫之御時勢此段難默止言上仕候事

○八日飛鳥井中納言殿より御達左の如し御手録  
松平大藏太輔

德川中納言言上之趣も有之諸藩衆議可被聞食候間決議之趣ハ中納言を以可有奏聞旨被仰出候事

諸藩召集ノ朝命

○同日德川中納言殿へ左の如く御達ありしとそ御手録

德川中納言

過日言上之趣被聞召別紙之通諸藩へ御沙汰相成候ニ付而は上京候ハ、早々決議可有言上旨御沙汰候事

尾張前大納言 紀伊中納言 松平加賀守

右自身上京候様

松平 閑叟 島津大隅守 松平 容堂



伊達 伊豫守

右銘、當主可被召處御用筋御都合も有之、付上京候様

細川 越中守

右御用筋御都合も有之候、付長岡良之助召連上京候様

松平 阿波守

松平 美濃守

松平 安藝守

同 淡路守

同 下野守

同 紀伊守

藤堂 和泉守

松平 隱岐守

同 大學頭

同 式部大輔

右父子之内上京候様

松平 陸奥守

松平 因幡守

松平 三河守

松平 出羽守

有馬 中務太輔

松平 備前守

立花 飛騨守

右之面、上京候様

松平 大藏太輔

松平 肥後守

松平 越中守

上杉 式部太輔

右在京之分

徳川中納言言上之趣も有之諸藩衆議可被聞食候間速ニ上京致し決議之趣中納言可有奏聞旨被 仰出候事

諸藩召集ノ朝命ニ對スル在京藩ノ公議及春嶽ノ書翰

○此日薩藩にて、今朝御達ありし 朝命を岩下佐次右衛門携帶して本國に出發すとの事故大隅守殿御上京の見込なりや否を問合せらるゝ爲め青山小三郎を同藩邸へ遣はされたり小三郎大久保一藏寓所ニて岩下に面會して其見込を尋ねしに岩下云今度の仮令 朝命在らせられずとも大隅守上京 皇國の爲め盡力すへき場合なりと小拙は見込居るなり併邸中の決議の如何あるへき歟尙一藏に承るへしとて大久保に面談の上再び出來り一藏も同意にて邸議の出京の事ニ決したり依て拙生の直に國許に赴き右之次第を大隅守へ申立る筈なれ、大藏太輔様にも引續き御在京在らせら



る、様希望仕るなり尤十五日間に、必何分の御報道致すへけれの、仮令何様之御都合在らせらるゝも右御報道迄の御待合せ下されたし一藏も同様願ひ居るなりと申聞け尙又今度の萬世不動の國是を立らるへき時機と見込各決心致し居る事なれの大藏太輔様よりも大隅守へ御一筆下さる事への運ふましきや若下さるへしとなら、暫時大坂に滞留して待合すへしとの事なりき小三郎歸邸の上右之次第を公へ申上けるか公如何にも尤の次第なりとて書翰を遣はされたり左の如し波日記

一 翰啓上仕候秋冷次第増加之處先以

皇上益御機嫌能被爲入御同意重疊奉恐悅候扱は天下之形勢益不可爲に至り望洋浩歎弊邑に罷在候處去ル五月末幕府より長防之模様を寄り御動坐之場合にも可至に付御用之品も有之候間登坂可致旨降命有之將板閣の家來之者迄右御用之品の御動坐後華城留守之御内意之旨内諭有之指急き不及登坂譯への有之候得共元來長州御再征之義は御名義も不

明に付反正之御趣意是迄も度々及建議候事も有之候處況や御動坐と相成候而は不容易御次第天下之動亂とも可相成に付留守之奉命の扱置何分御動坐之義御諫止申上度と存込登坂之積候得共方今天下之時務橋公御同心無之候而は可被行様も無之に付先ッ橋公へ御相談之上登坂之心得に而六月廿五日國許出立廿九日京著直様橋公へ參謁存込の趣及御相談候處當分御動坐之御沙汰への有之間敷之由故強而及心配間敷との御挨拶に付猶長防之御見込相伺候處騎虎之勢に而御止難被成趣に而御同意に相成兼候に付當今之形勢と相成候而は猶更御名義正大に而公平之御處置ならての朝暮之御失體天下之惑亂にも可相成條々舌頭筆尖及ふ丈ケの類に辨論申上候得共兎角御採用相成兼候内大樹公御重病御大漸之御運ひに付徳川家之御継続の云々之次第有之候得共此義の漸橋公之御承續に相決候處將軍職之儀の御請無之御決心に而御辭退之義朝廷へも御内達有之候得とも征長之儀の更に思召止りも無之に付將軍



職も實の空位之折柄御名義益紛乱之譯故論辨も切迫を極候得共更ニ行  
 届不申遂ニ 朝命を以爲御名代御追討之事と相成親敷 綸言をも御蒙  
 り 節刀 天盃迄も御拜賜ニ而御發向も十二日と御決定殆挽回之地ハ  
 無之候得共橋公御在京之限りの不盡言而は 朝暮へ對し忠義之道も相  
 立不申儀故御反正之儀必至を極め建言ニ及候得共最早不可及事と相成  
 候故兼々其心構も御坐候而橋公御發程ニ相成候ハ、病ニ托し國許へ引  
 取候心得ニ而支度も調へ置候處豈料らんや十一日に至り小倉表戰爭之  
 次第肥後初解兵唐閣崎行等消息相達し橋公之御心算も總而違却ニ相成  
 彼剛情之角も折れ候歟初而御自反之御説と相成十二日御發向も御延引  
 小生輩も被召呼建言之條々も御相談と相成指向き御大喪御發表引續  
 朝命を以喪中弛兵之儀被仰出有名諸侯を被召呼大政之所歸 將軍職之義ハ  
 先達而御内意  
 有之節ハ御固辞御下坂後も華城御在住ハ無之御城代屋敷ニ御住居御歸京相成候而も銅  
 駝城へハ御入無之是迄之橋邸御住居ニ候細節ニ至りてハ小嫌も有之説ニ候得とも右ハ  
 御辞職之形迹尤明  
 著なる處ニ御座候 公議を以 聖斷を仰き今後之御國是并長防之御處置

等も總而咨謀之公論へ被附度との被思召立則十六日御參 内ニ而長州  
 征伐之 勅諭も御蒙り 天盃 節刀迄も被賜重々御恐入被成候得共最  
 早御征討ハ難被成候間休兵之儀被 仰出被下候様御詫御願ニ相成候處  
 夫々被聞食候彌今日以 朝命被爲召候様相成候義實々天下之大幸無此  
 上如斯大好機會ニ 皇國萬安之御定策御國是不相立候而は決而再期ハ  
 有之間敷と被存候間賢契ニも從來御契約之通り速ニ御上京御坐候而何  
 分にも 皇國之御爲萬古不拔之御基本相立候様御盡力之儀所仰冀ニ御  
 坐候召命も可有之橋公よりも梅澤孫太郎を以御頼ニ相成候義ニ候得  
 共小生ハ先前々之御堅約も有之候事故別段ニ陳啓徳川氏之起伏ニ不拘  
 爲 皇國企望仕候事ニ御座候則容堂宇和島長良等へも同様申越候事ニ  
 候何卒一日も早く御發程之義爲 皇國吳々奉希候先ハ右艸々申上度如  
 斯ニ御坐候恐惶頓首

九月七日

大藏 太輔



大 隅 守様玉几下

二白秋冷別而御自愛奉專祈候次ニ小生無異滯京仕候間乍憚御省念希上候已上

別啓長防之處置も此度之形勢ニ依り天下之公議ニ而可相決候間 詔諭到來次第速ニ及休兵候様爲説得勝房州橋公之内旨を受去ル十七日出掛候趣ニ候

一會桑の専ら征長主張橋公へ推穀候處橋公御反正之御説に依つて桑の革面臣從候得共會之臣僚の頑然孤立殆困究之勢ニ有之候何分此時ならすしての挽回之期有之間敷候得は吳々御差急御發程之程所翹望ニ御座候已上

九月

大藏 太輔

大 隅 守様玉几下

○同日土州藩武市八十衛來ル昨日酒井十之丞より書翰を以て來邸ある様

春嶽公容堂  
促ニ上京ヲ  
促サル

にと申遣はせしなり此時公武市に面諭せられし大意の予當夏上京已來云々の次第ありて遂に昨日 朝命を以て諸侯を召させらるゝ事となれり就ての容堂殿にも此際與病御上京ある様に致し度希望するなり尤御上京の上苦御旅館に御平臥ある程の事なれ予の日に參館御相談に及ふへし方今の大好機會に御出京御盡力なさらずは再び御盡力なさるべき期のあるへからすと存するなり此旨容堂殿へ申上る様にとの事なりしか武市申せし容堂事目今の容躰にての押て上京するも參 内を始め上様の御機嫌をも伺ひ兼ねへきか到底上京の叶ひ難かるへし公又參 内といひ御機嫌しといひ瑣細の事なれ夫等の所の余如何様にも計らふへし故に夫等の事への御斟酌なく何分にも御上京有る様に申上らるへしと懇々諭示ありしかの武市昨日の 朝命もある上只今御懇諭の次第もあれの尙又能く國許へ申遣のすへし云々申出退坐せり御手録

○此時公又容堂殿へ遣のさるへき書翰を武市に渡されたり左の如し波日記御



客月念二日之華狀九月四日八十衛持參家臣迄相渡拜讀仕候冷涼之候先以御清安珍重不斜奉存候僕例之通り瓦全滯京仕候條乍憚御放念奉希候先日は呈書凶計申上候處御承知相成御覺不被成御痛哭御同意ニ而候橋公繼統御請先々御同意安堵此事ニ候征長次第攻守顛倒小倉濱田等之落城爲天下憂苦僕見るところ足下とおなし不贅候橋公御進發先日八月中旬頃矢砲不可當勢如猛虎僕乍不及筆舌之戰爭盡力候得とも既ニ大敗と相なり又々弊國へ遁走之支度仕るべくと存候處唐關崎行細川勢初解兵より橋公眞に長征之無理ナルヲ覺悟被成候而自反之説に一洗僕か建言御採用之御書狀面謁之節も又同し速に被發大喪休兵之御願 朝廷へ出被 聞食候爾後以 朝命侯伯被爲召候而天下之國是公議を以て御一定被成度との思召立にて既ニ將軍職ハ御固辭之御決心乍憚感服仕候華城におらすして御城代屋敷條城ニ不入して橋邸ニ矢張御在住是固辭之證

にて候細節色々可有之候得共大綱如斯ニ候今日以 朝命群牧被爲召候事傳奏より達有之天下之大幸雀躍舞躡御同意ニ存候此大好機會ニ當り皇國萬安之御定策御國是不相立候而は決して再期ハアルマシクト存候足下御持病御發動御虛病ニあらず候事僕既ニ察知仕候得とも此度御出京御盡力無之候而は再期ハナクト存候與病御上京にて旅館に高臥被成候而宜しく壯健之僕輩毎日趨走御相談申上候得は何事も可辨足下心を勞して足を勞せず僕杯は心も足も勞し候而宜敷候間偏ニ御上京被下皇國之御爲萬古不拔之御基本相立候様於御旅館ナリトモ御盡力所仰望ニ御座候薩隅州長面長良等にも同様上京盡力申遣候事ニ候吳々も 朝命不待駕して行く事を奉企望候意長紙短書餘期面盡拜復旁啓上候委細八十衛へ申合候頓首

重九前二日書於鴨河東旅寓



容 堂 老 公座下

尙、秋冷別而爲天下御自愛專一ニ奉存候已上

○此日松平備後酒井與三左衛門以上御家老高田孫左衛門村田巳三郎以上御目付御福井より著す御手録

諸侯召集ハ  
出ラ宸斷ニ

○同日議奏六條中納言殿より常陸宮へ遣ひされし書面は左の如くなりし  
とぞ

諸藩召之儀別紙之通り被仰出候即寫差上候於此度ハ殿下御不參御衆説  
紛々ニ付全以 叡斷御治定ニ相成候此旨宜被申上候也

九月八日

有

容

常 陸 宮諸大夫中

春嶽公毛受  
鹿之介ヲシ  
テ諸侯召集  
ニ關スル意  
見ヲ板倉閣  
老ニ陳述セ  
シメラル

○十日毛受鹿之介を板倉伊賀守殿旅館に遣ひさる本日毛受を板倉殿へ遣  
ひされしハ過日原市之進山階宮へ參候して諸侯召集の 朝命を速に仰出  
さるハ様にと願ひ夫より直に議奏柳原殿方に到りて今般諸侯召集に係る

朝命の事を山階宮ニ伺ひしに文面上の事ハ瑣細の事なれハ如何様にも  
然るへし只、速に仰出さるハ様にとの思召に在らせられ則關白殿へ御直  
書を以て其思召を仰達せられしよし關白殿の 朝命を以て諸侯を召さる  
ハ事に別段御異存在らせられさるハ兼て伺ひ居る事なるに宮の思召も亦  
斯の如くなる上ハ疾にも 朝議御決定あるへきなり然るに今日に至り尙  
其御沙汰を仰出されず甚不審に存せしか斯く御遅延に至れるは全く議奏  
衆にて御滞りと承れり關白殿にも山階宮にも思召在らせられさる事を  
議奏衆にて濫滞せらるハ如何の次第なりや且今般の諸侯召集ハ 皇國  
一般に關する事を議せらるへき御趣意にてハなく即ち征長の事件見込之  
如く抄取らす其上西海諸侯解兵等の不都合もありし故到底此分にてハ局  
を結ふに至らすとの事より起りしものにて實ハ徳川家の處置筋を相談す  
る爲めの召集なれハ幕府より直に召集して相談に及ひなは夫にても事ハ  
濟むへけれと彼の梅澤孫太郎を使として各藩へ遣ひされしのみにてハ或



の諸藩出京せざる事もあらんかさての不都合の次第なれのとて 朝命を以て召集せらるゝ事を願ひれしなり云々申立し由に聞へけるか其前半の朝命の下る事を急ぐまでにて何事もなければ後半諸侯召集の趣意の其事愈相違なくの是迄公の盡力ありし目的との全く反對の事なれ其事實を問ひ質すべく又諸侯參集の上衆議に附せらるへき事項の如何決せられしや其廟筭をも聞合はせらるへしとてなりき斯て毛受板倉殿に面謁して申立し次第の今般 朝命を以て諸侯を召集せらるゝ上は追々上京仕るへきなり就而は衆議に附せらるへき事項の如何の御廟筭に在らせらるへきや大藏太輔甚心配致し參殿の上伺ひ度とも存し居る事なるか先以て鹿之介より尊公へ伺ふへき旨申付しなり何卒右御廟筭内々御漏泄下され度云々板倉殿答大藏太輔殿御心配の次第御尤至極なり中納言様にも殊の外御心配あれとも未だ衆議に附せらるへき事項御決定に至らずしかし此事の御急務の事なれ尙早々御決議ある様に盡力の積なり毛受云衆議に臨み何

れの事項より御談しあるへきか坏と御詮議ある様にては然るへからず先般前將軍様御他界の節中納言様御相續の御請あれとも將軍職の御辭退とありし事の如きは恐れながら大藏太輔には深く其誠意を感服し居る事なれと若其事御名聞を博せらるゝ迄の御虚飾にもあらは却而天下の害となるへし就而は此事項の聊御虚飾なく分明に諸侯へ仰聞られ其可否を衆議に御尋ねあらん事を希望仕るなり扱又此事の何れより聞たりやと御穿鑿ありての大藏太輔甚迷惑故申上かたき事なれともとて原市之進か柳原殿に陳述せし由なる諸侯召集の件の必ずしも 朝命ならされの叶はずと申程の事にあらず云々の次第を申出彌徳川家の御爲めのみに召集せらるゝ事ならば甚以御不都合なるへしと深く御案思申上居る旨申述へしに板倉殿云今般の諸侯召集の決して徳川家の御爲めを御相談あるへしとの事にあらず全く 皇國の御爲を御相談あるへきなれ此儀の大藏太輔殿御安心ある様にとの事なりしも毛受又云今般諸侯參集の上の種々の所存を申



立へきなれの中納言様に御私情を全く御脱却なさらずての叶ひ難しと申出しに板倉殿種々の所存との如何なる趣意なりやと問われければ毛受答今度の御反正を只管に難有事と存し中納言様を輔賛して御國是確立の事を希望する輩もあるへく又中納言様御反正の有無に拘はらず最早御輔賛致し難し天下の天下にして一人の天下にあらずとの旨趣に依りて別に御國是を立てむとする輩もあるへきなり板倉殿云如何にも尤の事なり毛受又云今度參集せらるへき諸侯方の中島津殿伊達殿山内殿等の如き有名の御方となれとも恐ながら其御材力を論しな中納言様の上に出らるゝ方は決してあらざるへし故に御面議の上の結局中納言様の思召に歸服せらるへしと考へらるれとも方今高貴の御方よりも卑賤の者に人材の多き世なれの假令藩主の中納言様の御趣意に服せらるゝも其臣下には尙意見を持する類多々あるへければ御役人方の中にて藩臣に應接辨論を要せらるへき場合もあるへし然るに御老中方とても矢張高貴の御方なれ

の藩臣異見ある者に直接御辨論等は如何あるへき歟就ての大小監察邊の御役人を特別に御人撰にて所謂直接辨論の任に當らせらるゝ事肝要なるへし板倉殿云如何にも尤の事なれば早々中納言様へ申上諸侯參集迄に右等の準備を整へ置へし毛受又云今度衆議の際徳川家の御爲に御不都合に當る事なきにあらざるへし去りながら諸侯の何程大といへとも到底徳川家の大に追付へき者なきの申迄もあらざれば如何なる御不都合の事をも壓抑せられず御採用となり扱徳川家に於て爾後條理を失はせられず御威權の矢張地に墜る事なかるへし世論紛々の今日諸藩に對し威權を争はるゝの吳々も宜しからざるへし板倉殿云如何にも其通りなるへし云々なり御手録

○此日又酒井十之丞を長岡良之助殿方へ遣はさる長岡殿昨九日入京ありし故なり此時長岡殿酒井に申されし今度拙者上京せし黄門公の眞に御反正あらん事を希望せし故なり方今天下の形勢危急切迫なれと黄門公

長岡良之助殿入京及時ノ意見



眞に御自反ありて日夜名候賢伯と共に御相談の上國事を處置せられな  
挽回或の期すへからざるに非ず若之に反し従前の御氣習にて名候賢伯を  
余所々敷取扱のれむに寂早土崩瓦解救ふ可からざるに至るへきなり  
加之方今英といひ佛といひ詐術を以て皇國を攪動せんとするよし若其  
術中に陥られなは皇國の命脈の今日限りなるへし兵庫港の事も近々切  
迫に談判を開らかんとするやの風聞あり是等も黃門公に御心得なかる  
へからず故に今日の夕刻より御旅館に推參して十分に御了解に至らるゝ  
を期し言上の積りなるか兵庫港の件大藏太輔様に御見込如何在らせら  
るへきかとの事なりけれの酒井答兵庫港の件の大藏太輔にも兼て憂慮せ  
られ上京已前十之丞を京坂の間へ指出されしも即ち此一事なり夫故十之  
丞の板倉殿其他正親町三條殿等へ度々參上速に兵庫港を開かるゝ敷又の  
代港を指定せらるゝかの内何れにても我より談判の端を開かれ然るへし  
と仰立られしなりと申せしに長岡殿萬事符節を合すか如き御論旨にて滿

長岡良之助  
殿徳川黃門  
公ニ時事ノ  
ヲ見テ申立

足此上なし扱今夕黃門公御旅館にて對談の次第の明十一日夕方其御邸へ  
參上御面話申すへしとの事なりき御手録

○十一日長岡良之助殿御來訪昨日良之助殿より徳川黃門公へ言上ありし  
事項の御談話ありき其大意の第一兵庫開港の件其内英より必切迫の談判  
にも及ふへきか就而は今日彼の申出るに先たち速に有名の諸侯に議せら  
れ開港ありて然るへく第二長州再討の御非擧なりし事を御了知の上の朝  
旨幕議のある所を御明示ありて是も速に有名諸侯に議せられ相當御處置  
在らせられたし第三長州御處置の寛大を旨とし削封の事を除かれな其  
他の事の必服罪すへきか第四今般黃門公御反正の上の薩を始從來の御疑  
念の斷然脱却在らせられ度表向の事のみ御反正ありても是迄の如く有名  
の諸侯を御疑ひありて天下の治安覺束なく終に外國の術中にも陥ら  
るゝ事となるへし等なりしか黃門公に御尤至極なり決して薩始を以  
前の如く疑ふ事なく萬事打明て相談する積りなりと答へられし云々なり



き良之助殿又云黃門公へ意見言上の上の直に歸國すへし尤有名諸侯召集の時の再び上京の積りなり云々此時公近日良之助殿を山階宮へ同伴すへき旨約せられたり御手録

○十三日毛受鹿之助を長岡良之助殿方へ遣はさる今朝長岡殿より召喚ありし故なり此時長岡殿毛受到に申されしは今日黃門公御旅館へ參候黃門公始板倉閣老へ尙又所存を十分に陳述すへし又明十四日の公を長岡殿邸へ御招待緩々御談話ありたし又山階宮へ御同伴の事を願ひ置たれと邸内に物論あれの御斷り申上たし云々なりき毛受へ御渡の御直書左の如し御手録

昨夜申上候山科宮へ參殿之義何分無餘義仔細有之御斷申上度鹿之介へ申托置候通りにて弊藩憤發之際憤發に差障り候様々相成候而は決而難相濟邸内之情實無餘義都合々相成居尹宮様にも罷出不申山階宮様にのミ罷出申候處甚不都合々相聞へ大事之前之小事故罷出不申方可然と奉

春嶽公德川  
黃門公ノ旅  
館ニテ從來  
ノ失政ヲ更  
メラルベシ  
云々陳述及  
其意見書

考候ニ付御賢察可被下奉願候國議之次第中納言様へ申上候盡力之義ハ吳々も盡力可仕候間御安心奉願候邸内之事情等昨夜之御談話筋の他ニ洩不申様奉願上候實ニ爲天下爲國家御機密ニ奉願候恐々敬白

二仲御自玉奉祈候修理殿十之丞へも書中之趣御鶴聲願上候早々頓首  
○十四日九ツ半時徳川中納言殿の御旅館に參候せらる今朝板倉殿公用人より參候ある様にと申遣ひし、故なり此日公參候の際長岡良之助殿にも同しく參候せられ中納言殿に御逢も御同席なりしか御杉重御茶の御響應ありて緩々御對話あらせられたり扱御對話中今度諸侯御召集となりしに賀すへき事なれとも前日の如く諸侯を御疑ひありての大隅守始發論にも及ひ難かるへし此儀の如何あるへきやと公及ひ良之助殿共々申上られしに中納言殿決して疑念を狭まざるへけれの御安心あるへしと答へられたり公又今度御召集の諸侯の素より有名の輩なれとも今日の天下の諸侯都て慶元時代に於ける有名諸侯の如くならず故に衆議を聞かれんに各藩共



其臣僚の言路を御洞開ある事肝要なるへし扱各藩臣僚の言路を洞開するにの大小監察等に適當之人を精選し應答せしめらるゝ事も亦肝要なるへしとの意見を開陳せられ即ち意見書を指出されしか中納言殿御熟覽ありて至極御尤なりと答へられたり其意見書左の如し御手録

今般彌諸侯上京衆議被聞召候 朝命被爲在候に付而は乍恐天下今日之形勢に立至候も畢竟幕政之御失躰を起り候儀に而上奉惱 宸襟下士民を困究に爲陷候者全く幕府之御失策に而今度徳川の御繼統御承續被爲遊候に付而は何角も既往之罪の上様御一身に御引請追而如何様とも御嚴責御甘受可被遊候間差向 皇國を維持する基本只管相立候様被遊度諸侯無隔意御相談之義御頼被遊候事第一儀と奉存候夫に就而は諸侯各既往を論候様相成候而は今日に差縫候儀紛起致し可申依之諸侯此既往を不論御國是相立候衆議に盡力仕候様之御處置自今被成置度右之儀の別儀にも無之名望有之有司早御精撰御登用職掌正敷相成先以從來之

御失政惣而諸藩上京に先ツテ御更始被成置候義大急務と奉存候且諸侯段々御相談御聽受可被遊の勿論に御坐候へとも素々家臣有志之議論より紛擾に至り候儀も多々有之候儀は是迄之形勢を以て可察知奉存候間家臣有志議論も申上候様被仰出度其節の大小監察邊にて應答仕候様有之度奉存候右に付而は前文申上候通り有志之御撰用御速に被命候様奉願候此度之衆議人心之向背事之成否御國是之立不立此御一舉に可有御坐奉存候此段不願恐奉申上候以上

○斯て公又岡部駿河守御採用ありての如何と申上られしに中納言殿此人物の至極相當なり然るに癆症に罹り追々疲勞當年中に危ふしとの事なれの残念ながら六ヶ敷かるへし就ての山口駿河守にての如何と答へられければ公至極相當なるへし併昨年の兵庫港一件に關係あり此所如何あるへきかと申上られしか中納言殿いかにも其事あり目今の呼出かたしと仰られき畢て中納言殿又勝安房守過日歸京せしか種々長き咄しもあれと結



局今般の趣意ハ長州にても相悦ハ内々承諾セシ由ナレハ最早暴動ハある  
ましくと存セラレ好都合に運ヒタリと仰ラる公又目下關白殿尹宮御辭職  
のよし何卒關白殿ハ御出仕ある様御盡力を希望仕るなりと申上ラれしに  
中納言殿是非何とか心配致シ度近日關白殿へ愚存申上る心得なりと仰セ  
ラレキ夜六ッ半時歸館セラレたり御手録

○十六日横井平四郎より毛受鹿之介へ書狀到達す左の如シ御手録

先便拜呈仕候澄良之二公子政事御聞ニ相成件々之御英斷有之舊來之因  
循漸々耳目を改候勢ニ而當節藩中之大慶此事ニ御座候附呈仕候事

十一日

別啓

小

楠拜

先便小倉等之事情拜呈其後之光景夫々御承知之通果而大變動ニ相成リ  
殊ニ大樹公御薨去大難事一時ニ到來誠ニ危迫之御時節如何之御處置ニ  
出候哉老公様御苦心御憂慮奉恐察候一日も早く新大樹公御相續誤國之

奸邪御黜斥内外有名之侯伯ハ申ニ不及旗下顯名之諸君子御登用別而薩  
ハ無實之冤塞ニ候得ハ大隅公早々御呼上長州之御處置御任せ被遊度総  
而舊來之御非政御改正天下列藩と共に公正之御政道ニ出候得ハ所謂凶  
を變して吉と爲す一新更始 皇國之興隆此時と奉存候若又然らす此大  
變に當リ尙舊來之御處置ニ出候得ハ各藩分裂同屬相喰不可言之大禍亂  
とも可相成候何も先書之拙存ニ而外ニ言上之筋無御坐候過言奉恐入候  
得共拜呈仕候頓首々々

八月十一日

横井平四郎

薩藩大久保  
市中藏徳川中  
納言殿ノ反  
正ヲ疑フ

○此日青山小三郎を薩藩大久保一藏方へ遣ハさる此時大久保申聞しは此  
節徳川中納言様より御除服の上御參 内なされ度且將軍家同様の御會釋  
をも仰出れ度旨御願ニなれりと承りし故昨日陽明殿へ伺候して其事實を  
伺ひしに過日關白殿より廻達ありし御趣意ハ中納言殿より十六日御除服  
十七十八日頃御參 内先以將軍家同様の御取扱にと願出られし故 朝議



あらせらるへしとの事なりし由然るに此 朝議在らせらるゝ事を近衛内府殿山階宮に御不同意にて徳大寺右府殿へも御相談ありし趣なり借其御不同意なる所以の方今殿下并尹宮とも内府殿山階宮等御訪問ありても御辭職御出願中なれはとて御面會なき程の事なるに原市之進參候すれの内々拜謁仰付らるゝ由此一條も御不都合なる上殿下御辭職御出願中朝議之事を御廻達あるも御不都合なり又中納言よりの願筋若御聞届ともならは諸侯の來會も其詮なかるへく此一事の特に治亂興廢にも關すへき重事なりとの御意見のよし右に付徳大寺右府殿山階宮近衛内府殿一條亞相殿九條亞相殿等御相談之上先以徳川中納言よりの願筋の御聞揚なき様にと申出られ尙其上にも御聞揚あらは御一同に國事掛り御免を願はるへしとの御決心にて御連名の御書附も出來明日御參 内直に奏聞あるへしとの事なり尤此節の殿下尹宮とも御參 内なく御壅塞の懸念もあらされの多分御聞揚なき方に決せらるへしと承り昨日の聊安心して引取れり

又云中納言様御願の如く將軍同様云々の事御採用の方なれは大隅守出京しても其詮如何あるへきか先日岩下佐次右衛門薩行の時出港せし火船の外に今一艘の火船を兵庫に繋ぎ置たれは 朝廷今日の御摸様を早く國許へ申遣はすへき積なり又云今般 朝命を以諸侯を召さるゝに至りし迄の事件の全く大藏太輔様の御盡力に依れり就ては中納言様は爾後毎事御相談あるへく大藏太輔様にも 朝夕御旅館へ入らせらるへき筈なるに目下左様の事も在らせられさるよし左すれは中納言様の御反正も眞の御反正にはあらさるへきかと存するなり又云今般諸侯上京の 朝命中納言言上云々中納言ヲ以奏聞云々とある文字 朝廷に於ては御除きの御詮議なりしに市之進關白殿へ迫り是非此文字の御挿入下されたし若御除にもなりなほ幕威の彌地に墜ち今後幕府を援くる諸侯のなきに至るへしと申立しよし殿下の御除きの方に種々御説得ありけれと過般諸藩召集の爲め梅澤孫太郎を派遣せんとせし時若不參すれは再應も再々應も使を立尙其



上にも参らざる時の中納言身自ら廻國致しても上京致さずへしとまで申上し程の事故何分にも此文字御挿入を願ひ奉る旨強而申立終に御聞濟にて御挿入となりし由云々なりき御手録

二條殿ノ關  
白ヲ辭セテ  
レシ旨趣及  
ビ召集ノ諸  
侯參集以前  
ハ朝議ヲ廢  
セラレベシ  
トノ詮議

○十七日伊藤友四郎を山階宮に遣はさる昨日大久保一藏の申聞し趣を青山小三郎公に申上しに除服參 内將軍同様御取扱云々の事の此節柄中納言殿より願はるべきにあらず又 朝廷にても御聞濟ありては御不都合ならんとて昨日近衛殿山階宮御始御參 内ありし時の 朝議を聞合はせらるゝ爲めなり借伊藤宮へ參候國分上總に面會して其次第を聞合はせしに國分云昨朝右府殿山階宮九條殿一條殿其他國事掛りの御方御連署之御書付出來則國分へ其御使を命せられ議奏衆へ持參差出せしか夕刻に至り宮始諸卿參 内 天前に於て段々御詮議の次第ありしに 皇上にも諸侯來會までハ 朝議なき方を尤に思食され愈其御事に御決定ありし由なり國分又云今般中納言様御願の次第を 朝廷に於て御許容ありてハ 皇國

の御爲甚宜しからす徳川家の爲めにも却て悪しかるへし畢竟諸侯參集前中納言様ニ於て右様の御物數寄あらせられす悠然侯伯の上京を御待なさるべきなり尤昨日御參 内已前兩三日間の國事掛りにて種々の御難論もありし由なるか大久保一藏陽明殿へ參候して殊の外盡力せし趣なり云々國分又云山階宮今度國事掛り御免ある様願はるゝに決せられ則今朝御願書を飛鳥井中納言殿へ差出されたり伊藤問何故に國事掛りを辭せらるゝ事になりしや國分答諸侯參集迄ハ 朝議を開かせられざる事に決定しければ今後又々如何なる難事の發起せんも計りかたし故に今日の儘國事掛りを負擔せられなは諸方より拜謁を願ひ又は歎願等を指出し無益の事に御迷惑の儀少からざるへし夫故御免の願を出されしなり尤御免にかならざるへけれども御願中は何方より何様の事を申出ても御關係に及ばざる故因循日を送り諸侯の參集を待たるゝなるへし已に今朝市之進參殿せしか中納言殿の除服一件を願ふべき積の由なれと御免御願中故拜謁仰付



られす原の大ニ驚きて歸りたり國分又云十五日頃梅澤孫太郎歸京せし由なるか薩州始各藩へ御使相勤しに何れも上京致すへき旨御請に及候由此時井上大和申聞しの中納言殿には矢張征長の思召に在らせられ諸侯參集の上は是非征長の議を決せらるゝかと存せらるゝなり既に原市之進今ノ幕にも歩兵出來小倉位ノ諸家の手を借らすとも攻取る事を得へし抔折ノ口外する由又云山階宮より御免御願の書付を飛鳥井殿へ差出されし時飛鳥井殿申されし昨日宮中に於て御内話を伺ひしゆへ御願書の御預り申上くへし去ながら御許容のなかるへし云々御手録

○此日毛受鹿之介を近衛殿へ遣はさる此時毛受内府殿に拜謁して伺ひし件々の大意ノ内府殿仰先日關白殿御辭職御願出し後十月朔關白殿を尋ね參らせしに御所勞のよしにて御逢御斷とありし故國家の御爲め申上度事もあれは是非御逢を願ふなりと申入れれと強而の御斷にて空しく歸りしか其翌日山階宮御尋ねありしに其日の關白殿御對面ありし由偕關白殿

宮へ仰せありしは過日堂上列參の時此節仰出さるゝ事の都て拙者と尹宮と兩人ニ而 叡慮を矯くる様に言上せし由然るに拙者は是迄一事として叡慮を矯し事なけれは如何にも殘念少からず尤尹宮の聊潤色を加へられし事なきにあらされとも是迎も 叡慮を矯られたりと申すへき程の事にあらず夫故此雲霧の何處迄も晴らし度ものと存せらるゝなり又此節拙者のみ辭職御差留にて舊の如く出仕する様にと申す人もあれとも何分拙者のみ出仕の致しかぬるなり今後 叡慮を矯けさりし事晴天白日となり拙者并尹宮とも辭職御差留にて同時に參 内仰出され一旦此事の局を結びし上尹宮是迄の如く國事に御關係ありては 朝廷の御爲宜しからず又宮の御爲めにも悪しからんとの事なれは其時ハ拙者も尹宮の御辭職ある様盡力すへし兎角今日の如く雲霧四塞にては致しかたなし殊に拙者一人に出仕せよ抔との條理不分明と存せらるゝとの事なりしか山階宮の御同意至極と仰られし由内府殿又仰方今關白殿御辭職御願中故事の大小を問は



す 朝議在らせられずとの事なれと拙者の小事迄も 朝議なきは不都合の事ならんと存せしか山階宮の初めより何事も諸侯の來會を埃つへしとの御意見にて關白殿の御辭職御願も其儘になし置れ然るへしと仰立られ又小事の 朝議あるへしとの議論ありし時も事の大小に於ける分明に區別致し難けれの矢張此儘にて諸侯來會迄の打捨置くへしと仰立られたり且又此 朝議ありし時議傳の山階宮の御意見を御尤なりと申立 主上も是を可とせらるゝ由故拙者も御同意申上則山階宮右府殿一條殿九條殿及び拙者連署にて其段申上尙又即日 天前に於て御評決あり云々なりき御手録

○同日午後公永觀堂若王寺邊散步暮時歸邸せらる御手録

○十九日伊藤友四郎を山階宮に遣はさる此時伊藤國分上總に面會して承りし大意の一昨日原市之進關白殿へ參候して方今御當職并に尹宮等御不參ニ付群牧參集迄の事の大小を問はず 朝議を開かれすとの御事なれとも大事の群牧參集を埃たせらるゝとも小事の御取扱なくての廢朝も同様なり

關白殿ヨリ  
小事ハ朝議  
アラセラル  
ベキ旨廻達

既に止戰の御達しありし後小倉にて小戰爭ありて伺の上ならての取計らひかぬる様の事もあり又中納言除服願の事もあり夫是指支少からす云々要請に及びし由右故か即夜關白殿を俄に議傳御呼上げ御相談となり十八日に至り更に小事の 朝議在らせらるゝ事に決し其旨廻達ありし云々なりき御手録

○廿日松平備後酒井與三左衛門高田孫左衛門村田巳三郎福井へ出發す松平酒井の廿三日福井著高田村田の廿二日福井著之筈御手録

○廿一日青山小三郎薩藩大久保一藏を訪ひしに大久保不在なりし故内田仲之介に面會して大隅守殿愈御上京に決せられしや否を尋ねしに内田答先日大隅守へ上京すへき旨の御達ありし故岩下佐次右衛門國許に赴き目下上京する事に決し居れとも今一應 朝廷幕府の御模様を在京の者より報道せし上出發する筈なり然るに目今 朝議屢變し且黃門殿も眞の御反正なりや否疑なきこと能はず故に假令上京しても盡力すへき目途なし此



躰なれは容易く出京にの至らざるへきか尤岩下出發後の景況を報道する爲め兵庫港に火船を滯泊せしめ置たれば明日或の明後日解纜せしむへしとの事なりき御手録

○此日夕方内田仲之助更に青山小三郎方に來り告しは一昨日承りしに朝廷の御詮議時々變ずるとの事故甚以て恐入大隅守上京盡力の機未だ到來せざるかと考へ今朝御面談に及びし次第もありしか尙又山階宮にて國分上總を尋ね承りしに 朝議の格別の御變りもなきよし申聞け少しく安心せり右故廿四日には兵庫繫留の火船を發し實況を報道する事に決せし云々なりき

○廿二日午後八時半時徳川中納言殿の旅館に參候せらる此日旅館に於て板倉殿に御面談中公中納言殿御除服御參 内の事の如何決せられしやと尋ねられしに板倉殿飛鳥井殿より御除服御參 内の暫時御見合ある様にと内々申來れり併關白殿御引入の折なれの一刻も早く御除服御參 内あら

春守大久保  
一翁推及  
梅澤孫太郎  
赴薩土兩藩  
復命シ時ノニ

せられたきものなり且又山階宮にも御引入なるか同宮の大藏太輔様御懇意の事故御出勤ある様御相談ありての如何と申されしか公申されしに當今御引入中故參殿しても御逢ひなかるへけれの到底周旋の行届かざるへし中納言殿御對話の大意の公云諸侯追々參集すへきに關白殿御始御引入にての諸事御不都合なるへし其後の御模様如何中納言殿御答此事の誠々心痛致し居るなり既々先日廢 朝同様の御達しともなり其後小事の朝議あらせらるゝ事になりたれと關白殿尹宮を始山階宮までも御引入御辭職御願にての何事も先行させず當惑の外なきなり公云過日申上し大小監察等御精撰の事の其後如何決せられしや中納言殿御答御意見の御尤なれとも未だ其人を得ず就而は御心付の人物のあらざるや尤永井主水正近日上京すへし其他に淺野美作守大久保主膳正等至極可然歟と存せらるれと美作守の方今陸軍奉行にて専ら御用に立居る故急速轉職の六ヶ敷なり公云勝安房守の事を板倉伊賀守に承りしに御軍艦修補の爲め近々東都



へ御歸しの由此人の一奇人にて薩始諸藩にても相識多き事なれの諸侯參集の時の必ず御用に立へし尤此人を監察等に御撰用ありての却て其材を縮めらるゝ事にもなるへけれの矢張軍艦奉行の儘用ひられて然るへし云々又大久保一翁の御承知の通り強情なる人物にて同僚ある御役義のむつかしかるへけれと是又諸藩にての依頼致し居る事なれの召寄せられ御使用然るへし尤隱居のまゝ御使用の方なるへき歟中納言殿御答御尤なり尙勘考すへし公云諸藩上京の事此節如何の御運ひなりや中納言殿御答梅澤孫太郎薩州に行き大隅守に面會使命を演へしに段々仰下さるゝ旨畏れりいつれにも上京仕るへし去ながら國議の趣もあれの彌上京に決せし上の發途前家來を差出すへしとの返答なり大隅守上京の節小松帶刀召連れの事をも申演へしに是も召連る様仕るへしと答へしよし土州にての容堂痔痛にて不快なれとも差たる容躰にもあらざる故療養を加へ上京仕るへしと答直書をも差出せり云々なりき暮六ッ半時歸邸せられたり御手録

○廿三日午後出邸加茂川堤より山鼻東山等散歩暮六ッ半時歸邸せらる御手録

○此日大久保一翁よりの書翰到達す左の如し來翰録

先般は絶言語候御事奉恐入候爾來上様格別之御當不被爲在御様子奉送拜一段之御事奉存候隨而明候御障も不被爲在當節の御在京と歟平山謙二郎歸府面會相伺此上之御事と奉存候其後御繁多之御事も奉遠察相扣御動靜承知不奉伺に付以寸翰相窺候此地米價高直に競候而は市中近在其穩に而融通も不惡様子に承込候將又長防も最早可濟外の無之時宜と被察候只此機會士風の寛永頃に復し御國是の公議眞ノ公にに極兵制の日新に出候様祈居候

一頃日津田眞一郎西周助兩人共開成所上京被仰付候由に候間上京候へ、兩人とも御呼寄彼國傳習中之事等御尋御座候へ、乍憚御心得にも可相成一度に無之兩三度も御旅館へ御呼寄可然奉存候開成所にては三人之人物に



候外一人ハ眞一郎周助先年著述ハ私より入御覽候ト覺居候其内眞一郎性質剛直ニ而元々國學も可なり心得居見掛之野ト違大事ニハ妙ニ明ニ候私念少キヨリ周助ハ漢才も有之候此度幸上リ候事ニ付御尋被遣被下候様自然公明ニ候奉存候尤兩人共書生風故俗禮ハ不得手ニ候

一關東筋も風水不少候得共其實米ニハ格別不障由故歟市中近在とも常ニ不變穩ニ候只々與力并御賦方等俄ニ嚴重ニ歩兵被命口々ニ不平申計ニ候中ニハ妻子狂氣又ハ流産も不少由風聞ニ候尤其御趣向惡ニハ無之候得共元々身分違居候與力同心御賦方ハ三等ニ而下等ハ上等之草履迄直し兩刀も不帶者と一列ニ相成旁不平之事ニ候是等ハ聊寛裕漸々之御仕向ニ候ハ可然哉不平兵多く増候ハ却而御失躰可生哉心痛仕候  
但是迄情弱之風習ニ而宜譯ハ毛頭無之候得共從來組下之者士氣有之文武等心掛候者ハ頭支配之氣ニハ不入候風故自然情風を極候事ニ候下計之罪ニハ無之と存候

一右等小事ニハ候得共近日一種之巧迎風漸々相見ヘ候何レニモ舊習御一洗無之而ハ不相成御時節ニ御手始巧迎者流御瑾を不付様奉祈候  
但黒嘉一條何事歟ハ不存候得共御退之由ニ而志士一同是ニ而ハ開眉之事ニ承候是ハ翁も同意ニ候

先ハ當節之御動靜奉伺度文略ハ平ニ御海怨伏而希候恐懼謹言

九月十五日

一 翁 寛

○同日土州侯より書翰を遣はさる山内容堂公書翰録

先日托家臣發一書候未得貴答如何御消光定而御安清御滯京ト奉萬禱候過日は自浪華城大君御凶左右到著於僕ハ外藩中格別得知遇候儀別而恐入候次第ニ御座候御相續も橋公御決定此處ハ奉安心候乍去關東旗下之士紛擾ニハ至不申哉旗下之士橋公を不好者不少察候足下所見御教示奉冀候橋公之御使者梅澤氏九州諸藩を廻候末弊藩へ參候趣何等之御主意哉多分上京せよに不過々乍恐奉推察候如何 將軍宣下何時頃ニ候や寂早黃門公にも御受



可相成や征長様子如何勝房州長へ參候様子何故候哉亦御教示可被下候尹宮山科宮且關白殿下陽明家等近頃御様子如何足下參殿折々被成候や右の時候御見舞旁如此御座候書外期後音之時候也

重陽前一日

狼先生

暢迪大兄侍史

○廿五日晝九時半時出邸徳川中納言殿の御旅館に參候せらる公去ル六月登京以來國事に關し夫是盡力せられし次第ありしか八月にいたり一橋中納言殿將軍家の喪を祕し征長御名代として進發せらるゝに決しけれ此上の速に歸國して目前の是非には關係せざるへしと決心せられしに九州諸藩解兵小笠原閣老長崎へ退かれしよしの報知京坂に入りし已來幕議俄に一變して將軍の喪を發し征長の軍を止め有名諸侯を召集し國是を議定せらるへしなと稍反正あるへき事となりけれの敢て歸國の事を思ひとゞまられしとなく滯京ありて再び國事に關し盡力におよはれけれと徳川殿の

反正其實未だ全く公平無私とは認めかたかりけれの斯くての盡力も其の詮あるへからすに此まゝ滯京してあらは他日參集の諸侯とゞもに公議を盡さるゝ際の都合もあしかりなんとて更に歸國の許可を乞ひるゝ爲め本日旅館に參候せられしなりさて板倉殿に面會ありて今般國許より重臣共出京是非一旦歸國する様にと申出止を得ざる事情あれは此際御暇をたまはる様御周旋を乞ひ度旨陳述せられ其願書案をも見せられしか板倉殿如何にも御據なき次第なれは拙者の心得居るへし程なく中納言殿御面謁あるへけれの尙御直にも申上らるへしと答へらる公云今日は心付等申上へき簾なく私事の願のみなれは謁見を請ふまでもなし貴官より願意を執達したまひらゝ事足るへきなり板倉殿さらゝ暫し御待あれとて直に中納言殿の御内意を伺はれさて只今伺ひしに據なき事なれは暫時御暇聞とゞけらるへし云々なりき御手録

○廿六日板倉閣老へ差出されし歸國御暇の願書左の如し御手録



春嶽公歸國  
御暇ヲ請願  
セラル

拙者義從當夏上京仕居別而先般從 朝廷被仰出候趣も御座候ニ付諸藩  
參集迄滯京罷在候心得ニ御座候處頃日國元より國政向改革筋之義ニ付  
同氏越前守家老共差出申談候趣も有之其上米價高直ニ而下民不穩由も  
相聞候ニ付旁以暫時立歸國許へ罷越度奉存候此段相願申候以上

同夕御附札

春嶽公歸國  
御暇ヲ請願  
可セラル

可爲願之通候尤國政向申談相濟候ハ、早々上京可致候

○同日傳奏飛鳥井中納言殿へも御暇願を指出さる左の如し御手録

私儀先達而御達之趣ニ付直ニ滯京可仕心得ニ御座候處頃日從國許國政  
向改革筋之義ニ付同氏越前守家老共差出申談候趣も有之其上米價高直  
ニ而下民不穩由も相聞候ニ付旁以暫時立歸國許へ罷越度奉存候此段奉  
願候以上

廿八日御指圖

暫時之儀は不苦尤諸藩上京迄ニ必可登京事

高崎左京開  
陳述ノ意見ヲ

○此日朝四ツ時出邸山階宮へ參候せらる午餐の御饗應あり國分上總高崎  
左京外ニ薩藩藤井宮内曇華院宮御内結城筑後守等出席伊藤友四郎島津十  
太夫をも召出され書畫の御餘興もありて夕六ツ半時歸邸せらる此時公近  
々歸國すへき旨宮へ申上られしに宮諸藩上京の頃迄に必ず出京ある様  
にと仰られたり結城云今日柳原殿へ參候せしに柳原殿申されし昨日國  
事掛り參 内にて徳川中納言除服の事彌御決定になれり今日山階宮へ參  
候の事ならば其事を宮へ申上尙大藏太輔殿へも申述へよとの事なりし宮  
又仰に過日伊達伊豫守より書狀三通を遣りし其一通に是迄度々上京せし  
かと更に盡力の甲斐なく殊に今日の家計困弊を極め居り旁上京の仕り難  
しと認め又一通に前書の通りなれとも大藏太輔大隅守良之助等上京致し  
盡力の見据も立へき事ならば御内々仰下さるへし其節ハ上京仕り乍不及  
周旋すへしとありたり大藏太輔殿に如何思はるゝにやとありしか公御  
答恐ながら宮に如何思召すらん大藏太輔に於て伊豫守心得違ならん



と存せらるゝなり如何とならば今般諸藩を召集せらるゝの恐なから  
朝廷及徳川に於て天下の國是を立らるべき爲めに召に應じ上京の諸侯  
の不肖ながら其國是を議し奉る筈なり伊豫守の申如く見据已に立し上な  
らは最早上京に及はざる次第なり就ての宮より大隅守良之助等上京す  
る頃迄には是非とも參著すへき旨仰遣のされ度存し奉る云々なり宮又  
仰高崎左京聊御咄申度事あるよし近日其御邸へ參上すへし公御答不日歸  
國出發の筈にて邸内混雜故只今其咄を承りての如何此時高崎左候の只  
今此御席に於て申上へしとて先年大藏太輔様御在京中萬國一天四海同胞  
と仰聞られし事あり私爾來深く心記し一日も其御一言を忘却仕らさ  
りしか方今海外の形勢各國互に交を結び居る趣本邦に於ても固陋の舊習  
を墨守すへき時にあらず指當り兵庫港の如き速に開港に至らすての國家  
の御爲め然るへからず私事山階宮御附にて多年御奉公致し居候も畢竟右  
之素願を達する爲めに御坐候先年佐久間修理上京に及ひ候様相成候事も

矢張其見込を果さん爲め内々宮へ紹介に及びし事にて度々拜謁仰付られ  
西洋各國の事情等御尋ね遊はされしなり其後修理にの御承知之通り刺客  
の難に逢ひ候故致方もなき事となりしか勝安房守にも拜謁致させ度其旨  
を通せしに勝の幕府の嫌疑を避る爲め固く辭退に及び拜謁にの至らさり  
けれと宮よりの御内々物をも賜り勝に於ても恩遇に感じ居候次第なり  
云々陳述せし故公段々容易ならざる心配感じ入候就而の宮にの西洋の事  
情等只今にては御承知遊のされ候哉と尋ねられしに高崎今日にては能々  
御合點在らせらるゝなりと答へけれの夫の天下の爲め誠々難有事なり就て  
の内府公の如何と尋ねられしに高崎内府公の未だ御合點に至らせられず  
去りなから是の藤井宮内等申談し追々御説得申上へき積りなり公又正親  
町三條殿の如何高崎是も内府公御同様なれとも折を見合せ申上候の必  
御合點あるへし又醍醐殿の從來蘭學を好まれ目下縉紳中第一の開國家な  
り追而の大臣にも進ませらるゝ様仕度ものに御坐候今度諸侯方御參集の



時ハ兵庫開港を決定せらる、事第一の要件なるへし中納言様御始諸侯方ハ外國の事情御了解にても 朝廷に於て彼是紛々の御議論ありては國家の大害故其時は山階宮は官爵を御拋棄あらせられても御盡力あるへき御覺悟なり併今日の秘中の秘なれハ御内々御含迄に申上くるなり云々なり  
き御手録

○廿七日夕七ツ時出邸近衛殿の櫻木邸へ參候せらる此日夕餐の御饗應ありて夜五ツ時過歸邸せらる

○廿九日朝五ツ時出邸傳奏飛鳥井中納言殿二條關白殿近衛内府殿尹宮所司代松平越中守殿閣老板倉伊賀守殿を廻勤せらる近々發途歸國あるへき故御案内の爲めなり夫より徳川中納言殿御旅館へ參候せられたり此時中納言殿との御對話ハ中納言殿今度 朝廷より除服仰出されし故參 内致し度昨日傳奏まで願を差出したり中納言殿又歸國の上再上京ハいつ頃の心組なりや公諸藩上京の頃ハ必登京仕るへし中納言殿長々在京之事故緩

々休息ありて然るへし併諸藩上京の際ハ是非登京ある様致し度存するなり此時公諸藩上京の時ハ公平無私衆議に問ハせらるへきか肝要なれハ恐なから從來の幕府氣習ハ充分御脱却あらせられ度尙又兼て申上シ如く大小監察等御撰擇の事も御決行在らせられ度と仰上られしに中納言殿承諾せりとの御答なりき黄昏頃歸館せらる

此日公下立賣通り御通行の際開院宮内木村東市正宅を尋問せらる木村ハ青松院公の御生母殿の生家なれハなり東市正の妻女子出産せし折なりけれハ公の御幼名錦の字を授け其子の名とせられたり

○今朝紀藩御用人草野錠之助來邸毛受鹿之助面接す談話中草野云方今の御時態紀州に別段の藩議なし何事も上様の思召次第なりしかし將軍宣下の事ハ諸藩上京ともなりなは種々異論も有へけれハ只今の内宣下ある方天下の爲め可然との見込にて既に渡邊主水御家老先日中納言殿に拜謁の際紀州殿に諸藩上京以前將軍職御請あらせらる、様なされ度若今日之

紀州藩ハ諸侯ノ京都ニ參集以前將軍宣下アラハス



容堂殿ノ返  
輪

儘にて諸侯上京となりな<sup>レ</sup>却而紛紜の議も起るへし云々申上しか中納言殿此事に就而は深意ある事なれとも主水への申聞かたし其内紀伊殿へ御直對の折もあらは腹藏なく御咄ニ及ふへしと仰られし云々申出たり  
○同日土州侯より書翰到達す去る八日武市八十衛へ渡されし書翰の御返答なり左の如し來輪錄

先日の家臣歸足之砌貴東被托過日着仕奉拜閱候先以益御安清御滯京奉遙賀候扱僕上京之義段々御催促素々勅命と云黃門公の命と云不待駕之時と奉存候雖然持疾依然加之時候發動之場合ニ至り朝夕痛苦殆大閉口之至御座候勿論只今療養相加居候故少ニ而も快方ニ至候ハ速ニ上京可仕此事ハ乍憚御安心可被下候芋長面肥老輩近々上京可仕歟長良ハ既ニ着坂ニ而滯留ト傳聞如何や不可解事ニ御坐候此節ハ著京ニ至候哉と存候

朝廷御動搖此節如何足下御奔走可察候幕中亦然と傳聞大變革も被施候

趣何分旗本之士不悅事と存候弊風一洗士氣勃興以死報恩仕候様幕力一定之儀方今大急務と存候

此度差立候家臣八十衛兩人之内直ニ歸足仕候ニ付若々御用等御座候ハ御托シ可被成候先は右貴答旁御滯京御見舞如此御座候頓首

九月廿日

暢 迪 大 兄

狼 先 生

尙々南海大分冷氣相覺へ申候况京地乎爲天下御自玉奉祈候不備

○十月朔日京師岡崎邸を發し六日福井に著せらる

○八日勝安房守よりの書翰到達す左の如し來輪錄

奉拜呈候霜威日増相進候處閣下益御勇猛被爲入重疊奉賀候扱當節ハ一ト先御歸城相成候趣尤御良圖と奉存候末々諸侯集會も無御坐内彼是高配被遊候共聊其甲斐無御坐候御儀今一度ハ輩下も雜說可相生歟小安を得候へは孰人も思舊候情故一戰相休先無事と存候得は雜說可生ハ必

春嶽公京師  
ヲ發シテ歸  
國セラル



然之勢ニ而力止難之不世出の豪傑御坐候とも數万人之雜説は難遁次第  
 況や浮末之人情論説は高候共實行不如意之者計ニ而は其成行所得而任  
 勢押移候而已哉と愚考仕候何分集議之折の御盡力被進候様奉願其他之  
 瑣屑の先御通れ之方尤可然御儀と奉存候興衰の人力ニも難及處此度の  
 參館可仕之處他口之紛々も頗囂々害有而無益と存極尤失敬之段奉恐入候  
 得共終ニ背本意候段幾重ニも御海容奉願候私事も近日當地御用筋も先  
 少く候間江戸表海軍局之一二小事申上候所右等ニ而一ト先歸府被仰付  
 難有仕合奉存候實の滯京仕候得は説者盛ニ來訪黑白異同之論虚言も不  
 被申大ニ當惑之次第も有之終ニ不測猜忌も可生と存候處測らすも速ニ  
 歸東公私共ニ難有誠ニ微力ニ而中ニ當節之御時勢ニの難當と萬々恐怖  
 仕候而已ニ御坐候歸東仕候間右顛末入御聽度殊ニ亂筆御左右迄奉申上  
 候謹言

十月二日

安房守

福井老 侯高臺下

德川中納言  
 殿内ヲ見  
 合セラレ  
 事及ビ原  
 市之進薩  
 事ノ動ヲ  
 大ノ難

○十一日毛受鹿之介山階宮に參候す公の山階宮へ奉らるへき書翰福井より  
 到達せし故持參せるなり此時井上石見に面會しけるに井上云關白殿尹宮の  
 御辭職御申立以來今以て御引籠りの事なるか過日傳奏を以て關白殿出勤  
 せらるゝ様周旋すへしと山階宮へ厚き御内諭ありし故本月九日宮關白殿  
 を御訪問ありて御内諭の次第を仰入れられしに殿下唯今にては尹宮に對  
 せられ御頓着のあらせられす諸侯參集の場合の必ず御出勤あるへしと仰  
 せられし由尤尹宮へは御所より何とも御沙汰なかりしなり又其節殿下  
 り德川中納言殿御除服御參 内の事を御相談ありし故宮除服の御禮のミ  
 ニて國事に關せざる參 内なれの子細あるへからすと仰せられしか翌十  
 日陽明殿を德川中納言參 内願の事を御相談あるへけれの御入來下さる  
 へしと宮へ申越され同夜陽明殿の許に到られしに議傳の御方々御揃ひに  
 て陽明殿宮へ仰せられし先日以来諸侯參集に至る迄の 朝議あらせら



れさる方然るへしと御相談致し居りしに宮に徳川中納言參 内ありても子細あるへからすと關白殿へ仰せられし由如何の思召にてしか仰せられしにやと問われし故宮御答の國事を議する爲めの參 内ならん諸侯參集迄見合のすへき方なるへけれと其爲めにてなく除服仰出されたる御禮のみの參 内なるよし故子細あるへからすと申しゝなりとありしに陽明殿御始列座の方々御了解にのなりけれと尙又諸向にて兎や角と議論を立傳奏に甚た迷惑致さるゝとの事なりし故宮仰徳川中納言に於ても強而參 内を急ぐとにはあらざるへしさる次第ならん市之進を喚ひ寄せ説得すへしとありしに傳奏衆左様になし給へら誠ニ有かたく存するなりと答へられたるよし右ニ付十一日原市之進を宮へ召され中納言殿今度御除服の御禮として御參 内あるへしとの事なるよし素より子細あるへき事ならねと當節柄御參 内あれの何事をか奏聞にも及はるゝにやと諸侯にて疑惑するよしなり扱の中納言殿の御爲にも悪しかるへく 朝廷の御爲

めにも宜しからねの諸侯參集前の御見合のせとなりて然るへき歟中納言殿には格別御懇意の事故御談に及ふなりと仰せ聞られしに市之進畏りて退きしか十二日市之進參殿して昨日仰聞られし次第を中納言へ申出しに御懇篤之思召を深く感佩いたし仰に従ひて參 内の事を見合のすへけれの此旨を宮へ申上尙御懇篤の御禮をも申上よとの事なりしと申出たりさて其節市之進中納言の存意の既に申上たる如くなれとも市之進限りの愚案を尙又申上くへしとて今度中納言か參 内を願われたる除服仰出されたる寵命に對し御禮を申上らるへしとの主意にて決して國事に關する事を 奏上せらるゝにあらす萬一御疑念あらは中納言退朝まで宮を御始御在廷あらせらるれ其御疑念の御霽れなさるへきなり實の除服となりても參 内を畢へされの公然諸侯面會もなされかぬる事にて今十二日備前守上著の筈なるか兄弟の間なれとも表向に逢ひかたく甚迷惑の次第あり又此節參 内あれの諸侯にて彼是議論すへしとの御懸念ある事なれと元



來自下世上に紛議を起し、先年島津三郎出京彼是の事を朝廷へ申上しよりの事なり長州よりも彼是申上し事あれと薩州の如く陰險ならず薩の策を廻らし彼の亥年八月の變を惹起せり此度の如き世上にて専ら會の所爲と思ふへけれと實の會よりも薩の盡力多きに居りしなり其後子年七月の變に於けるも薩の専ら力を會に添へし、分明の事なるか長州御征伐の令を發せられし比より更に方針を轉して密に長を援くる事とせり其他外國密商等其陰惡舉而數ふへからす今度中納言の參、内に議論を立るも矢張薩なるへし云々申述へし由扱宮に、此説を聞かれしより元來除服の御禮を申上らるゝ爲め參、内あるに當然にて指支なき事なりとの御考にて國分へ御相談ありしに國分御指支なき事を妨けられて、後來の御爲如何あらんかとして御同意申上則其旨を自分へ申聞しか自分も異存なかりし故速に陽明殿へ參候して其意見を申上又大久保一藏へも内談に及び

しに大久保の中納言殿より尙又此上御願あら、其時の兎も角も已に御見合のせとなりし今日其議を發するには及はざるへしと申し、故此節考案中なりとの事なりき毛受か持參せし公の書翰の左の如し參政内狀

謹奉捧一翰候寒冷次第増加之處先以

皇上益御機嫌能被爲入奉恐悅候隨而宮にも倍御安泰被爲涉奉恭賀候扱は先日中納言參、内奉願候由、朝議如何被爲在候哉甚以關情之至奉存候尙又御模様相伺度候諸藩登京是又相伺申候薩州の當月中上京と承り申候宇和島之儀夫迄に、是非上京と致し度候隔地罷在候得は更に事情分り兼申候間一々爲御聞被下度候此節殿下尹宮とは矢張依舊御引籠と奉存候先は時候御機嫌奉伺度候此段可然御披露奉仰候誠恐誠惶謹言頓首百拜

十月十二日

慶

永

山階宮下執事

續再夢紀事十九（慶應二年十月）



二白云、以下略之

○同日土州藩武市八十衛京都藩邸に来る武市云今日歸國として出發すへし容堂病中なれとも精々療養を加へ少さかにも快き方なれの大藏太輔殿大隅守殿御集會の頃には上京せらるゝ様に申立る筈なり云々内政

尾張前大納言殿諸侯ノ會談ヲ希望セラレ

○同日京邸へ尾藩若井銀吉來る若井云尾藩近來回陽田宮如雲參政歸役家の御内意なりし若井も拔擢にて京師の藩用を命せられたり諸侯會議公論に決せらるへしとの事の事の前大納言にも素より希望の事故尙其筋へ盡力すへき旨命せられたり前大納言殿所勞にて目下盡力に及れ難けれと追而諸侯集會之時の幕府の御都合により上京も致さるへしとの事にて今度徳川中納言殿へ書翰を以て其旨を申進せられたり云々參政内狀

徳川中納言殿參内

○十六日徳川中納言殿參内せらる此日は除服の御禮のミにて他事には及はれず關白殿尹宮にの過般來引籠中故御參内なく又常陸宮陽明殿等にも御參内なかりしとを參政内狀

○十八日山階宮の御書翰福井に到達す去る十二日公より奉呈せられし書翰の御返書なり左の如し來翰錄

芳墨令披見候如命冷氣次第増加候處 聖主彌御機嫌克公武御靜謐御互ニ令恐賀候貴卿益御安祥恭賀候見無事消光乍憚御放念可給候然に御在京中の萬々御懇ニ被成下毎々御封中御惠物千萬々々恐縮候尙又乍此上御睦希入候扱又御歸國も万々無御滯相濟令欣然候越州以下於貴國各安穩之趣重疊目出度存候 朝廷も尙々御平穩ニ候殿下尹宮の未々出仕無之候徳中殿參内是又未無之候何分々々この事ニ候よし兩役定心痛と存候何卒々々賢侯速ニ上京官武一和防長所置西洋開鎖等公明正大ニ被議 天朝御靜謐 天心麗文武百官各安穩ニ徳川中興政府改正萬民共樂之仁政ヲ行候由是已日夜希入候不具謹言

十月十五日

二白云々略す



越前宰相殿

晃

○廿一日山階宮の御書翰福井に到達す來翰錄

德川中納言

明十六日午刻參 内被 仰出候今日兩役被 召於 御前御沙汰被爲在候何れは彼是申立候共斷然与被 仰出候間不可採用旨御沙汰被爲在候此段御心得ニ申上候宜被申上候也

十月十五日

胤

保

常陸・宮諸大夫申

右之通り十五日夜亥刻計議奏より申來る

彌御安全恐賀不斜候然は只今別紙從武傳到來仍相傳申入候山階宮一條殿内府公へ御回達希候尤御廻り止ら此書翰御返し希候也

十月十五日夜戌刻

朝

彦

九條殿 下玉机下

別紙

德川中納言

明十六日午刻參 内被 仰出候事

右申來候間爲御心得内ニ申入候先ニ御安心と存候尤參 内之上ハ未納度<sup>ト</sup>故御門外下乗宮中ニ而は大略大樹公同様之御會釋小御所ニ而御對面 天盃頂戴等如例先ニ御安心と存候唯ニ心痛候ハ諸藩上京 將軍宣下惣而如舊と相成候ハ、萬々無事と存候萬一此節ニ速ニ將軍宣下ニテハ外藩ハ設置德川一家中或ハ譜代大小名小臣小吏ニ至リ異論生し候而は實々不容易と極内ニ深く心痛候風説トハ存候得共立同一派前亞相一派紀中納言一派一橋一派と譜代ノ大小臣ニテ各々奉候人内ニ立ツカレ候哉ニも傳承候扱ニ驚入候何分ニ貴卿一日もノ早く上京德川黃門公々萬々御内談此上も 皇國無事之良策伏而希入候也恐々謹言



十月十六日卯刻認メ

越前宰相殿玉案下

晃

○是ヨリ曩京都に於て青山小三郎薩藩内田仲之助を訪ひし時内田云原市之進此程柳原殿飛鳥井殿へ参りて山階宮の仰に徳川中納言參内之事朝廷に於て何の御差支なければとも此節から御參内ありて宜しかるましと指迫りて申立る藩ある故御六かしきなりとありし故其趣を中納言殿へ申上しに中納言殿其藩何れの藩なりや承るへし藩名分明の上の尙穿鑿に及ふへしと仰せられたり察するに其藩は定めて薩なるへしと申し由其後柳原殿大久保一藏に薩藩にてさる事を指迫りて申立しやと尋ねられしか大久保薩藩の左様の事を指迫りて申立し事なしかし過日一藏山階宮に拜謁せし時徳川中納言參内の事を一藏如何思へるやと御尋ねありし故宜しかるましと申上たり只今の御尋ねは定めて其事なるへし元來一藏何處へ参りても御尋ねあれ其時一己の意見か或は在邸

の者限りの議かを申上るの常の事なり此時も一己の意見を申上しまて素より薩藩の議論にあらず此節諸藩を召され遠からず國家の大議を開かせらるへき場合薩藩にて左様の議論を持出し殊に指迫りて申立たり杯御聞取ありての薩藩に於て公武の御間を離間せんとするやの疑を蒙り何とも迷惑の至りなれ貴卿より御參内を宜しかるましと申し薩藩にあらず大久保一藏なりと仰上らる様願ひたしすれ徳川家一藏へ御詰問あるへき歟其節尙詳細に申立へしと一應申上柳原殿御承諾ありしか一藏斯くての稍輕忽の嫌なきにあらざるへしと再考し即ち此御返答の尙又熟考の上明朝申上へけれ夫迄の所御待下さるへしとて退坐し夫より右の次第を高崎左京を以て山階宮に伺ひしに宮に市之進か申し様の事を仰られし事の在らせられすとの御事にて此節宮より市之進へ御詰問中なりとの事なりき參政内狀

○廿二日長岡良之助殿の書翰福井に達す左の如し來翰錄



寸翰拜呈仕候寒氣相催候處益御清迪奉拵賀候小子義海上無滯去る朔日  
熊本著邸仕無事罷在候條御放懷可被下候萬事因循ニの大當惑仕候御考  
察可被下候京攝間も愈以不容易折柄御盡力御勉勵と羨望仕候爲朝野御  
自愛奉祈上候

尹宮様も如何之御都合ニ候歟御密示奉願候板倉閣老不相變正直ニ候歟  
御密示可被下候先頃小子再度上京之儀追ニ被仰聞候得共先頃罷出候節  
國議と小子微衷之趣詳悉申上盡し候事にて外に如何様之見込も無之又  
朝命ハ一統ニ被仰出候事ニ候得は大芋公宇和島公容堂公杯より此節一  
番に御乗出し無之候而は難相成事ニて候處未如何様之御動も無之先頃  
宇和島ニ立寄候砌長面公ハ小子再罷出候ハ罷出可申と被仰聞候處  
小子は國議詳悉申上置候間先御上京被爲在御盡力被爲在度事にて天下  
一新拭目之折柄小子ハ魁ケ候て追ニ上京と申様相聞候而は天下之耳  
目にも關係決而不宜と奉存候事ニ而折角 上様御一新御疑念御氷解御

事實御更始之際右様相聞候而は天下の御爲にも關係可申殊更小子ト賢  
兄杯と御取分有之候様にては決而天下ハ治り申間敷實ニ御氷解御更始  
之御誠意御貫徹ニ至り申候様有之度事と申上置候事ニ而此節又一封を  
呈し申上候ニ譬ヘ賢兄と小子と御互ハ兎も角も天下一統臣子之所見  
も有之ものにて候得は先其邊之處得と小子も勘考仕候段申上置候右様  
上様之思召實に正大之御活眼相開け居候得と小子罷出候にも不及又相聞  
ケ不申候得は小子出京候而も又何の詮も無之儀ニ付國議微衷御採用之  
上ハ天に任せ候より外無之事ニ而上京仕候譯ハ急ニ有之間敷と存申候方  
今國家大奮發無之して難相成折柄盡力不仕候而は國家之正氣挽回藩屏  
之實備充實仕申間敷爲仕度志願ハ海山ニ而志願を達し不申様成行候恐  
不少誠ニ此一舉ニ而候間奉對 朝命奉恐入候得とも差急き上京と申候  
而は逆も難出來來勢ニ而有之第一前文申上候通天下之耳目も可畏事ニ  
而候間得と御勘考被爲在度との志願を前以賢兄迄申上置候條御舍可被



下候宇和島ニ而は西園寺雪江上京之旨右ニ付而は小子ニ上京被仰出候様との事ともニ而は無之歟其義ニ有之候ハ、決而右様無之様精々奉願度宇和島ニも爲念過日申遣し候處雪江出立之跡之由ニ而大に當惑之至リニ付御合被爲在 朝命之出不申候様奉願度其方却而難有奉存候假令朝命被仰出候而も於小子ハ賢兄方御上京御盡力も無之中ハ決而罷出不申候間不惡御察可被下候國情も亦有之旁御聞取可被下候越中守始申談國議を疑し實に 皇國之御爲ニ相成候様一稜之義も考付候ハ、早速上京も可仕候得とも先頃申上候より外に差より見込も無之御疑念御氷解之義は先頃上京中之通にてハ此上黃門公御確定無之様ニ而は小子出京仕候而も矢張同様之事ニ付旁得と相考申度萬々一 朝命之出候様にも相成候ハ、賢兄御盡力ニ而先御見合被下候様吳々も奉願度不他之間申上候事ニ御座候歸途南海廻船蒸氣艦數艘出合萬國之交際是亦愉快之事ニ而御坐候宇和島御城下海岸近く碇泊長崎も及不申程之港ニ而長面兄

御自讃之趣ニ相見申候容堂公にも先比呈書島津大隅守様にも近々呈書大芋公御上京ニ相成レカシト祈申候事ニ御坐候恐々欽白  
初冬第六  
長 良 生

二 伸御自玉專祈仕候修理太夫へも宜敷十之丞鹿之介へも御傳聲可被下候其中小銃差廻し可申候早々不盡

○廿六日山階宮へ書翰を呈せらる左の如し書翰録  
御染筆被成下謹而奉拜讀候寒冷増加之處先以  
皇上益御機嫌能被爲入奉恐悅候隨而 宮にも倍御安泰被爲渡奉恭賀候抑京師時候如何御坐候哉弊國ハ霖雨之上折々冬雷相響飛霰雪霏々寒威頗増長を覺申候慶永不相替碌々瓦全多忙消日仕候條乍恐御省念被成下度奉願候茂昭是亦無異罷在候間乍恐御安念奉希候扱被仰下候件々一々奉答可仕筈ニ御坐候得共事濟之義ハ省費仕候間失敬之多罪は伏而奉仰



御海容候

德川黃門參 内十六日ニ相成候由先々無滞相濟候由一安塔仕候今後引續き國事御用ニ付折々參 内等有之候哉奉伺候  
備前少將既に登京ニ相成候由拜承仕候雲州も不違上京相成候趣承り申候大隅守ハ何時頃上京相成候哉御聞込之御儀も被爲在候ハ相伺度候慶永滞京中奉申上候宇和島少將登京之儀從内府公も以御封中被仰下候儀御頼談ニ相成候由且又同藩京留守居歸邑ニ付以御封中登京之儀被仰遣候由段々御盡力被成下深重海山奉畏候

正三卿如願議奏辭退被聞召候由相伺喫驚之至奉恐入候如何成御譯ニ被爲在候哉御内々奉伺度奉存候他日諸侯來會之節ハ再議 奏復職被 命候儀ニ而被爲在候哉乍恐遠境罷在候而ハ疑懼仕候  
殿下 尹宮等未夕御參不被爲在候由道路風説ニ而ハ十一月朔殿下ハ御出仕ト申事之由何分 尹宮ハ兎も角も 殿下ハ早く御出仕ニ仕度候

楠一袋御惠賜被成下深重奉畏別而 天賜御配分<sub>ニ</sub>之由 御懇命寸毫尺楮に難盡奉鳴謝候賤臣家老以下 御鳳聲被成下早速申聞候處敬謹恭畏之至於慶永も奉畏候中根雪江此節弊國ニ安臥仕申候大ニ賤恙快濶ニ赴き僕上京之折是非々々隨從之心得ニ御坐候間此段御承知奉願候  
玄猪ニ付 天賜之能勢御配分 御惠賜被成下妻并老母侍臣侍女配分仕何レも難有頂戴仕實ニ海山深重奉畏候 宮女奉書も拜見被仰付是又奉畏候便奉返完候

先日滞京中申上置候幕臣淺野蔣潭書畫申遣候處殊外畏入差出候間奉呈玉机下候御慰ニも被爲成候ハ奉畏候何卒御述懐等之御詩作又ハ御歌ニ而も御認被成下度蔣潭へ慶永ハ内々爲戴度候間御内々奉願候若又唐紙古人之詩御認ニ而も宜御坐候間奉伏希候先ハ右之段奉申上度奉呈下執事候誠恐誠惶頓首々々謹言

十月廿六日黃昏認

大藏 太輔



山階親王諸大夫中

二白時下御自愛奉至願候是も爲皇國ニ候乍末緒左京石見上總等へも宜御鳳聲奉希候筑後守罷出候義も候ハ、宜被仰流度奉願候正三卿柳原卿へも御序ニ御見舞御傳致奉願候以上

御越路の此比のけしきを山階王に告奉るとて

はけしさの風牙くて朝な夕な

あまきらし降る雪をみこし路

○同日土州侯へ書翰を發せらる左の如し御書翰録

重陽前一日御認之御懇書同月廿三日相達忝奉存候貴境如何之時候ニ御座候哉北地は霜威増長折々柳絮吹飛申候先以賢兄愈御清安被成御起臥奉恭賀候扱は從是社意外之御契濶打過背本意條多罪御海恕奉希候被仰下候儀共大略報復仕候扱は自浪華城故將軍御賓天之御事御承知被成於賢兄ハ格別被爲得御知遇候故別而恐入思召候由僕亦同斷ニ而僕ハ去月

十八日著坂ニ而兩度登城十九日夕刻御病臥近迄内々罷出御様子見上ケ申候其後八月廿三日又々下坂ニ而廿四日御棺拜今以是を思ひ出シ候得ハ涕泣斷腸之仕合ニ御座候

橋公彌御繼統御同意奉安着候乍去關東旗下之士紛擾ニは至り不申候哉僕之所見御垂訊敬承仕候雜説ハ今以有之様子ニ候得とも是ハ不足取芙蓉邊其外畏懼服從別段之異論ハ不承候決定以前ニ候ハ、如何可有之哉難計候得共只今ニ而ハ確定之事故紛擾ニは至る間敷と所見申候間御降意可被成下候

橋公之御使者梅澤孫太郎先日九州諸藩廻り申候九月中旬歸京定而足下華邸へも罷出候儀と奉存候如何之模様ニ而候哉相伺度候

將軍宣下之事ハ黃門公故橋ニ深意有之未だ降詔も無之御請も無之何レ諸藩來會之上諸侯推戴を被爲待候深意と被察候

征長様子之御尋問是ハ方今何も沙汰無之候勝房之長へ參候一件ハ無他



乍秘密申上候止戰之降 勅黃門公へ出夫方藝州へ御達藝より長へ通達  
之手筈ニ而候處長の聞受如何哉と申黃門公始大小吏之杞憂ニ付房州一  
人藝迄罷越嚴嶼實ハ長國へ足にて長人五名呼出し今度從 朝廷止戰之  
勅下り申候依之征長之儀は 天幕共ニ甚御苦心被爲在候御事故今度諸  
侯夫々登京之 勅諭出無程群牧來會可相成候間左候得は公議を以御確  
定相成候事故夫迄之處の止戰と相心得候様内諭之趣長人も殊之外悦服  
之躰ニ而畏り候趣承り申候勝安之所以到長也

尹宮御始之御様子御尋問何も拜承仕候尹宮の方今國事掛り御免之御願  
中ニ而于今御參 内も無之候殿下右同斷ニ御座候得共是の無程御參  
内可相成候云々有之以禿筆不能言陽明前殿下への先日一度在京黃昏方參  
趨申候只今ニ而は伴鷗鷺候御様子ニ而國事之儀は御關係無之候内府公  
へは未た參趨不仕別段是と申事も不承候山階宮への兩度拜趨至而御懇  
命ニ御坐候方今之形勢甚御心配ニ而 朝議等も頗御盡方之御模様ニ相

伺申候

武市八十衛先日滯京之趣過日華國へ歸候由承り委縷之景況申上候事と  
奉存相略し申候

僕先月迄滯京之處國許の家來共罷出改革筋之儀申談其後越前守方相談  
致度事有之候間歸邑之儀申遣候故立歸り弊邑へ罷越度段 朝廷へも奉  
願中納言様へも相願候處願之通被仰出候ニ付立歸りニ而本月朔日京師  
發途六日着越仕候爾來愈無事多忙消光仕候間乍憚御省念奉希候在京中  
之景況大略申上度報答旁如此ニ御座候書餘奉期重鴻候頓首陽月廿六日  
書於東郭

春 嶽 逸 者

鯨 海 盟 臺 座 下

尙々時下御自愛奉專禱候八十衛へ宜御傳致奉希候已上  
○廿七日常陸宮以下廿三人御譴責仰出さる左の如し丙寅御

常陸宮以下  
廿三人譴責



常陸宮

此度國事掛依所勞理乍申上他出剩止宿且從來不行跡旁以蟄居被 仰出候事

國事掛り被止候事

正親町三條

勤役中兼而左大弁宰相以下徒党建言之次第乍令承知不加制止却同意不心得之至遠慮閉門被 仰出候事

中御門

大原

兼而門流より相達候儀も有之候處去八月晦日其身爲官柄且老年若輩誘引徒党及建言候段不憚 朝憲不敬之至り依之閉門被 仰出候事

北小路

以下十九人

兼而門流々相達候儀も有之候處去八月晦日徒党及言上候段不憚 朝憲不敬之至り依之差扣被 仰出候事

○同日京都に於て毛受鹿之介板倉伊賀守殿旅館に參候す昨日伊賀守殿御逢被成度旨申越されし故なり此日公用人辻七郎左衛門を以て公の上京せらるへき頃合を尋ねられし故毛受先般大藏太輔歸國御暇を願ひし種々事情もあれと國政改革の見込ありし故なるか出立の際關白殿下より仰聞られし旨もある事故當月下旬に再上京の心積りにて出立に及ひしなりされり此上國便あらぬ出發の頃合を定め其旨を申遣りすへしと待居る事なれと今日迄其報を得ず思ふに降雪の爲飛脚の者滯留せしにもあるへきか又の他の諸侯方への未タ果敢々々敷御參集へ至らざる由を承り國政向改革尙其事を了へざる折なれり一日々々出立遲緩に及べるにもあるへき歟と答へしに更に公用人を以て諸侯にも追々上京ある事なれり大藏太輔殿にも至急御上京あるへしと達せられたり參政内狀

板倉閣老ヨ  
リ春嶽公ニ  
至急上京ア  
ルベキ旨内  
達セラル



島津大隅殿  
所勞上京御

○此日青山小三郎薩の藩邸に至る昨廿六日小松帶刀西郷吉之助上著せし故大隅守殿愈御上京に決せられしや又御上京の頃合の何日頃なるへきやを聞合せんとてなり扱内田仲之助に面會して其事を尋ねしに大隅守殿所勞にて上京しかたし仍て今日か明日かの内傳奏衆へ其旨を届出る積りなり又今度小松西郷等の心得來りし國議もあれと是の今日より此地在留の者へ打合せに取掛りたる事にて兩三日を経されの一定に至り難かるへし云々なりき參政内狀

香嶽公ニ精  
々早ク上京  
アルベキ旨  
御沙汰

○晦日傳奏野宮宰相中將殿より左の通り達せらる家譜

松平大藏太輔

先頃滯京之處暫時御暇願歸國候追々諸藩上京候間精々早上京可有之重而御沙汰候事

十月

○十一月二日酒井十之丞京都に出發す十月廿七日京都に於て板倉伊賀守

殿より毛受鹿之介へ公に至急上京ある様にと達せられしか尾張紀カを始西國諸侯にも未だ上着せられざる事故公のミ上京せらるゝも其詮あるへからすとして猶豫を乞ひるゝ爲上京を命せられしなり參政内狀

○三日島津大隅守殿の返翰福井に達す左の如し來翰錄

先月七日之芳翰相達拜讀仕候先以向寒之砌御坐候處愈御勇剛可被成御坐恐悦奉存候然の貴兄御旨趣之件々委曲拜聽至極御同意奉存候偏々御盡力之故を以如此之形勢々立至り天下之御爲雀躍仕候殊々朝命之御事々御座候得は不待駕之儀の申迄も無之候得とも御存之通舊來持病之腰痛發動起居不穩迅速登京難仕不得止帶刀等差出御猶豫奉願候儀々御座候間貴兄々も不惡御汲取乍憚御執成之程伏而奉希候先の右旁申上度如此御座候恐惶謹言

十月十五日

松平大藏太輔貴答

續再夢紀事十九 (慶應二年十一月)

島津大隅守



二仲時氣御自愛專一ニ奉存候實々方今之形勢愚昧之見何共見留難付惑  
乱仕候賢慮如何々々

○五日京都に於て青山小三郎薩藩西郷吉之助を訪ひ大隅守殿御登京の御  
所勞の爲御猶豫を願ひるへしとの事なれり目今御上京に在らせらるまし  
しかし今度再命ありし由就て如何なさるべきやと尋ねしに西郷答何様  
の嚴命ありても幕府の御模様今日の姿にて出京にせられさるへし過般  
梅澤孫太郎薩摩に來りし時帶刀吉之助兩人應接せしか上様より大隅守へ  
御相談の筋在らせらるれり速に上京すへしと申聞たり就而直ニ出發す  
へき勿論なれと其御相談あるへき事件の何等の御廉なるへきか且上様  
今後の御心算并ニ當今幕廷の内情の如何と尋ねしに梅澤言を巧みにして  
知らすとのミ答へ一言も眞實と認むへき談論に及りす仍て帶刀始め甚た  
失望し大隅守にも殊の外不機嫌にて今日の如き場合匆卒に登京に及ひな  
り必定幕府に欺かるゝなるへしと君臣共に疑團を懷き終に上京の事を思

春上京  
猶公府  
ニ乞ハル  
公幕府  
急ガレシ  
情事

ひ止まられしなり帶刀吉之助兩人の上京せし此事の御理りを申上且  
の當今の成行を見繕ふへき爲めなりとの事なりき參政内狀

○六日酒井十之丞板倉伊賀守殿の旅館にいたり伊賀守殿に面謁して申述  
し去月廿七日毛受鹿之介へ御催促ありし大藏太輔上京の事即ち鹿之  
介より福井へ申遣りし同廿九日大藏太輔具さに承知せり就て速に出發  
すへき勿論なれとも元來今度の御用の先般召命を下されし他の諸侯方  
と共に上着せされり其詮なかるべく既に先日御暇として參館の際上様諸  
侯參集の際は必上京する様にと仰聞けられたる事なれり大藏太輔の他の  
諸侯方未だ參着に至らざる今日自分のミ上京に及りざる事と心得居る  
なり依て十之丞に登京の上此旨申上御猶豫を願ふへしと申付たり云々申  
立しに伊賀守殿御出發御猶豫ありたしとの事なれり指支なければと實に此  
方にての事に托し御上京に及りぬる事ならんかと存せしなり愈御猶豫  
までの事なりやと申されける故酒井他の諸侯方御參集の比に必ず登京



すへし若事に托し登京仕らすの是即ち 天朝幕府の命に違背するなり目今御猶豫を願ふの假令登京仕るも他の諸侯參集せられさらんに過般在京せし時の如く何の御用にも立かたき故なりと答へしに板倉殿第一に上京を希望するの薩州を始め九州諸藩なり然るに是ら多くの不快の由にて斷りとなれり扱此斷りとなれるの何レも不快の申立なれと其實は是迄在京ありし大藏太輔殿すら歸國せられたれのとて大ニ狐疑を生し終に目今の状態に至りしなりと聞けり故に大藏太輔殿速に御上京是らの所をも御周旋ある様希望するなりと申されけれの酒井大藏太輔在京すれのとて御斷りとなるへき諸侯方が御斷りを思ひ止まらるゝ理由もなかるへく又大藏太輔か上京して周旋すれのとて既に御斷りとなりたる諸侯方が俄に出京せらるゝ事もあらざるへし去りなから事豫想の外ニ出千萬一大藏太輔の進止に依りて諸侯の方向を動かす事あらゝ大藏太輔の存し寄らざる嫌疑を蒙ふる事あるへく政府の御爲にも亦宜しからざるへし矢張今日の大

藏太輔などの盡力を頼ませられず何處迄も上様の御誠意を以て御召致あるこそ御當然の事ならめと申述へ扱今度酒井か上京出發の際渡されし公より板倉殿への書翰を指出しゝに板倉殿披見ありて大藏太輔殿の御旨趣委細了解せり尙上様へ申上然る上何分の返答に及ふへしとの事なりき了て板倉殿既にも申聞し如く第一に希望の諸侯皆々不快を申立上京を斷りれり此上いつゝ迄も快復に至らずは來會の期あらざるへし其方に如何致し然るへしと存するやと尋ねられけるか酒井答これ則御誠意の顯るゝ好機會なりされの不快を申立來會せざる上は最早來會を待つに及ぬす此方限にて諸事決定すへしなとゝの思召されす彌來會を待たるへき場合ならんと申しゝに板倉殿いな上様に決してさる思召の在らせられす何處迄も來會を待たせらるゝ筈なれと只々際限もなく遅延するに御困却あるなりと申されけれの酒井答上様に於て左程迄に御誠意を以て條理を踐ませらるゝも尙際限なく事に托して參集せられすの所謂曲彼れに在



るものにして上様に聊御失躰なきなり彌其場合ともなりなれば天下人心の向背の自ら定る所あるへし恐れなから今日の御大事の此所なるへしと申し、かは板倉殿なる程其方の申す通りなれとも何程に待たるも到底來會せざる時の如何すへきやと尋ねられし故酒井答充分に御誠意を盡されし上來會せられざる事のあるまじきなれとも若尙強て病氣等に托せらるゝ事もあらは其時の御據なき事故各藩とも重臣を召させられ主人の存意及び其國議を諮詢せらるゝ方にもあるへき歟と申述べたりき此時板倉殿又薩の小松帶刀大島吉之助此節出京せし由なれば明日呼寄せ事狀を承へる心積りなりと申されき公より板倉へ遣はされし書翰の左の如し

參政内狀  
書翰録

一 翰致啓上候寒冷増加之處先以上様益御機嫌能爲入奉恐悅候隨而貴前様愈御清安被成御勤務珍重奉存候然の小生再上之儀に付家來毛受鹿之介被招呼被仰聞候趣委細拜承致候右は先月廿九日爲御暇乞上様

御前へ罷出候節御沙汰之趣に而は大隅守伊豫守上京迄に罷出候様御意も相伺候事候得の其節の必上京可仕の勿論之覺悟に御座候得共尾紀始九州向其外も彼是遅引に相成候趣に付再命も被仰出候哉にも致拜承候得は是以不遠内參集にも可相成其已前小生一人上京仕候而も徒に日月を費候迄にて兼、申上置候方今疲弊相窮候國柄益困迫に落入候次第と申國務之儀も手離し兼候件にも多く旁以今暫御猶豫被成下候様相願度奉存候尤再命之向追々參集と申處へ相運ひ候得は萬事を抛却速に發途可仕と奉存候猶筆端及兼候心緒委細之義の十之丞へ申合候間御聞取被下万般御汲察被下候様所仰冀に御座候先の右之段得貴意度如斯に御座候恐惶謹言

十一月朔日

大藏 太輔

伊 賀 守様玉几下

二 白寒冷折角御自愛奉專禱候本文之趣兼、申上置候儀も御座候處今更



に相成何とやらん事を托し溢滞避遁仕候姿に而不堪恐縮候得共左之念頭との聊以無御坐候此度之御會議の實に御家之御大事と奉存候間親藩相應精々之御奉公仕度心底故諸方之嫌疑も無之様仕置候方乍不及寸忠之九一にも可相成哉と存込候赤心の何分にも十之丞の御聞取被下不惡御亮察被下以御序御前可然御執成之程奉懇願候頓首

○此時公又徳川中納言殿へも書翰を呈せられたり左の如し書翰録

此頃伊賀守より家來之者へ私上京之儀催促有之如何にも暫時御暇相願立歸り候事故御沙汰之上の早速上京勿論之儀に而御座候得共先般拜別之節申上置候通に御坐候處同志之向未た一人も上京不仕剩彼是申上候儀も御坐候哉に而再命も被仰出候御運之由左候得は何れに不遠參上も可仕義其節の必馳參可仕奉存候其以前に私壹人立參趨仕候而も不都合に可相成次第委細之心情家來酒井十之丞を以伊賀守迄及演達候得は御序を以伊賀守へ御下門被成下今更縮退仕候念慮等の毛頭無之兼而御承

知も被成下候同志之情實深く御照察被成下度奉願候同志同論と相唱候義は嫌疑に觸候語氣に而伊賀守へも申入兼候得共同志之事情は乍恐御前も御同様に而先年來飽迄御承知被爲在候御儀故有躰に言上仕候唯今之延引も微衷に出候心底吳々も厚く御恕察被成下置候様奉伏願候誠恐誠惶頓首々々百拜謹言

十一月朔日

大藏 太輔

上

○十一日土州侯へ書翰を發せらる書翰録

一翰奉啓陳候南海之寒風如何北陸の冴早數寸之積雪日々擁爐而已先以皇上萬安奉恐悅候隨而足下愈御起臥御萬福珍々重々僕安堵不過之奉存候次に僕依舊碌々瓦全消光罷在候條乍憚御省念被下度候扱又定而京師之事情追々八十衛の御承知と奉存候客月廿七日二更頃山階親王蒙嚴譴其他月卿雲客正三始或の慎或の遠慮打變候形勢に及候趣尤親王も不能



無小過儀ニ候得共扱、驚愕御同意痛憂之極ニ候其他浪華へ外國使五人被爲召候由是何等之事なる哉僕未不知之候客月下句再上之事 朝廷并泉苑閣老より促行色候故國務相談未た決兼其上一人登り候而も徒ニ散財耳拱手之外無之段、家來酒井十之丞差出カミナリへ陳情仕候處諸侯來會迄之所御猶豫相成難有仕合奉存候御疎情打過候陳謝旁如此ニ御座候書餘期重便候願首十一月十一日此日飛雪打窓寒風徹骨

九十九橋外史

九十九洋盟臺左沖

尙、時下御自愛專一ニ奉存候令娘へ宜御清書拜見奉希候八十衛へも御序ニ宜奉希候此人京師ニ於て頗盡力之趣承候以上

十一月有京報聞 山階親王蒙讓

京報披絨子細看 人間隨處有狂瀾 誰誦黃臺解天怒 廣平同罪一堪歎

○十二日伊達伊豫守殿へ書翰を發せらる書翰録

密翰奉拜呈候追日寒威増加之處先以 皇上益御機嫌克被爲入御同意重重奉恐悅候隨而盟臺愈御勝常被成御起居就中不相變彌日夜爲國家御事務御盡力被成候御事と遙羨之至感佩奉拵賀候次ニ僕依舊碌々瓦全消日罷在候條乍憚御省念奉希候抑先般は貴家有志上甲定一登京被命其節被托候貴翰拜披御安全之趣承知仕如何計降心之至爲天下可賀之極ニ候扱又縷々御垂示之趣最早事濟候儀故及省費申候間失敬之多罪ハ御海怨奉希候僕も夏秋以來滯京仕居候所方今諸藩參集之期も相見へ不申且ハ弊國七月七日夜之風水前代未曾有之義ニ而損毛も不少且ハ國政向變革筋之義ニ付越前守申談候義も有之且ハ米價沸貴ニ而領民不穩之聞へも有之旁以立歸り國許へ罷越度段 朝廷へ相願且黃門君へも願候處御許容被成下候故九月廿九日京師發途十月六日解鞍仕申候爾來同月下滯從朝廷再上之御催促有之黃門君も同斷是又家來差出御猶豫奉願候處内御聞濟ニ相成難有仕合ニ奉存候右御風聽も申上候却說京師之形勢又



一髮仕候様被察申候委曲定一取負兩人申上候事と奉存候十月廿七日夜俄に議奏を御達に而國分上總非藏人口へ罷出候處豈料や山階親王閉塾之勅諭被爲蒙上總大當惑に而直に罷歸り折角此日櫻木前殿下内府公一條亞相公御室宮等御參集に而御盛筵寂中且雅樂等御催之處へ上總罷歸り來り親王へ申上候處格別之御驚愕も無之先樂人呼下ケ候趣前殿下更に御承知無之候故再御快樂に而笛吹かせられ候に上總も當惑之体に候よし爾來親王には雨戸も御べ切にて御謹慎之御様子御同事に恐入候外無之結局附嗚呼二字申候且又帶刀吉之助も登京之由双松兄の御所勞を以御斷被仰立候由に候如何可相運哉難計候得共前途更に茫然知望海上心地に而候五ヶ國之ミニストル浪華へ御呼寄に而黃門公御面會之趣其節佛の國書直に差上候と申事承り申候且又殿下も廿七日御出仕相成候由同日親王勅諭之御沙汰殿下も一向御承知無之御出仕之處別勅下り於殿下而も更に御驚愕之御様子に候得共如何ともする事不能不

得止發令に相成候趣之全く風聞にては麥麩を尹宮へ取込尹の後宮格別御心易き内侍へ段々被仰立別勅諭責之運ひと承り申候尹宮もとふか近日に御出仕と承り申候内府公へも御察度有之候由之所是丈ヶの殿下之格別之御盡力に而無事なりと承り申候碧海桑田如何にも愚昧之測如し難き所に御座候方今黃門公御臥内之臣の原市之進に御座候定而閣下も御承知と奉存候又云僕滯京中於山階王御殿結城筑後守に逢ひ色々嘶合申候先の時候御見舞且拜復御疎情之謝罪旁如斯に御座候書餘期重信候頓首

南至前四日

大藏太輔

豫州 盟 臺閣下

尙、時下御自愛奉專念候齋右衛門圖書定一取負へも宜御致聲奉希候第一老公遠州公へも御見舞申上度候間御致聲奉希候意長紙短匆々不一

○十三日勝房州へ書翰を發せらる書翰録



十月二日之御密啓落掌直ニ開披如來示霜威増進之處先以 上様益御機  
 嫌能爲在御滯京御同事ニ奉恐悅候隨而先生愈御清安被成御起居就中御  
 旅途聊無御恙御歸東と爲天下珍重之御義奉存候扱小拙も先達而相願候  
 而廿九日京師上途六日解鞍仕候爾來碌々瓦全消日罷在候條乍憚御降心  
 被下度奉希候如仰諸侯來會も無之内徒ニ勞心候義其甲斐無之との事御  
 教諭謹承仕候就夫不相替懇々切々之御誠示忝敬承一々感服叩謝之至奉  
 存候雲州備前黑田阿州等之侯伯は追々出京之由承候得共九州有志之向  
 は未だ登上之義承り不申薩州小松帶刀大島吉之助兩人先日登京致し風  
 説ニ而承候得は隅州所勞之趣を以御猶豫願出候歟ニ候且又山階親王も  
 十月廿七日幽閉之降 勅其外正三始堂上數人譴責之趣ニ候如仰不世出  
 之人材ニ而も數万人之雜説は難通云々は其通りと奉存候只々此上は  
 上様御方寸ニ萬々御策略可被爲在と奉存候故小事之善惡ハ度外ニ附し  
 置候方宜と愚考申候乍去薩始集議之時は必登京乍不及盡力仕候覺悟ニ

御座候間御安心願上候先生も京師御用も先少く江戸表海軍局一二小事  
 被仰立候處御許容ニ而御歸府被仰蒙候由拜承仕候扱又此頃携銃遊獵郊  
 外へ出掛ケ候處折節所獲仕候ニ付鷹壹羽乍輕少呈厨下候御一笑被下候  
 の幸々甚々本懐不過之奉存候先ハ右貴答且時候御見舞旁如斯御座候  
 書餘期重信之時候願首

十一月十三日

大藏 太輔

勝 先 生 函 丈

二白時下御自愛專一ニ奉存候在京中は毎々修理始參上御懇篤之御教示  
 共於小生難盡筆尖叩謝々々以上

○十二月五日 勅使二條城ニ就き徳川中納言殿へ將軍職を宣下せられ徳  
 川殿にも宣旨御請の爲め本日二條城に入らせられたり曩に家茂將軍薨去  
 の際中納言殿家統ハ相續すへし將軍職ハ固く辞退すへしと仰せられし由  
 なるか終に將軍職をも御請ある事となれり扱斯く將軍職御請ある事とな

徳川中納言殿ニ宣下セテ



りしに當時尾紀を始會桑等の藩にて中納言殿への御請ある様 朝廷への宣下ある様にと彼是周旋に及ひしよりの事なりと聞えしか雲州侯へも桑名侯より宣下云々 朝廷へ願ひ出らるゝ様にと勸められしよしにて其頃雲藩妹尾右衛門岡崎なる藩邸に來り酒井十之丞に面會して云々の次第もあれと雲侯への中納言殿の御衷情如何をも知らす他の勸めに依りて斯る事を願ひ出るゝ不都合ならんとて未だ其事に及りぬす貴藩にて如何の御見込なりやと尋ねし故酒井無事の世態ならんに徳川殿へ將軍職を宣下せらるゝ事固より當然なれとも今日にありて如何あるへき歟殊に大藏太輔への上様の御素心をも承り居る事故願ひ出る様の事なかるへしと答へたりき

家譜 參政内狀

孝明天皇崩御

○廿五日 天皇崩御せさせらる是月十二日より御不豫最初の御寒胃御發熱と聞えしか十五日御熱度殊の外進ませられ十六日玉體に御發し物あり十七日に至り此御發し物を御痘瘡なりと診斷し奉りたりとそさて其後の

近衛内府公ノ御書翰

御順痘に涉らせらるゝ由なりしに此日御容躰俄に變りさせられ遂に御大漸夜に入りて御登遐あらせられしなり御國喪を發せられしに今月廿九日なりき

近衛忠房公 御書翰 家譜

○晦日近衛内府殿の御書翰福井に到達す御來翰録

嚴寒之候彌御勇健之條珍重ニ存候抑以芳墨時候御尋被下何寄御品御惠投給染々辱存候不淺々御禮申入候此方よりも寒中御見舞申入度御兩候へ此一品ツ、進上候御笑留被下候へ、本懐之事ニ存候也

二白此嚴寒御自愛專一ニ存候也

極密申入丙丁々々希入存候也  
當月十二日ヨリ 主上御風氣ニ被爲在候處十五日晚餘程之御發熱典藥一統大心配十六日に至り御惣身御發し物被爲在十七日に至り御痘瘡之旨言上ニ相成日々御順痘ニは候得共廿五日御容躰實ニく、不容易御事一統大心配々々先々黄昏比々聊御靜謐ニ被爲在候何分餘程御難症



ニ被爲在七八分之由醫師申居候實ニ、不容易御發し物ニ御座候今日  
 之御容躰一統大心配、諸社へ御祈禱様之事共被仰出臣下一統大  
 心配諸社信心之事ニ御座候先、夕景ヨリ聊御静ニ被爲在候吳、御大事  
 之御事實ニ、心配、仕候事ニ候吳、爲國家御運強ク御全快被爲在  
 候様信心仕候事ニ候幸便ニ任せ極密、申入候併御運強ク追、御全快可  
 被爲在と恐悦ニ存候何も、極密、御他言御無用、祈入候吳、  
 御莫言ニ願入候先、夕景より御静之御容躰尙、御順痘御肥立被遊候様  
 祈入候吳、爲國家御壽命御長久祈入存候事候也  
 必、御他言御無用大乱書御覽分可給候也

十二月廿五日

忠

房

### 續再夢紀事卷十九終

### 續再夢紀事卷二十

慶應三年正月より  
同年四月に至る

○慶應三年丁卯正月三日近衛内府殿へ書翰を呈せらる去年十二月晦日到  
 達せし來翰に答へられしなり左の如し書翰錄

御密示被成下候御書翰難有謹而奉拜見候扱は去月十二日より 主上御  
 風氣被爲在候處十五日晚、餘程之御發熱典藥一統大心配十七日御痘瘡  
 御治定被仰出候由日、御順痘ニ被爲在候得共廿五日比之御容躰以之  
 外なる御事ニ而御疲勞強被爲在實ニ不容易御事何分餘程之御難症七八  
 歩之由諸社へ夫、御祈禱様之事共被仰出臣下一統大御心配之趣段、  
 御内、被仰下切而承知仕乍恐御案思奉申上候何卒日、御順快被爲在候  
 様 皇大神 加茂下上御社八幡北野之方奉向壽詞相唱御祈念仕居候處  
 舊冬三十日夜飛脚ニ而承知仕候得は廿五日晚



御登遐被爲在候由承知仕魂飛天外只、茫、驚嘆悲痛之至奉恐入絕言語候別而廿九日被發、御大喪重疊奉恐入候内府公にも晝夜不容易御心配其御甲斐も不被爲在唯、御追慕、被遊御慨然之程萬、奉恐察候別而慶永毎、上京奉蒙、聖寵候故不一方乍恐残念無限奉存候過日御内教之御禮且鄙誠言上旁如斯、御座候恐惶頓首拜具謹言  
正月三日

近衛内府 公玉机下

尙、時下御自愛奉專念候以上

今上御踐祚

○九日 今上御踐祚在らせらる此日二條關白殿へ攝政仰出さる丁卯京都新報

○十日堂上方へ左之通達せらる丁卯京都新報

昨九日 新帝御踐祚首尾能被爲遂行候間爲心得相達候被得其意夫、へ可被相達候

正月十日

九條入道圓眞殿以下十三人謹責解免

○十五日九條入道圓眞殿以下十三人の謹責を解かせらる丁卯京都新報

是迄不束之次第ニ付重慎被仰付有之候處追、老年及古稀之間出格之以御憐愍今度重慎入洛被免候事

但參、内并外出入他人面會等追而御沙汰之事尤住居洛外之事且月ニ一度計歸宅不苦一宿之外不相成候事

有栖川中務卿宮

正親町大納言

石山少將

平松甲斐權介

五條少納言

五辻太夫

右是迄思食有之被止參、朝他人面會置屹度可被及御沙汰之處此度御



凶事以格別之御憐愍出仕被仰付候后後堅固改心可有之事

廣橋大納言

德大寺中納言

長谷三位

右是迄思食有之自分遠慮被止他人面會置屹度可被及御沙汰之處此度御凶事以格別之御憐愍出仕被仰付候后後堅固改心可有之事

東園中將

万里小路右中弁

右是迄思食有之差扣被仰付置屹度可被及御沙汰之處此度御凶事以格別之御憐愍自今本番所參勤之事

石山右兵衛權佐

右是迄思食有之被止參朝他人面會置屹度可被及御沙汰之處此度御凶事以格別之御憐愍自今本番所參勤之事

右被仰出候事

正月十五日

○十六日肥後藩横井平四郎より毛受鹿之介に宛たる書翰到達せり今爰に附記す參政内狀

去月十二日御狀相達忝拜見仕候先以御両家上々様益御機嫌能奉恐悦候隨而貴家御揃愈御安康ニ被成御起居奉拜賀候然は下山氏歸北之砌聊之愚存言上仕候處老公様達御聽御満息ニ被思召候段被仰下誠ニ以難有仕合ニ奉存候扱ハ當年柄別而不自由ニ可相成と被思召出百金被爲拜領旨被仰下銘肝難有謹而頂戴仕候當暮は金極之究地ニ落入可致様無之拱手罷在候處御恩賜飛降誠ニ積鬱を散し春風無限之至ニ御坐候先不取敢御手元迄御禮申上度餘ハ開春日出度得御意可申候頓首々々

十二月十日

小楠拜

毛受鹿之介様



尙々時下御自愛專一ニ奉存候小生も不相替老健ニ罷在候御地去秋ノ非常之風水ニ而貳百年來絶て無之大害之由甚驚入申候御救恤御手當何廉と想像仕候九州筋ノ風水之害ノ無之候得共一体不作ニ而殊ニ下關運漕塞り諸物融通不致方金錢必至之不足誠ニ絶言語候御地日々飛雪之由今程ノ封印之世界と想像仕候此程ノ寒威ノ三十二三度ニ至候得共雪ノ絶て無之誠ニ打替り候事ニ御坐候日夜御勤御苦勞可被成御自愛々何も申縮候

別啓

小倉表追々長州と戦争有之終ニ小倉及大敗領内境迄被押懸其末和を乞何トカ云川之界ニ關門を建出入を禁し居候處長々申遣候ニハ世子を質に差出候様當時熊本ニ被居候人ニ此事承引不致候得ハ去ル二日より戦争可相始二日限ハ廿日ニ延候由右次第ニ而先達而小倉より熊本へ御使者差立如何様ニそ取計吳候様との事ニ御坐候處熊本に而被致方無之右使者薩へ罷越候ニ付此方

かも使者を差添遣し候而いまた歸り不申長よりも桂小五郎薩へ罷越候由ニ承り申候如何相決し候哉伊豫松山へも長より使者差出候由其子細ハ承り不申薩州器械場を開き洋人を呼迎へ海陸軍兵之調練等盛大之事ハ加藤氏則見聞ニ而御承知と奉存候近來國論一變ハ甚致感心候薩人之習として動もすれハ權變智術に出候而自然と他の疑惑を受候弊不免候處大隅公深ク此弊習を御省悟ニ而一統に御諭筋有之近頃ニ至り一藩誠心公道を主張し夫々自然と党派之異論ハ融解に相成候由當公御天授宜しく日々政府御出方何事も御聞に相成候其上訴訟箱被出毎朝御自身開封にて下情相達し人心想付も甚宜敷由流石大隅公人傑と奉存候肥前不相變富國強兵は先十分とも可申哉此藩之情實藩中一人として閑叟公に及ぶもの無之夫ゆへ治居り候豊後肥田御郡代久保田治部左衛門近日暗殺に逢申候此者支配所ハ莫大之金を掠め取候より大に怨を受申候定て其末之事と被存又長州ハ共言



弊藩相變り不申候世子御上京御延引ニ相成候軍艦御買入之決議ニ而漸  
 々海軍御取起之筈ニ候他ハ依然タル光景に御坐候  
 京師御上京ニ相成候諸侯漸々御引に相成候趣相聞小笠原舊閣御召ハ別  
 而人心失望之第一にて爾後上京之御方有之間敷一新更始之大機會を失  
 ひ候のみならず却て禍亂之増長と相成可申方今天下疲弊之極に至り再  
 戦争とも相成候而は上ハ皇天之照覽恐敷下ハ生民之慘怛如何計ニ候  
 哉閣老諸有司此處に心付なく舊日之私見を張立られ候ハ寔に痛心之至  
 ニ奉存候今日之勢一國獨立之覺悟專一にて自然之天理に隨ひ自然之人  
 事を治め人心一致之地に運ひ候而進而は天下之非政を正し退てハ一國  
 の人民を安し所謂天吏之道を盡すの外利害得喪ハ決而心を動す處にて  
 無之候御笑覽に附呈仕候是等承り候次第にて拜呈仕候九州筋尙相變り  
 候儀も御座候得は早速に言上可仕候頓首々々

十二月十日

小

楠拜

鹿之介様

御國喪ノ故  
ナ以テ解兵  
仰出サレ

○廿三日京都におゐて板倉閣老より長防討手解兵の事を達せらる左の如  
し御家譜

從 御所被 仰出候趣も有之候ニ付長防討手暫時兵事見合相成候處此

度 御國喪ニ付一同解兵可致旨被 仰出候間可被得其意候

○廿五日有栖川帥宮以下九人之譴責を解かせらる丁卯京都新報

有栖川帥宮

中山前大納言

右是迄思召有之被止 參朝他人面會置屹度可被及御沙汰之處就此度  
御凶事以格別之御憐愍出仕被仰下候后後堅固改心可有之事

橋本中納言

勸修寺前弁

右是迄思召有之被止 參朝他人面會置屹度可被及御沙汰之處就此度

續再夢紀事二十（慶應三年一月）

有栖川帥宮  
以下九人譴  
責解免



御凶事以格別之御憐愍出仕被仰下候后後堅固改心可有之内、本番所  
參勤之事

豊岡大藏卿

正親町少將

橋本少將

烏丸侍從

右是迄思召有之指扣被仰下置屹度可被及御沙汰之處就此度御凶事以

格別之御憐愍被免指扣后後堅固改心可有之内、本番所參勤之事

滋野井中將

右是迄思召有之指扣被仰下置屹度可被及御沙汰之處就此度御凶事以

格別之御憐愍被免指扣后後堅固改心可有之事

右攝政殿被命候事

正月廿五日

孝明天皇御

○廿七日 大行天皇御葬送在らせらる此時幕府を豫め五月廿左の通り達  
せられたり丁卯京都新報

板倉伊賀守殿御渡

明後廿七日 大行天皇御葬送ニ付四ツ時御供揃ニ而施藥院へ被爲入御  
參内夫の御葬送御供奉被遊泉涌寺御車寄迄被爲成夫の戒光寺へ御立寄  
之上還御遊はされ候

一御供之面、御列内の裝束御列外の熨斗目麻上下着用之事

但營中平服之事御供之面、心得方之義、大目付へ可被承合候  
右之趣向へ可被達候

正月

在京薩藩士  
ノ内議

○二月九日京都に於て酒井十之丞薩藩小松帶刀を訪ひしに雜話の末小松  
云方今内治漸く壞亂に及び外患亦累りに至れり加ふるに 先帝崩御 今  
上尙御幼冲に在らせられ實に危難の世態なり尤攝政の御職も在らせらる



事にのあれと大隅守にの多年 先帝の御眷顧を蒙り奉りし事故今日の御場合速に上京國家の御爲め乍不及御補佐申上へきなりと此地にての議既に一決し過日大島吉之助鹿兒島に出發せり就ての吉之助鹿兒島へ着國議一定之上は大隅守必上京すへしされと大隅守唯一人上京すれのとて御補佐を遂げ得へきにあらされの大藏太輔殿容堂殿伊豫守殿へ豫しめ使者を差出し同しく御上京在らせらるゝ様御相談に及ふへき見込なり其際帯刀の貴藩に參るへけれの時宜と寄貴君へ御同行を願ふ事も有るへき歟又容堂殿伊豫守殿への吉之助歸京之途次直に參るへき歟と存するなり且又此事吉之助歸京之上國議之次第の尙御内話すへけれと今日に在りての極めて秘密を要すれの貴君限り御聞置下され他への如何なる御同志たりとも御泄しなき様に願ひたし薩邸にても小松大久保大島の外に此議に與かりし者なき程の事故此程宇和島藩上甲貞一參りし時も不本意なから委しくの申聞けさりしとの事なりき參政内狀

幕府兵庫開  
詢ノ可否請

○十八日京都に於て板倉伊賀守殿の封書を以て左の通り達せらる

參政  
内狀

松平大藏太輔

先達而條約 勅許之節兵庫表開港之義は不相成旨被仰出其後篤と御熟考被爲在候處右の兼而期限も有之今更條約御變更の不容易筋に而 皇國之御威信難相立候間開港御許容之儀可被仰立思召に候就而は見込之趣も有之候の、以書面早く申聞候様可被致候事

二月

松平大藏太輔

見込御尋被成候間三月廿日比迄に以書面御答可申上尤右に付上京之御用相濟候義に而は無之候事

二月

寶陽宮出仕

○廿日賀陽宮尹宮の御書翰福井に達す宮去年九月以來御引籠在られしなり此時宮より遣はされし御書翰左の如し來翰録

續再夢紀事二十（慶應三年二月）



舊冬來毎々懇情の書中承候此比の先々相催候彌御安全珍重存候扱  
宮中益御静謐此上之御事と存候將舊冬の誠と不存寄御大變天下不幸言  
語も絶候併段々被爲濟先々此上之御事と存候且下官昨秋々引籠居候處  
段々辞表被止出仕候様被申示故昨十三日則令出仕候依引籠中毎々種々  
惠投不相替深情令謝候先右申入度荒々申入候也謹言

二月十四日

二伸此倉葉乍輕微進候尙時下折角被慰候様祈候也

三白越前守殿へも宜敷申流頼入候也

朝彦

大藏 太輔殿

○三月五日大樹公より兵庫開港之事を奏聞せらる左の如し波記録

一昨丑十月中條約 勅許之節兵庫の被止候旨御沙汰之趣早速外國人へ  
可申渡之處左候而は忽瓦解と及び折角平穩之御趣意も水泡と可相歸且

大樹公兵庫  
に於て勅許  
ヲ奏請セラ

一旦取結候條約相變候の只々信を萬國に失候而已と而所詮可被行儀と  
無之其段深心配仕候得共一時切迫之情態御諒察之上條約 勅許被爲在  
候儀尙又彼是申上候も斟酌可仕筋と付先其儘御請申上置篤と熟考可仕  
奉存候折柄長防之事件差起り引續故大樹之大故に及び遂に開港期限差  
迫り各國の毎々申立候條約も有之就右猶再應熟慮勘弁相究候處條約  
變更之儀強而施行仕候得は必定義理曲直之論と及び大と不都合相生し  
詰り百萬之生靈徒らに塗炭に苦しみ 皇國之御浮沈にも相拘候様可成  
行の目前と有之右様之形勢と立至り候上無據條約履行候而は實と御國  
體御威信共總而不相立於職掌最不相濟次第殊と堅艦利器彼之長所を取  
り 皇國之富強を謀候の今日之急務に候間何れにも開港可仕は至當之  
儀と有之然るに今更彼是申上候の是迄苦心仕候富國之術も一時に盡果  
可申且條約之儀の各國交際之基本と而永久不易之規則無之は遂に強の  
弱を凌き弱の強に被制候様可相成西洋諸國大小強弱の御座候得共全く



信義を重んじ條約致遵守候ニ付凌奪併吞之患も無之夫々立國罷在候事にて條約之守否ハ國の存亡ニ相拘候儀ニ御坐候得は旁以一旦取結候條約ハ是非遂行不申候而は難相叶奉存候就而は被爲於 朝廷候而も右之事件篤<sup>体カ</sup>と御勘考被爲在候様仕度自然利害得失如何と被思食候儀も御座候ハ、參内之上巨細言上可仕奉存候將亦宇内形勢變遷之儀ハ追々申上候通りニ御座候處古今之情態尙篤と考究仕候得は萬國森列土地風俗之異同ハ有之候得共均敷天地之化育を受今日其生を遂其死を完く致候ニおいてハ素より彼此之別無之既ニ民生同胞ニ候上ハ從而信義を通候ハ天地之正理ニ候處 皇國環海之御國柄を以坤輿中東西要衝之地ニ當リ即今海外諸洲逐日相開萬里比隣自在奔走之砌獨舊轍を墨守萬國普通之交接不致候而は自然之大勢ニ相戻り不容易禍害頓ニ可生奉存候因而ハ形勢之變局方今之機會ニ候間四海兄弟一視同仁之古訓ニ御基被遊天下と共ニ御更始被爲在候様仕度左候ハ、是迄之陋習一洗數年を不出富強

充實 皇國之御武威彌增皇張奉安 朝意候様盡力可仕奉存候此段奏聞仕候以上

三月

慶

喜

朝廷ヨリ兵  
庫開港ハ再  
考スベキ旨  
仰出サル

○此時 朝廷より達せられし御書付左の如し 近衛忠房 公御書翰  
兵庫開港之儀一昨年被止御請之處猶又今度申立之次第不容易重大之事件ニ付被爲對 先朝候而も難被及御沙汰筋ニ付猶早々諸藩見込を可被聞召候間於大樹も再考可有之事

○八日松平容堂殿の書翰福井に到達す左の如し御來翰錄

春暖相催候處先以御安清可被成御座奉大賀候扱僕宿疾未得快方候得共此節兵庫等之大事件實ニ切迫ニ付勉強を以來月中發船廿日過ニは入京ニ至候心算ニ御座候大芋長面も同時入京内決當此時舊來之知己足下も亦同時入京可被成僕難病出京况乎足下無病乎長州之處も何トカ片付不申シテハ此儘ニ而治可付トモ存不申長與兵庫之大事件爲 皇國爲地球



御盡力唯此時而已矣

先日貴東且貴報も被下雪手拜閱仕候扁字の如諭取落シ甚不都合ニ御坐候然ニ如前文於京地親ク御揮灑可被下候園中之略圖亦可入貴覽費室之名方外室園之名蝴蝶園然ニ此度又々出京等ニ而は方外之二字頗不似合呵々先の右急報旁如此御座候頓首仲春念五時庭櫻爛熳暮雨將至也

九十九洋外史

○九日松平容堂殿へ書翰を發せらる昨日到着の來翰に答へられしなり書翰録

仲春念五之華翰昨八日初更相達數回披讀如高示春暖相催候處先以御全家御揃愈御安清之段珍重奉存候扱は賢契御宿病未被爲得御快氣候得共兵庫開港之大事件實々切迫ニ付不一方御勉強ヲ以來月中旬御發船念鳥比ニ御入京之御心算之由大芋長面も同時入京内決ニ付尙此時舊來之知己之僕同時入京云々被仰下縷々敬承仕候知己之僕何敢而辭セン雖然茲

ニ一事あり先日芋藩小松帶刀家僕酒井十之丞ニ云大島吉之助鹿兒島ニ芋君之入京を促す國議一定之後の長面國へも鯨海州へも來船して此趣を申述促行色吉之助再入京ニ而帶刀吉一三人之内我國へも來り篤々事情申述打合せ可及相談尤促行色とする意之由今日迄芋臣未た來り不申何れ國議一定之末芋臣來り可申と奉存候其上にて昨年冬僕大刀環之折新將軍へ申上候事も有之其後以家臣雷閣へ芋君長面君醉候之出京ニは必僕も登上可仕候何卒模様相分り候の、早々雷閣の内示有之度若又内示無之候而も其期ニ相成候の、申上候而登上之運ひニ可仕義も可有之と申聞置候間芋臣之來りし後相談愈行色之事ニ相成候の、早々雷閣申出候様可致知己決して不辭良朋畏友之參集僕一人不與るの素志に非る事天日の如く明々白々照々瞭々たる事決而御氣遣ひ被下間敷奉希候如諭長州之處何トカ片付不申しての此儘ニ而の治り不申事愚夫愚婦も知りたる事况や活目人ニ於てをや爲 皇國爲地球盡力の御互ニ不仕候事



而は難相成是にて少しの尸位素餐之罪通れ可申歟僕喫烟足下好酒も天地覆育之恩ニ非すや徒然喫煙徒然飲酒君子之所恥足下以爲奈何○先日貴東被下候節扁字之事被仰下拜承仕候如仰若彌入京候ハ、於京惡筆可揮候間夫迄之處ハ因循仕置候間左様御承知被下度候於京ハ園中之略圖も拜見可仕如何にも御出京ニ而は方外之二字願不當ニ候得共在京ハ方内なり其内御歸國候得は方外となり可申候如仰獨坐呵ハ先は右貴報且時候御見舞申上度例之揮惡筆候間御判讀御海涵可被下候誠恐合丁應卯春暖十日書於櫻花妖艶處

鯨海醉候閣下

左冲

尙ハ一昨晚夢有り足下之邸ニ入る是れ江戸なるへし足下携婦女飲酒五斗僕徒ニ喫茶談熟して到夜半然る處昨晚足下之貴東到來是燈火之報に等し依而右詩一首御笑覽ニ入れ申候

春宵魂夢飛鯨海 話盡丹心到二更 果是鴻書落吾手 眉尖喜溢慰衷情

○同日伊達伊豫守殿よりの書翰福井に到達す左の如し來翰録

發一書奉得貴意候適宜之候相至候先以倍御清穆奉大賀候乍前後舊臘被爲於 禁闕誠以絶言語奉恐入乍憚當今之際別而不論志之有無痛哭奉申上候外無御座大變之至發望洋之歎候併 皇太子不被爲在御異條踐祚も被爲濟此上之御儀難有奉存候扱又此間大芋ハ蒸艦ニ而西郷差越方今之光景何分坐視傍觀難申上候故上京可被致條兼ハ約束故來月中上京可仕旨被申越候僕更ニ救時之大策着眼は無御座候得共立論ハ同意且狼兄も同意上京ニ決候由明公素より御同論御上京可被爲在左候ハ、諸賢兄之驥尾ニ從ひ臣子分上相盡度と決心仕候條來月大芋上坂候ハ、其艦借用出立可仕心得ニ御座候仍而は依舊萬般蒙御教示度奉希候且は舊臘兩度御投翰殊ニ鱈子御惠與御厚情海岳奉感謝候右御禮亦奉報可奉申上處京



師之御都合僕眼病等ニ而無其儀恐悚千萬奉存候條御海容伏而所希御坐候尙不遠得拜晤心緒吐露可仕候勿々布字御判覽可被成下候恐々謹言

春仲念九

伊豫守

二伸時下御自玉奉專念候小生眼病も少々ツ、快方故乍憚御放念可被成下候已上

春嶽公兵庫  
開港ノ時宜  
ルヲ上陳セラ

○十日兵庫開港の時宜を幕府に上陳せらるる二月十八日の下問に答へられしなり左の如し御家譜

兵庫表開港之儀先達而は不相成旨被仰出候得共兼而御期限も有之今更條約御變更ノ不容易筋ニ而 皇國之御威信も難相立候間開港御許容之義可被仰立思召ニ付見込之趣も有之候ハ、早々以書面申上候様奉畏候淺陋之私別段及陳啓候程之ケ條ハ無御坐候得共同所之義ハ天地間之理勢ニ於て御開無之而は不相適次第ニ候得ハ外國ハ之御威信旁再應御奏請之御儀ハ御尤至極奉存候乍併近く 先帝ニハ 勅許不被爲在御座ニ

候得共御再願并ニ御許可ニ相成候ニ付而も 朝廷ニ於かせられ毫も御間然不被爲在天下之人心も敬服遵奉仕候様之御取計被爲在度左様無御坐候而は縱令 勅許ニ而御開港而已御座候而も如是迄内地之人心不居合ニ而は自然外國へ之御威信も難被爲立御運ひにも可立至歟奉存候右ハ陳腐之贅議ニ御座候得共御垂問ニ應し存込候儘言上仕候以上

三月十日

松平大藏太輔

○十一日伊達伊豫守殿へ書翰を發せらる去ル九日之來翰に答へられしなり書翰録

春仲念九御封發之御懇書一昨九日相達落掌開緘數回拜讀仕候先々如高示適宜之候ニ相至リ候閣下依舊御勝常被成御起居奉恭賀候扱又客冬ハ宮車晏駕御同意誠ニ以絶言語奉恐入候如高論別而當今之際痛哭之至リ乍去 踐祚も被爲濟候義此上之御事難有奉存候却說今般大芋ハ火船ニ而西郷被差越方今之光景坐視傍觀難申上候故上京被致候間兼々御約束



故來月中上京云々御申越之趣閣下御同論ニ付御上京被決鯨海侯も御同意御登上御決之趣依之閣下ニは來月大芋上坂候ハ其艦御借用御登路御決之趣右ニ付僕も必上京云々委細御垂示之趣敬承仕候狼兄も同様之趣意被申越候事ニ候僕進退之義ハ昨九月下旬弊國へ用向有之立歸り相願其後早速上京可仕之處芋土兩公并閣下等御參集も無之事故御猶豫相願置候事ニ而是非とも芋公閣下土老公等參集ニ至リ候得ハ僕亦登上之積決居候右ハ先々月比芋臣小松帶刀家臣酒井十之丞へ極密相咄候義有之右ハ吉之助俄ニ芋へ下リ彌芋老公上京之事ニ決候ハ宇土兩藩へも罷出促行色其上ニ而吉之助再上京可相成候間尙又芋國議論一定之末芋臣之内弊國へ參リ候積之由ニ御坐候第一只今僕登京候而も目的付兼候故芋臣弊邑へ下リ候歟芋臣より家臣へ相談ニ而家臣弊國へ參リ候歟兎も角も芋國一定盡力之議論承リ打合せ相談弊國も議論を一にし其上にて板倉へも一寸聽ニ入れ是ハ板倉と兼而申合せ有之候故也芋公土公宇公等上京之

趣ニ候ハ板倉より爲知候積リ又ハ家臣ハ相談致しても上京と約束致し置候ニ 芋議相談さへ出來候ハ跡ノ手續ノ所ハ隨分手廻し早く可仕候尤上京支度ハ五六日にてハ整可申候間左様思召可被下候吳々芋より何とか申來リ候ハ其上國議をも承合相談にて登上可決奉存候必上京に可及候得共右之次第柄御照察可被下候彌上京仕候ハ僕御承知之通之驚鈍故諸事御教示ハ勿論御鞭策奉伏希候久々ニ而拜晤此上之大慶奉存候先ハ右所用貴答如斯ニ御坐候書餘之心緒萬々期他日候恐惶頓首

春晚十一日

宇和島老公下執事

二仲御端書忝尙又御自玉奉專念候小生碌々瓦全無病御休意被下度候齋右衛門圖書半兵衛等へも宜御致意奉希候已上

○十八日所司代より傳奏へ大樹公下坂各國公使に面會せらるへき旨を申出らる左の如し波記録

大樹公下坂  
各國公使謁  
見



大樹公代替ニ付各國公使面會之義先達而言上濟ニ付此節各國へ相達候處英吉利國今般急ニ申上度事件有之候由ニ而攝海へ致渡海無程各國も公使參着ニ可相成候間不日大樹公下坂も被有之可被遂面會尤兵庫開港條約履行之儀ニ付而此程見込之趣被申上置候通ニ而今般下坂之趣意其筋之談判ニ被有之候爲に更ニ無之全く代替面會之廉ニ被有之候間此段御承知相成候様被致度被存候尤下坂之時日ハ猶可被申上旨被申出候事

三月十八日

○同日發近衛内府殿より遣はされし御書翰是月日福井に到達す御來此書翰中別紙入覽とある別紙ハ兵庫開港之儀一昨年止められ御受之所云々御書付外ニ開港の時宜を尾州殿已下廿五藩へ御垂問あるへき御書付なり此御書付ハ其所々に出せる故今是を略す

先達而は芳書被成下辱披見候先以不揃之時候ニ候得共益 新皇御機嫌

克何之御申分も不被爲在候事恐悅至極ニ候彌其御方御勇猛之條珍重ニ存候然ハ越前守殿にも御上京珍重ニ存候扱過日 大樹ハ兵庫開港之義是非願度旨迫り奉り候事ニ候然る處一昨年十月段々一橋初各參内ニ而切迫ニ申立不被爲得止終ニ三港 勅許之節於兵庫ハ被止候旨被仰出候處於兵庫ハ飽迄御請可申上旨ニ而既ニ御請書迄も献上ニ相成候事夫に又候押而兵庫開港願立候條實に被對 先皇 新帝御代始ニ右等之事 勅許相成候而は實に 恐入被思召候旨被仰出候事ニ候右ニ付而は何れ諸藩被召寄重大之事件ニ候得ハ厚く衆議をも被聞召衆心安堵之所置被決度旨ニ候定而從武傳達しに相成候事と存候越前守殿には御上京ニハ候得共其御方此節ハ是非に御上京祈入候實に 皇國未曾有之御大事件ニ付是非々々必御上京祈入候別紙入覽候御返しニ不及候扱島津隅州伊達豫州ニも近々上京之由ニ候扱先達而は何寄之御茶被下辱存候早速ハ日々相樂しむ候事御厚志不淺々々御禮申入候此品如何敷候得共



御一笑迄に入覽候也

三月十八日

忠房

二白時令御保養祈入候吳、爲國家御上京待入存候之、大乱書斷申入候也  
 ○廿二日松平容堂殿へ書翰を發せらる是より先薩藩小松帶刀京都岡崎邸  
 に来り酒井十之丞面會せしに過日九日大隅守上京云々、付大島吉之助鹿  
 兒島へ出發したる次第御内話に及ひ置しか其後大隅守愈上京する事に決  
 し本月廿日鹿兒島を發すへし就而は大藏太輔殿にも速に御上京在らせら  
 る、様御相談に及ふへき旨申遣はせり尤容堂殿伊豫守殿にも御同意にて  
 上京せらる、筈なりと申聞し故書中其事に及はれたり容堂殿へ遣はされ  
 し書翰左の如し書翰録

一翰拜啓春暖相催候處先以賢契愈御清安被成御起居就中不日御登京之  
 御儀と恭賀無量奉存候次ニ小生碌々瓦全消日罷在候條乍憚御省念被下  
 度候扱は賢契御上京の愚案するに本月下泔なるへく長面公の芋之火船

借用ニ而上坂と被申越候故多分芋兄出坂後五六日之運行可相成と想像  
 仕申候便昨日京報有之芋之小松帶刀錦織邸へ罷出家僕酒井十之丞ニ面  
 談大芋兄十九日乗船ニ而廿日出帆之趣多分本月中浪華へ着ニ可相成賢  
 と御打合之上御上京と申來り候僕にも上京候様にと芋兄を促行色候由  
 右ニ付僕も必登京可仕心得ニは御坐候得共尙又今日京地へ飛脚差立候  
 而十之丞を雷公へ差出舊冬申上候通り芋長面賢兄等上京之趣各藩へ申  
 來申候芋始登京之節は僕も必罷出候様幕へ申上置雷公も兼而其示教  
 も有之候間尙又相伺候旨内々十之丞を雷公へ拜謁ニ而申述雷公僕へも  
 出京候様必可申と存候右彌出京候幕内旨有之候得は速ニ出懸け可申と  
 心組罷在候間必懶情の無之候間御降念奉伏希候僕之治装の両三日ニ而  
 は整申候間諸君御出京之比僕出京可致と存候何れ無程拜晤と相樂罷在  
 候扱又先鴻被仰下候扁字揮灑於京師親しく云々之御教諭ニ候得共登  
 京之上ニ而の日々繁忙寸暇無之と存候其上僕之如き惡筆ニ而も適意之



期ニ無之候而ハ適意之揮灑無覺奉存候ニ付胡蝶園并方外室相認候間  
呈上仕候賢兄磊落必小字御好ニ無之僕亦爲賢君揮灑候儀大字を欲し候  
故如斯ニ御座候御一笑可被下候先ハ右所用申上度如此ニ御坐候書外期  
後信又ハ期面盡候頓首春晚念二書於六有堂

容 堂 盟 臺 侍 執

左 冲

尙ニ春寒春暖不常御自玉爲天下候此度ハ八十衛等隨駕と存候宜敷御致  
意被下度候已上

大樹公再  
兵庫開港ノ  
勅許ヲ奏請  
セラル

○同日大樹公より再ハ兵庫開港之件を奏聞せらる左の如し波日記  
兵庫開港條約履行之儀ニ付過日見込之趣建言仕候處右ハ重大之事件被  
對 先朝候而も難被及御沙汰筋ニ付尙早ニ諸藩見込をも被聞召候間篤  
ニ再考可仕旨御沙汰之趣奉畏候慶喜儀年來闕下ニ罷在 先朝以來御趣  
意之程親敷相伺居殊ニ一昨年之御沙汰も御座候上ハ開港等輒ク建言可

仕筋ニ無之處 皇國之御爲利害得失勘考相盡候得は何れにも過日建言  
仕候通り之儀ニ無御座候而ハ永久 御國艱難相立輕重大小再三斟酌仕  
申上候次第ニ而此上外ニ勘辨可仕様無御座候且一旦取結候條約變更之  
儀ハ所詮難相叶事勢ニ御座候間各國より申立候義有之候節ハ過日建言  
之趣意を以て夫々申達置候事ニ御坐候尤打續き國事多端之折トハ乍申  
重大之事件ニ付聊も不打捨何と歟取計不申候而ハ不相濟義ニ御座候處  
是迄遷延仕居今更彼是申上候段對 朝廷深く恐縮之至奉存候就而ハ前  
件之次第國家御安危之界ニ付幾重にも一身ニ引受御斷可申上奉存候右  
之情實篤と御承知被爲在尙今一應被盡 朝議候様仕度此段御尋ニ付重  
而奏聞仕候以上

三月廿二日

慶

喜

山科宮以下  
二十三人  
貴解免

○是月日 山階宮以下廿三人譴責を解かれたり丁卯京都新報

山 階 宮

正親町三條

續再夢紀事二十（慶應三年三月）



中御門	大原	北小路左京權大夫
大原	高野	高野
高野	穗波	高倉
穗波	櫛筒	愛宕中將
櫛筒	植松少將	園池少將
植松少將	高辻少納言	千種侍從
高辻少納言	長谷美濃權介	岩倉侍從
長谷美濃權介	四條太夫	西洞院太夫
四條太夫	西四辻大夫	愛宕大夫
西四辻大夫	岩倉大夫	

右去年十月廿七日御答人、各被免候事

久我入道 千種入道

朝廷御  
御上京  
春  
御  
公ニ  
スベキ  
御  
沙汰

岩倉入道 富小路入道

右被免入洛候事尤住居洛外且月、一ケ度計の歸宅不苦一宿之外不相  
成候事

○廿四日傳奏より左之通達せらる家譜

越前宰相

朝廷御  
兵  
可  
御  
下  
問  
否

三月

○廿九日傳奏飛鳥井中納言殿、左之通達せらる家譜

今度開港之儀別紙之趣從大樹建言候然る處一昨年十月三港勅許之節於  
彼地の被止候御沙汰も有之不容易重大之儀ニ付猶早、上京見込之趣無  
覆臆言上可有之事

但所勞ニ而彼是隙取候の、見込之趣先以書付來四月中可有言上事

越前宰相



○此御達の尾州殿以下廿五藩へ同時に達せられしよし其藩名の左の如し  
近衛忠房  
御書翰

尾州	肥前	越前	雲州
加賀	薩摩	仙臺	細川
筑前	藝州	鍋島	藤堂
因州	備前	阿州	土州
久留米	佐竹	柳河	南部
上杉	對州	丹羽	伊達
津輕			

春嶽公上京  
出發

○四月十二日午前五時宰相公福井を發し上京の途に就かせらる 朝廷幕  
府より兼而上京を促されてある上尙又三月廿四日同廿九日更に 朝廷よ  
り御達の旨ありし故なり

英國公使敦  
賀ニ赴ク

○十五日大坂滞在之英國公使敦賀へ旅行出發すへき旨を所司代より傳奏

へ届出られたり其届書左の如し波日記

此程滞坂之英吉利人最早用濟ニ付可致出帆之處公使始六七人敦賀表へ  
用向有之罷越度旨申立右の無餘儀情實も有之且阿蘭人伏見筋通行之先  
蹤も有之候間其段差許今十五日坂地發足之都合ニ有之尤途中警衛之儀  
の嚴重被申付候此段爲御心得御兩卿へ可申入旨年寄共申候間此段申進  
候事

四月

春嶽公京都  
ニ著セララル

○十六日公京都岡崎邸に著せらる此時上京せらるへき諸侯方の島津大隅  
守殿松平容堂殿伊達伊豫守殿及ひ公の御四方なりと聞へけるか島津殿伊  
達殿には已に上著せられけれど容堂殿には未だ上著せられざりき家譜登  
此日公大津に著せられし午前十一時四十一分後なりしか英公使及ひ婦  
人士官とも五人婦人一人 士官四人著已前大津を通行して西近江路に趣き調役四人 別手  
組廿四人 附添  
又山科奴茶屋にて休憩中英通弁官一人 士官一人調役二人 別手  
組十二人 附添茶屋前を通行

續再夢紀事二十 (慶應三年四月)



せり公使外五人の今朝伏見を發し敦賀に赴き通弁官外一人のおなしく伏見を發し横濱に赴くなりとぞ聞えし登京日記

○同日傳奏より所司代へ御達し左の如し今度英國人伏見街道を通行せし爲め堂上方に殊の外御動搖の事ありしなり登京日記  
波日記

昨日伏見海道より大津驛へ英夷通行之儀不伺定臨期通行爲致候儀殊々六七人之旨ニ候處十七人余も有之候旨風聞候其上兵庫開港伺中無御返答砌尤無餘義情實も可有之歟ニ候とへも自今右様之事堅固不相成候事右被仰出候旨攝政殿被命候事

○十七日朝五ッ半時出邸二條攝政殿野々宮中納言殿飛鳥井中納言殿稻葉美濃守殿松平越中守殿御廻勤九ッ時過歸邸せらる

○此日夕八ッ時過原市之進來る上様より公へ内密之御相談事有りて來れりとの事なりき公御逢ありしに原云昨日 朝廷御動搖の次第ありて上様にも殊之外御心痛なさるゝなり公云昨日上着せし事にて京師之事狀の未

英國人伏見  
街道通行堂  
上方動搖

た何等も承らす 朝廷御動搖との何事のありしにや原答昨夜四ッ時頃近衛内府殿邸へ名詳かならず堂上二人參候して議奏廣橋大納言殿六條中納言殿久世宰相中將殿傳奏野々宮中納言殿を至急に退職せられすの由々敷變事をも起すへし其次第の今度幕府に於て英人に京師接近の道路を通行せしめられしに實に 皇國之汚辱なるを議傳諸卿の内廣橋殿以下其するに任せて閑置かれし職掌を盡されさるなり故に因備薩三藩の諸士等に憤り若退職仰出されすの直ニ彼の諸卿に迫まりて其事を糺し時宜によりての刺殺にも及ふべしとの企あるよし云々申述べられれば内府殿大に驚きやかて攝政殿へ參られ議奏柳原葉室の兩卿を召し御相談の上廣橋以下諸卿へ辭職ある様御内示ありし趣なり扱二三藩士の暴論に驚かれ朝廷に於て斯くまで御動搖あるの如何にも殘念の次第故上様に殊の外御心配にて大藏太輔殿へ何と歟御盡力のなされ方もあらずや至急御相談に及ふへしと命せられし事なり公云近衛殿と薩州との格別之縁ある事な



るか近頃原にの薩の小松に懇意の由なれ、此事を小松へ申聞相談に及びて、如何尤小松事今朝拙者不在中當邸に來り尙又夕方參るへしと申置ける由なれの拙者よりも意見を尋ね且盡力方の相談に及ぶへしとの事なりき畢りて公問今度英人の京師近傍を通行せし、敦賀に行く爲なりし由此節敦賀を開港せらるへき御詮議にても有る事なりや原答過般各國の公使大坂に來りしか本月十一日迄に應接結了に至り夫々横濱へ歸るへき筈なりしに英公使を今度段々御手厚の御取扱を蒙りたれの京師へ參り右御禮を申上へしと申出たり然るに外人を京師に入るゝ事の許さるへきに非され、堅く御斷りとなりしを強て入京を望みし故板倉閣老下坂何處迄も入京の致させ難しと申聞られ夫か爲め入京の事の思ひ止りけれと更に敦賀に行くへしと申出し故敦賀も行くへからすと、斷り兼承諾せられし事なり全く京師に入るを得さりし故其代りに敦賀に行く事となりしものにて敦賀開港等の詮議あるにあらず云々なりき登京日記

○同日八ッ半時薩藩小松帶刀來る公御逢ありて小松に申されし、今般大隅守殿より伊豫守容堂にも上京あるへけれ、此方にも出京すへしと仰遣はされしか同時に、朝廷よりも幕府よりも出京仰出されし故登上のしつれとも別段定見良策あるにあらず、隅州殿及小松初には必定見良策あるへけれ、篤々御示しを乞ひ然る上及のすなから盡力に及ぶへき心得なり云々、小松云大隅守とても御同様にて別段に見据へたる事なく御集會之上御相談に及び御決議の次第を、朝廷へ言上すへしとの事なるか兵庫開港之事の既ニ、朝幕とも大抵御順序の立居る事なるへけれ、今度の第一に廷臣の御人撰等、朝廷の方を匡正し儘かに朝憲の立へきを看定めたる上ならて、何事も手を下たすへきにあらず尤、朝廷御匡正等之事の四侯御捕の上攝政殿へ御列參建議せらるゝ方にもあるへき歟云々、公又過刻原市之進來り云々、申聞たりとて堂上動搖の件を申出られ小松の定めて承知なるへしとありしに小松云只今御門前に於て市之進の歸るに逢へり昨夜の事



の實に意外之次第之薩の藩士中には暴論の者もある事故説得を加へ置たり寂早倉忽の舉動のあらざるへしと申しき畢而小松又兵庫開港之事を幕府より諸侯へ下問ありしに二月中の事にて三月廿日比迄に意見を申出へしとの期限なりしか幕府より朝廷へ奏聞ありしに三月五日とか七日とかなりし由さすれの御下問の全く表面のみの事にて諸侯の何と申出るも開港の既に御内決と推測らるゝなり斯くて今後人心の折合方如何あるへき歟國家の安危にも關係すへし云々又云薩藩にて國事盡力の際從來朝廷の方を先に周旋して後に幕府の方を周旋せし故兎角幕府の疑を受けたり依て昨年十月上京以來當二月まで近衛殿を始め公卿方への參候せず専ら原監察等へ相談致し居る云々なりき此時本多修理中根雪江出席してありしか退坐の後小松申しの堂上中敬服すへきの鷹司前殿下なるへし又云傳奏にて野宮殿議奏にて廣橋殿久世殿の幕府への阿諛せらるゝ由なれ此方御在職中の公論も行われざるへし云々登京日記

○同日薩因備の三藩へ左の通り仰出さる波日記○御沙汰書中にある別紙昨十六の御達書にて既記載せり故にこゝに出さず

別紙之通幕府へ被仰出候就而は一昨日伏見より大津へ臨期英夷通行不容易折柄潜伏夷人も難計候に付兩驛は不及申京師等一際嚴重可警衛被仰出候旨攝政殿被命候事

四月

○同日議傳之内左之御方御役御免仰出さる波日記

議奏

廣橋大納言

六條中納言

久世宰相中將

傳奏

野宮中納言



右依所勞願之通御役御免被成候事

○十八日朝五ツ半時會津藩秋月悌次郎來る公御逢ありしに秋月云此程  
朝廷御動搖の件に實に恐入りし次第なり扱此件の起りしに去ル十六日夜  
土州脱藩人某短銃を携へて突然滋野井鷲尾の兩卿方へ行き今度幕府に於  
て英人へ山城路通行を許るし其次第を議傳へ申出しに議傳にて何の不審  
をも立られず其儘に許諾ありしに容易ならざる失錯なり畢竟傳奏野々宮  
殿議奏廣橋殿等の兼々幕府に佞せらるる故斯の如き事にも至りしなるへ  
し云々申出しを滋野井鷲尾兩卿の其虚喝に恐れられしか又其言を尤に  
思はれしか即夜近衛殿一條殿へ參られ脱藩人某等か申出し趣を申上られ  
しよりの事なり扱近衛殿一條殿に其言を御聞ありて殊の外驚かれ直に  
攝政邸へ御集會御相談之上廣橋六條久世野々宮の諸卿へ速に御辭職の御  
内諭を出され翌十七日四卿各御解職となりし事にて實に朝廷の御失躰  
なり斯くて彼脱藩人等か滋野井鷲尾兩卿へ迫れる事となりしに薩の所爲

ならんと存せらるる次第あり尤隅州公には御承知なく小松帶刀の計らひ  
なるへし扱其次第の去る十一日小松始英船に赴き公使に面會せし由なる  
か翌十二日公使より突然京師見物の事を申出終に敦賀に赴く事となれり  
十日迄の公使に京師見物等の望ある様子なかりし由なれに必定小松等勸  
誘せしより俄に思ひ立しなるへし扱小松等京師見物の事を英人へ勸誘し  
ながら歸京後大原殿等への攘夷論を唱へ兵庫開くへからす扱申入れし趣  
是迄迎も薩の反覆表裏之事共多けれに今度の事も多分相違あるまし又今  
度の事によりて朝廷より三藩へ京師警衛嚴重に仰出されしも不審之一  
ツなり如何となれの京師に上様御駐在の上及はすなから守護職所司代  
もある事なるに此等當職の筋への何等の御沙汰なくて彼三藩へ警衛仰出  
さるへき筈なけれなり斯様の御事にて上様御始守護職所司代等之職  
掌も立たす朝憲幕威にも關すへきなれに此際幕府より朝廷へ御失躰  
の次第を屹度仰上らるる様致し度見込なり云々



春嶽公登營  
大樹公ニ對  
面

○同日朝五ツ半時出邸登營せらる昨十七日閣老より登營あるへき旨達せられし故なり此日板倉閣老面會ありて近日堂上方動搖の件の定めて御承知なるへしとて脱カ既に今朝秋月悌次郎か申せしに大同小異の次第を申述べられ上様にも格別に御心配さる事なるか薩州の内狀の如何あるへき歟と尋ねられければ公答昨日小松帶刀來りし故其事を承りしに帶刀云薩藩中に過激之者少なからず折々不都合を仕出す故兼々説得に及ぶ事なれと今度の事の薩人にていなきやと存せらるる旨答へたり原市之進を以御相談之次第も有し故此節上様御心配在らせらるる旨をも申聞しに傳議の御方々御辭職願未だ御免に至らずの何とか周旋にも及ぶへきかと申聞たり内實の所の如何測りかたけれと拙者へ申聞しのみ今陳述せる通りなれのみ多分薩の所爲にあらざるへし板倉殿又云今度又々御出京之次第何とも尊勞の至りなり扱此節柄の事御見慮如何公答老拙の何も目的なし兵庫開港之事の過日御垂問の際書面を以て申上し通りなれ御承知なるへし其他の大隅

守始申談せし上申上る事もあるへき歟扱薩藩の事を此節彼是惡さまに批評する由なれとも拙者においての薩の論公正なれれば假令欺かるるにもせよ同意すべく若不條理なれれば何程勸誘するも同意せざる決心なれば兼て御承知なし置れたし云々なりき大樹公に謁せられし時大樹公今般の早速上京致され満足せり後來の處置筋追々相談すへければ何事も宜しく頼入る隅州へも兩三日中に參る様今日申遣の積りなり扱堂上動搖の件斯様々々の次第故今日攝政家へ行き相談に及ぶへければ大藏太輔殿にも差支なくは同行せられよとの事なりしか公答一身上には何等の差支なし譬へ聊の差支ありとも隨行せよとの御事なれば辭すへきにあらずされとも今度は何事も大隅守伊豫守等へ相談の上言上すへき心組なるに一昨日上着仕りたるのみにて未だ京師の事情を承知せされ御用にも立ましく且御親藩の身分故大隅守伊豫守等へ面會にも及ぶる今日御隨行申上なは兩人の氣受如何あるへき歟必後來相談の際都合あしかるへし就而は今日の



御隨行の御斷り申上たく存するなり大樹公仰如何にも御尤の次第なり強  
而とは申難し云々なりき此日大樹公晝九時御出館攝政殿へ成らせられ  
翌十九日朝四時半時歸館ありしとぞ登京日記

中根雪江島  
津大隅守ニ  
謁見

○同日中根雪江を島津大隅守殿の許へ遣はさる大隅守殿御逢ありて申さ  
れし近日堂上動搖の件の意外の事にて 朝廷も御輕卒の至りなり扱平  
公家へ推參せし土州脱藩人と備前人となるよし異人か京師に潜伏する  
杯申立しも其申立を信せられしも共に笑止千萬なり云々又此度上京せし  
方今の世態 朝廷において速に今後の御基本を立させられ度との趣意  
なるかされいとて別に確乎たる見留あるにあらず只々徒らに傍觀して止  
むべき時にあらずと見込たる迄の事なり大藏太輔殿の御見込并に雪江の  
存寄の如何とありしか雪江答大藏太輔始にも別段確たる見込のあらざる  
なり大隅守殿又容堂の彌廿五日國許を出帆するよし只今報知を得たりと  
申されき登京日記

○同日又中根雪江を伊達伊豫守殿の許に遣はされしか伊豫守殿にも御逢  
ありて今度薩州にも上京になりたれと別段の良考もなきよし拙者も同様  
なりしかし 朝廷今後の御基本を立られ度此程小松帶刀へ申入れしに至  
極同意にて隅州殿へも申立へしと答へたり兎角御相談の上ならて目的  
も立さるへけれの來ル廿一日薩邸へ御同行の積りなり大藏太輔殿御差支  
のあらさるやと申されし由雪江指支あるましと答へき登京日記

○十九日傳奏飛鳥井殿へ知邸御呼出しにて明廿日 孝明天皇山陵拜禮願  
之通たるへき旨御指圖ありたり

○同日夕七時島津大隅守殿岡崎邸に來らせらる公面會ありしに隅州殿  
云明後廿一日拙邸へ御光來を希ふなり扱拙者今日參邸せし公の御光來  
以前一應參上せずての不敬にも渉るへく且上著の御吹聴時候御見舞をも  
申上げんとてなり云々なりき登京日記

○此日傳奏より左の通り達せられしよし波日記



柳原大納言  
殿議奏御言  
滋野井中將  
以下差扣仰  
出サ

一昨日達置候英國之儀事實相違ニ付不及警衛搜索等攝政殿被命候事  
○又滋野井殿始へ御達左の通りなりし波日記

滋野井中將  
正親町少將  
滋野井侍從  
鷺尾侍從

右差扣被仰出守衛人數付置候事

四月十九日

柳原大納言

右輕卒之儀有之議奏被免候

日野大納言

右傳奏被仰付候

○此時所司代より傳奏へ左の書面を指出されしよし波日記

此度滋野井中將殿始御咎被仰付候處外國人當地へ潜入申候説并藩々暴發之儀御同人等何れも被聞込候哉且藩々名前何れも候哉 鞆穀之下萬一右様之儀於有之は不容易事柄ニ而片時も難捨置候間急度相糺夫々取締不致候而は不相成候ニ付右申聞候人躰且藩名とも銘々巨細御糺否至急被仰聞候様御兩卿へ可申入旨年寄共申聞候事

○又攝政殿其任に堪へさせられすとの事にて御辭職仰上られ近衛殿一條殿九條殿には國事掛りを免せられたり登京日記此時二條殿御内大村彈正より知邸へ通知せり左の如し御滯京中御沙汰書

以手紙得御意候然ハ攝政殿御所勞難被爲堪御任ニ付當職御辭退清閑寺頭弁殿を以被仰出候依而爲御知可得御意如此御坐候以上

四月十九日

大村彈正

伊藤友四郎様

島津十太夫様



春嶽公先帝  
ノ山陵ヲ拜  
セラル

續再夢紀事二十（慶應三年四月）

百四十六

○廿日朝四ツ時出館泉涌寺宿坊來迎院に至らせらる 先帝の山陵を拜せらるゝ爲めなり此日伊達伊豫守殿にも參拜せらるへしとて宿坊法安院に至らせられたり同時參拜せらるへしとの御兼約ありしなり公伊豫守殿御同道にて山陵を拜せられ畢りて泉涌寺なる靈明殿をも拜せられたり山陵へ御幣料白銀五枚靈明殿へ御香料白銀五枚を献備せられぬ本日公來迎院ニ而午餐中永田儀平急に岡崎邸を來り今日大樹公の御旅館へ參上せらるへき旨板倉伊賀守殿公用人より申來れる由を報せり仍て泉涌寺を御歸途直に登營せらるゝ事となり夕八ツ半時泉涌寺を出御旅館に至られたり御旅館ニ而御休息中戸田大和守に御逢ありしか戸田云 先帝山陵の制總て古制に依らるゝ事となりし先年御歴代の山陵御修補の事を公の格別に御盡力ありし故なり公云決して左にあらず全く足下の御盡力一方ならざるに依れり此時戸田又 先帝崩御より御葬までの次第を詳述せり今是を左に附記す登京日記

孝明天皇御  
葬次第

崩御後直に御舟を造り檜御寢牀のまゝ玉體を此御舟に乗せ奉れり御舟従前の蓋なく白綾を以て覆ひしのみなりしか今度の木板にて蓋を造り覆ひたる上へ白綾の緋を掛けられたり又御舟に下方に車を付け御棺へ曳納れ奉るへく御棺にも又車を付けて御棺へ曳納れ奉るへくしなされたり御槨にも白綾を掛け夫より清涼殿へ渡し奉れり従前の此間泉涌寺の僧のミ奉仕せし由なるか今度の大かた近侍の堂上方にて御伽を奉仕せられ僧の折々參上せるのみなり御陵の地の各異見ありて正論家の神樂岡を然るへしと申立けれと後宮にて神樂岡となれり僧の御伽もなく御疎遠なり矢張泉涌寺の方然るへしと申立准后にも泉涌寺へと仰立られよしなり夫か爲め容易に御決定に至らざりし故大和守神樂岡の方申す迄もなく宜しかるへけれとも泉涌寺とても矢張王土なれり僧に手を出させられすは是も悪からざるへしと申上しか是にて始めて御決定ありし由御葬送の時泉涌寺門内より白緋を敷き其上を通御在らせ

續再夢紀事二十（慶應三年四月）

百四十七



らるゝ御近例のよしなれと今度の石灰を敷く事となれり御葬所へ渡御  
 あらせらるれり従前此所に龜前堂を造られ此龜前堂にて僧とも御引導  
 申上夫より松火に火を點し御火葬の式を行ひ御火葬は中古以來廢せられ御車  
 形はかりの式を行ふよしに火を移さんとする所にて供奉の堂上方残りなく引取られ夫より僧の  
 ミにて御葬穴へ奉送し是を御密行と唱へ又此御途中の銀箔金箔の蠟燭  
 數百本を點せしよしなるか今度の龜前堂の稱を改め御車所と稱する事  
 になり御車渡御在らせられし時泉涌寺長老御引導申上しのミにて御密行  
 の式なく御陵の下まで御車のまゝ曳き奉り夫より御輦車と移し御石槨  
 の所へ渡し奉れり御石槨の廣さ八疊敷のかりなり(シヤチ)にて下し奉り  
 石灰にて搖動なき様に詰め其上へ五寸計の角木を數十本並らへ又其上へ  
 石を疊ミ石の上へ小砂利を敷き厚さ三尺はかり小砂利の上へ土を置き土の上へ  
 又石を置き石之上へ砂を敷たりさて山陵の全形の四方に石垣を築き其  
 石垣の三段となし毎段に小松を植へ頂上へ大石三箇を据られたり

大樹公朝廷  
 ノノ事ヲ議ナリ  
 殿ニ論セラ

○大樹公に御面謁の時大樹公仰一昨日攝政殿へ参りしか意外に時間を要  
 し昨朝四ツ半時に歸れり公云御相談の件御都合宜しき方なりしや如何大  
 樹公仰我等攝政殿へ今般滋野井始申立し件の御處置方の恐れなからすへて  
 御輕卒至極と存せらるゝなり畢竟滋野井始へ暴發云々申聞し何人なり  
 やを御取糺の上御處置あるへきなりと申しゝに攝政殿中へ取糺すへき  
 間合のなかりしとの御答ゆへ我等又 朝廷の御大事の即 皇國の御大事  
 なり一應の御相談もなく形の如く御輕卒の御計らひとなりし事のひたす  
 ら其意を得かたし加ふるに薩因備の三藩へ御警衛仰出されしも如何なる  
 御趣意に出られしものか伺ひたしと申しゝに攝政殿何の御答もなかりし  
 故我等又 朝廷に於ての幕府か夷人と相談の上潜伏いたさせ置く事と御  
 疑なされ彼の三藩へ警備を仰出されしなるへし斯く御疑ひありての今後  
 幕府の百般の事を處置するに甚た迷惑なりと申けれり攝政殿さる次第に  
 あらす今般の事の一時の失錯にてしか不都合に至りしなりと申されし故



然らば三藩へ仰出されし御警衛の速に御取消しになる様いたしたしと申立是にて事を済ませしなり夫より伊豫守殿御同席にて種々御談話の上御酒肴の御饗應ありて上様の御寫眞を公及び伊與守殿に賜り御盃の御献酬もあり御相伴の伊賀守殿豊前守殿なり御歸邸の夜四ツ半時なりき登京日記

春樹公伊達  
豫州殿島津  
集會ノ旅館ニ

○廿一日九ツ時出邸島津大隅守殿の許に至らせらる此日伊達伊豫守殿にも御同方へ至らせられ御同席なりき伊達殿に今日御二男經丸變名上島八郎殿を伴われし故公其事を隅州殿へ御咄ありしかの直に御呼入れとなり隅州殿の御次男某殿にも御出席ありしとそさて御面話中大隅守殿申されし一昨十九日柳原大納言議奏を免せられ又攝政殿にも御辞職仰立られし由攝政殿の御辞職の豫しめ後任御内定の上辞表を差出さるゝ舊例のよしなるに今度さる事なく甚以て不審なりし故内索に及ひしに過日英人京師潜伏云々に係る御處置の輕卒に涉らせられし素々他の堂上方より起りし

の勿論なれと攝政殿にも其指揮宜しからず就ての御職御辞退あるべきなりと上様より強て御勸めありしに依る事の上し此時攝政殿辞表の差出すへけれと浪人脱走人等京師に居りて彼の暴發にも及ふべき形状ありしに畢竟將軍の取締行届かさりし故なり就ての將軍にの辞表如何と仰せられしに將軍其事の何の御返答もなく何分野宮廣橋久世六條四卿の是非とも再び就職ある様にと仰上られしとそ此四卿の從來幕府方故四卿辞職ありての幕府のため不都合あるなるへし正親町三條殿を議奏に推薦しての如何と攝政殿御内談ありしに是の上様固く御遮りになれるよし大隅守殿又兵庫開港之事は四ヶ國のミニストルへ上様御應接の際必ず開くへしとありし故英人の此事を新聞紙に掲載するも御指支なきやと老中へ問合せしに苦しからすと答へし由此事の英人サトウより小松帶刀内々承りれりと申さる兵庫開港の事の當時幕府より朝廷へ御伺中又諸藩へも意見御垂問中なるに外人への必ず開くへしと仰せられ夫のミならず神戸大坂に



ての外人居留の爲め地所御貸渡しの繩張等にも取懸られしよし何とも御不都合の事なりと申され御同席の御方々にも御同意なりしとそ御酒肴の御饗應ありて中根雪江をも其御席へ召し出され小松帶刀大島吉之助大久保一藏も出席夜四ツ半時退散せられき登京日記

滋野井殿以下四名ヨリ其筋へ差シ出サレシ書

○又滋野井中將以下四人より其筋へ被差出し書面ハ左の如し御滯京中沙汰書今度之事今朝御尋ニ付委曲申上候通元來實在共諸藩士或ハ浮浪士カ直ニ承り申出候義ニ而は決而無之世上之風説且は正親町少將鷺尾侍從等へ段々差迫り申入候者有之逐一傳承仕候處如何之動乱に相成候哉も難計事情ニ付唯々苦心ニ不堪輕卒ニ配慮候段却恐縮仕候此段御憐察宜御沙汰願入存候也

四月

滋野井實在

三條西少將殿

同 公壽

去ル十六日内府公御始へ内々言上仕候義ニ付御尋之趣敬承仕候右は全ク道路之風聞而已ニ而は無之公董鷺尾家へ行向居候處士分躰之者四人出頭國家之一大事ニ付是非鷺尾同席ニ而面會致度旨申述候ニ付即面會仕候處只今伏水大津驛等英夷通行之一件カ諸有志之議論追々指迫り輦下之恐も不少候得は此上は野宮殿始之御亭へ推參夫々見込之處置可仕壯年之者共は今にも打立候勢ニ有之候得は我々申論先即今之處取押置候此上は急々要路之方々へ前條之趣巨細ニ被仰入至當之御處置無之候而は如何躰之珍事出來候も難計趣段々申述候ニ付承候儘早々申上候次第ニ候前文四人之内二人は土藩二人は備前藩之由ニ而面會之上篤々相尋候處脱走人之趣ニ候事

四月

正親町公董

橋本少將殿

去ル十六日御國事方へ内々言上仕候義ニ付御尋問之趣敬承仕候右は備



藩二人土藩二人出頭仕國家之一大事ニ付是非面會致度旨申述候ニ付面會仕候處伏水大津驛等夷人致通行候一條々同志之者共議論沸騰シ最早壯年之輩ハ 輩下之恐も不願野宮殿始外方々へも推參仕夫々見込之處置可仕申立候得共篇々申諭先々取沈置候何分此上ハ早々要路之方々へ右之趣被仰入條理至當御處置有之様御盡力有之度無左候得は如何成變事出來可致哉難計候趣申述候ニ付言上仕候次第ニ候決而道路之風説聞取輕卒ニ言上仕候義ニ而は無之候尤右之四人は面會之上相尋候處全ク脫人之由ニ候事

四月

鷲尾隆聚

八條中納言殿

○廿二日朝五ツ半時出邸賀陽宮山階宮并に九條殿一條殿近衛殿徳大寺殿へ廻勤せらる上京御吹聴時候御見舞のためなり賀陽宮山階宮には御逢ありしか山階宮にてハ午餐の御饗應ありき登京日記

大樹公島津  
隔州殿ノ登  
營ヲ望マル

○此日伊達伊豫守殿へ書翰を遣はされしに伊達殿御返翰ありて明後廿四日御差支あらずの參上すへしと申遣はされき登京日記

○同日近衛内府殿九條殿一條殿へ再び國事掛り仰せ出されしよし登京日記

○廿三日柳原大納言殿へ再び議奏仰せ出せされしよし登京日記

○廿四日青山小三郎肥後藩青地源右衛門の許にいたる昨日青地より内々相談したき事ありと申遣はし、故なりさて青地の内談せし趣ハ此程川村大和守御目より極密越藩重役に相談いたし吳よと申聞し故何事をか談すへきにやと尋ねしに川村云島津大隅守殿上京後上様より毎度御催しあれとも今以て登營せられす依て上様には殊の外御心配何卒大藏太輔殿の御配意にて旅館へ來らるゝ様にいたしたしとの御事なり大隅守殿の是まで御旅館に出られざるハ何か御疑惑の筋ある故なるへけれと御出になりな上様に御直に御相談の次第もあるへきなれ御双方とも必らず御融解に至るへし云々なりき登京日記



○同日夕八ツ時前伊達伊豫守殿來邸せらる御兼約ありしなり此時伊達殿申されしハ過日大樹公攝政殿へ參られし時の模様を柳原家にて承り合せしに同日の徹夜の御議論なりしか大樹公にハ殊の外激怒を發せられ殆んど當たるへからざる勢なりし故一條殿九條殿にハ恐怖の餘り大樹公の歸館に先たち一條殿ハ翌朝退散せられしとそさて大樹公申出られし次第ハ今度廣橋野宮久世六條の四卿へ辭職を促され及び其辭職を御許容ありしに幕府へハ御相談もなく決せられ又薩因備の三藩へ都下の警衛を命せられしに是も御相談なかりしハ如何の御趣意なりや定めて幕府を御疑ひなされての事なるへし斯くてハ大樹の職掌に對し其儘にハ濟ましかたきなり平常守職所司代等を出し置も宮中の御警衛は申すまでもなく洛中取締りの爲めにこそあれ然るに今度の如き御計らひとなりてハ彼等の職掌も無用に屬し大樹に於て彼等へ指示すへき言もなき程の事なりとありしに攝政殿御答は先年姉々小路不慮の事ありし以來幕府へ行兇人の探索を

達し置けれと今日に至るも未だ分明ならず其他近來都下において不取締の廉枚舉に違あらず夫故今度の三藩へ申付しなりとありしに大樹公先年の先年なり方今にありて専ら取締り向盡力致し居るなりとて頻りに御詰問後にハ如何に攝政など呼放しになされし程にて失敬過言に及はれしよしなり尤翌朝に至り段々失敬之義とも申出恐入りたりと謝辭を述べられしとの事にハあれと暴激の議論を以て 朝廷を壓せんとせられしハ實に不都合千萬なり仍而思考するに此際閣老よりなりとも其失敬を謝せらるハ事となりてハ如何との事なりしか公尙又考案の上御答に及ふへしと申されき伊豫守殿又申されしハ兵庫開港之事も扱々困却の至りなり今度大隅守并ニ伊豫守か上京せしハ幕府より 朝廷へ仰立られし御趣意誠ニ以て至當の事なるを 朝廷ニおいて若御舊見に泥ませられ 勅許とならざる事もあらんには忽ち慘狀を 皇國千百萬の生靈に及はし容易ならざる次第なれハ及ハすなから 朝暮の間に立盡力周旋幕府開港の目的を貫徹



せしめんとての事なりしか着坂の際英通弁官サトウより内々承りぬ過日大樹公大坂におゐて四ヶ國の公使へ御應接の時兵庫の必開港すへしとの約定に及はれ公使より伊賀守へ其約定ありし事を新聞紙に掲載しても御指支なきやと尋ねしに是も指支なしと答へし趣なり此事の小松帶刀も英公使より承りぬるよしなるか全体過般大樹公の下坂の御代替の際ゆる公使へ御逢あるへしと 朝廷への仰立られし事なるを斯の如く兵庫開港の御談判に及はれし即 朝廷を始め諸侯をも欺かれしものにて最早我の上京も水泡に屬せしなりされ今後大樹公より此事に關し御沙汰の次第あるも盡力すへしとの申上かたし先年三港 勅許の節阿部松前を罰せられし位にて事濟まとなりけれと當時の先將軍身自ら事を執られず阿部松前の兩人萬事取計らひし事ゆへ天下皆咎を將軍への歸せさりけれと今度の板倉へ咎を負せらるゝ事にも至るましとて御憂慮ありしか何とかこれに處するの方案もあらさるへきかと両公互に種々御相談ありけれと

大樹公勅許  
ニ先ダチ兵  
庫ヲ開クベ  
キニ

到底大樹公自ら事を誤られたる次第なれは容易く其方案も立ちかたし是も篤と考案の上尙御相談に及ふべしとの事なりき登京日記

○廿六日朝五ツ時出邸板倉伊賀守殿の許に至らせらる公板倉殿へ申入られし去ル廿一日拙者及び伊與守とも大隅守方へ行き深更に至るまで談話に及び又廿四日に伊與守拙者方に來り段々談話せしに此度隅州豫州等の態々上京せし方今兵庫開港の事を幕府より 朝廷へ仰上られたる御趣意一々御當然の事故何卒此御趣意貫徹にいたり度と存すれとも 朝廷の兵庫に限り兼て開港を許されさる事故萬一 先帝の勅許在らせられさる場所を今上に至り 勅許ありて然るへからす<sup>す</sup>杯の御趣意にて貫徹せさらんに國歩艱難の折柄彌増艱難に至るへけれ此度の 朝廷におゐて幕府より仰立られし御趣意を御了解ありて速に勅許あらせらるゝ様兩人格別に盡力すへき決心のよしなりしに伊與守着坂の際英人より内々承りし此程大樹公へ謁見せし時兵庫開港の件已に御許容になりし



故尙又許容ありし事を新聞紙に掲載するも御指支なきやと板倉閣老へ問ひ合ひせしに是も指支なしと答へられたりとの事なりし故兵庫開港の事已に結了に至りし上の哀早盡力に及ひざるへし就ての速に歸邑すへきかとも考へけれと隅州及び大藏等へ申合せし次第もあれの兎も角も一應の上京すへしとて過日入京せし事の由尤此事の薩の小松帶刀も英より承り隅州殊の外不快なるよし夫是を以て考ふるに今日の場合隅豫兩人若斯の如く不快を懷き歸邑する事ともなりなは必ず西海諸侯の一般に幕府の非を鳴らすに至るへし加之誰人かは知らされとも此節縉紳家を煽動して幕府の罪を數ふる杯の事もあるよし徳川家の御爲め容易ならざる一大事と存せらるゝなり全体如何の御見込にて開港を許容せられしにやとの事なりしに板倉殿答此事の當時止を得ざる次第ありて許容に至りしなり實の御應接の際兵庫開港を許されされの彼忽ち憤怒如何体の變事を起すへきやも測りかたかりし故なり新聞紙に掲載するを指支なしと答へし已に

上様において許容の御應接となりし末なれの若新聞紙に掲載すへからすと答へんに御許容の御一言も虚言となり即彼等を欺かれし姿に當るのみならず彼等も亦承諾せざるの必然の勢なり故に他日の不都合を知りつゝ、答へしなり公云段々の御話しにて御據なかりし事情の詳悉しけれと此節西國諸侯伯失望歸國とならば拙者とても歸國の外あるへからす此上の近日隅豫兩人登營の節大樹公において兩人をして敬服せしめらるゝ事肝要なるへし板倉殿答御申聞の次第御尤至極なり就而は御登營の上尙又上様へ御直に御申上ありての如何公云今日御談に及ひし事の今後の御都合を御案思申せし故自分限りの了簡を申述へしまてにて素より隅豫兩人へは相談に及ひさりしなり故に大樹公へ御直に申上ての兩人に對し信義を失ふへけれの是の御斷なり板倉殿云然らぬ拙者より上様へ申上へしさて他日貴卿御始隅豫御登營の時上様より御直に罪を謝せられ然る上御盡力を御依頼なされての如何公云夫の然るへき御考案なるへししかし罪を謝



せらるゝも盡力を依頼せらるゝも御誠意ニ出づる事なれの格別なれとも拵へ事にての貫徹すへきにあらず尙御勘考を希ふなり畢りて板倉殿又云先年の 皇上春秋に富ませられて將軍家の御幼弱今日の將軍家御壯齡なれとも 皇上の御幼弱在らせられ何とも困却なり今日若 先帝御在世なら何事も御直に仰上られ御直に 勅裁も在らせらるへきを實に残念なりとの事なりき登京日記

○此日中根雪江を川村大和守の許に遣はさる中根川村に面會して彼の兵庫開港を幕府限り許容ありしの不都合なり云々申述へしに川村兵庫開港の事未だ 勅許に至らざるは勿論なり夫故幕府に於ても公然許容となりしにあらず則其節の御應接振の上様未だ 勅許にいたらず且諸侯へも意見尋問中故今後如何運ふへきや計られすされとも幕府に於ての開港に決し居るなりと仰せられしまての事なり然るに各國公使の已に幕府に於て決せられたる上の速に内外へ御布告あるへしと申し、故上様開港に決しを

れとも 勅許もなく諸侯も意見申出さる今日なれの布告にの及みかたしとありしを公使又新聞紙に掲載する事の如何と申し、故新聞紙に掲載する事の各方の存寄次第なりと仰せられし事のよし元來此事の昨年諸侯を召されし時何事も御相談の上御施行ある筈なりし故各其召に應じて出京せしならぬ今日の安穩なるへきを其節諸侯其召に應せず遂に斯の如き次第に至りしものにて實の諸侯の罪なりと申けるか中根事實のさる次第にもあるへけれと事機密に涉たり天下其事實を知るもの十人に一人もなく知らざるもの十人に十人なり夫故何程に御弁解あるにてもこれを信ずるには至らずと申けれの川村了解せし由にて申聞られし趣御尤至極なりと答へさて隅州上着後未だ登營なく上様には先日中より頻に登營を待たせらるゝ事なれの何とか御周旋ありて速に登營ある様にいたしたしと申し、か中根隅州殿の此節服中ゆへ未だ天機をも伺はれざるよしなり追て此事関りない登營せらるへし小拙の登營の遅速の患ふるに足らず只登營



對談の際上様と隅州殿の御間御双方とも少かも御疑念を介まるゝ事なく御融解あらん事を希望いたし居るなりと答へたりき登京日記

○廿七日中根雪江を原市之進及び永井玄蕃頭の許へ遣ひさる又戸田大和守へ公御面談あるへしとて中根より戸田へ參邸ある様にといひ遣らせられしに夕刻參上すへしと返答せり此日中根原市之進方にて對談の大意の中根云今般西國諸侯折角上京せられしに盡力すへき目的を失ひ各不快を感するに至りしは畢竟勅許已前幕府におゐて開港御許容となりし故なり原云如何にも勅許已前開港を許容ありしには相違なければとも斯の如き場合に至りしは元來其原因ある事なり然るを其原因を指置現場の事のみを論せらるゝの苛刻なり中根云幕府においての定めて御據なき事情ありし事なるへけれと天下其事情を知るものなし故に各其見る所聞く所を以て論するなり今小拙か申立るも矢張是に外ならず原云然らば昨秋より今日に至るまでの事情及び其原因を序を逐ふて陳述すへし抑昨秋昭徳院様薨

去諸向にて當上様へ御相續を御勸め申し、際上様の思召も御側に居りし拙者共の愚考も御相續ありての當節柄御困難の上へ更に御困難を加へ却て徳川家の御爲めにも然るへからず譬御幼年の御方にても他に御相續の御方を求められ然る上是迄の如く御補佐在らせらるゝ事ならば素より御身分上御相當なるへしとの事なりしか諸向にての兎角當上様ならての他に御相當之御方在らせられすと申立し故止を得ず御承諾となりけれど已に危急に迫まれる世態到底將軍の重任に當りかたし誰れ人にもあれ相當之者へ宣下ありて然るへしとの思召にて固く御辭退ありし事の大藏太輔殿にも御承知の通りなりしに爾後朝廷より屢御沙汰の次第ありて是非將軍職をも御請ある様にと御勸めなされ迷惑を極められしか尙確乎御請の御念慮の在らせられず召集の諸侯入京を待て議すへしとの思召なりしなり然るに其比召集の諸侯誰ありて入京するものなく衆議を聞かへき期追々遅引せし中十一月末に至り當上様へ御參内仰出され御學問所に



おいて龍顔を拜せられしに天前に於て御酒饌御拜賜ありし程の御懇遇にて品々勅語もあらせられ其節將軍職御辭退の次第をも當上様より御直に奏上せられしに先帝朕の存慮に違背し且家康已來代々の職掌を拋棄するの如何の心得なりや今日將軍の職を空くし其か爲め天下紛乱に及ひなは是徳川家にて天下を亂たすなり若又朕汝を將軍に任し其か爲め天下紛乱に及ひなは是朕か罪なりとまで厚き勅諭を蒙むられいかにも御至當之御事にて此上御辭退も奏上せられかたく止を得ず御請ある事となりしなり其證は將軍宣下の事務火急の御調理にて其事に關係せし輩の晝夜を分たす事を執りし事實にても明かなるへし斯くて將軍職御請となりしに指當り内地の政務よりも外國に關する事務切迫の事情ある事故直様其事情を御奏聞ありて兵庫開港の勅許を降さるゝ事になされ度則御參内を願われしに關白殿仰に外國の事情切迫に有るへけれとも將軍職宣下以後未だ御禮參内も濟まさる事故先以て此事を濟まし然る後更に御參内御直

に御奏上ありて然るへしとの事なりしか是も據なき次第なれり段々と延日に及び十二月十三日か將軍宣下の御禮を濟まされ同十五日再び御參内あるへきに豫定せられたり然るに皇上に其月十二日より御感冒にて御不豫在らせられし故更に御禮御參内を十五日に再御參内を十八日に御延引となり則十五日御禮御參内を濟まさせられ此上の來ル十八日再御參内にて兵庫開港等切迫の事とも御奏の上勅許をも願ひるへき場合となりしに如何せん十六日に至り皇上の御不豫の御痘瘡なりしとの事に御治定ありて中々御參内杯あるへき御場合にもなく終に此事の其まゝとなり實に遺憾の至りにてありしなり畢竟此兵庫開港の事の昨年諸侯を召されし時各其命に應し上京いたしな諸事御相談ありて開否の是非も決了に至りしならんしかるに當時諸侯に朝命幕令ありしにも拘りらす出京せず在莠時日を空費せしに兵庫開港之期限追々切迫に及び幕府にては誠に困窮の至り故止を得ず前述の如く上様御參内御直に奏上勅許を願ひるへ



き事となりしか皇上御不豫引續き崩御在らせられ終に其事も行われず其上佛國公使より此度民部太輔殿佛國へ御航行の際御同行も致すへき事なれは豫しめ將軍家へ謁見いたし度又當秋御注文の軍艦御指急きの事にあれとも尙謁見直と御約束申上し上ならては本國へ申遣りしかたしと申出又英國公使よりの是まで幕府を日本の政府と心得居りしの大なる誤りなり此上の 皇帝陛下に拜謁し直に條約を結ひたし就ては速に大坂へ入港し談判に及ぶへしと申出たる次第ありて是も幕府にては心配の事なりしか英國公使の申出たる次第の最初より佛蘭西の公使に方今日本内地穩ならず然るに尙又左様の事を外國より申出ては其か爲め國內の愈紛乱に至り是まで結ひ來りし和親の趣意に戻り且の信義も立かたしとの意見にて不同意を申立居りし中 皇上崩御の事實を聞き更に英公使に申入れし旨ありて遂に英公使の發議の中止となりけれと佛公使の申出たる上様へ謁見の事 皇上崩御のため當時御百ヶ日後まで延引すへしと更に通達

せられてはあれと素々昨冬已に一旦來坂すへき旨佛國始四ヶ國公使へ通達せられし事故彼等容易に承諾せずしかのみならず兵庫開港の時期及び佛國博覽會の時期追々切迫に及びたれは成るべく早く謁見を濟さるゝかた御都合なるへしとの事にて止を得ず其次第を 朝廷へ仰上られ御應接ある事になりしか此時開港の事御伺にてはなく御決着の御趣意なりしに攝政殿段々據なき事情のあるへけれとも兵庫開港の事諸侯の意見御下問中なれは意見上答に先たち 勅許にへ至りかたしと仰せられければ幕府の開港の事斯くまで遷延の上若 勅許なからんにゆゝしき大事に至り徳川家の社稷の免もあれ 寶祚の御安危に關すへしされは幕府の職掌に對して一日片時も閑きかたき事なりとて罪を一人に引受け假令 勅許のあらせられすとも上様御下坂御應接ありて幕府限り開港を許容せらるゝに決せしなりとの事なりしか中根段々の御内情の只今の御咄しにて分明しけれとさる御内情ありし事を知るもの満天下萬人に一人もなか



るへけれの上様四侯へ御相談の折には何事も打明けて御咄しある様いたしたしと申し、に原了得し其時の分明に專斷の罪を謝せらるゝ様にいたし度ものなりと答へたりき永井玄蕃頭方にて談話せし次第の原の談話と大同小異なれの略して録せず登京日記

○同日戸田大和守來る公御逢ありしか戸田過日上様攝政殿へ參られ徹夜の御議論ありし後の官武の御間自ら御不折合の姿なり已に此程板倉閣老尹宮にて兵庫開港 勅許あらせらるゝ事に御盡力下されたと願われしに宮今日となりての盡力の途なしと仰られし由其後大和守へ幕府より此事につき内命ありし故尹宮へ參り尙又御盡力を願ひしに宮仰の板倉へ御答と大同小異なりしか其内從來幕府にて一も 先帝の叙慮を尊奉せず其上開港の事の諸侯へ御下問中故諸侯一同開港然るへしと申上なは必ず勅許あるへかりしを其機をも待たず私に開港を許容し其他にも不都合の條々少からず此上の何とか尊奉の途を立る事もあらは精々盡力すへしと

仰せられし故大和守胡服を脱して罪を謝せられての如何と申上しに宮仰いかにも其通りなるへしとありしよしを申述たり此時戸田又此度泉陵孝明天皇へ燈籠一基御進納ありての如何又諸山陵の燈明料は從來銀壹枚宛なれとも今度の年々金百疋宛御供へありて然るへき歟と申し、故公然るへしと答へられしに戸田又幕府御經濟極めて御究迫此節江戸より一切此地へ廻金なく僅かに攝河泉の御料地より出せる租金のミにて弁し居らるゝ由云々申しき登京日記

○同日攝政殿へ以別勅御出仕仰出されしよし大西舍人より知邸へ通知せり左の如し御滯京中御沙汰書

以手紙得御意候然は 攝政殿今日以別 勅御出仕被仰出候此段爲御知如此御座候以上

四月廿七日

以手紙得御意候然の攝政殿御辭職被仰上置候處今日深以 叙慮被召止



之候然に御所勞御全快には不被爲在候間御請之義御猶豫御願被成候此  
段爲御知如此御座候以上

四月廿七日

春嶽公參内

○廿八日朝四ッ時出門參 内せらる此日伊達伊豫守殿にも參 内せられ  
しなり公虎の間に着坐傳奏日野大納言殿同加勢葉室右衛門督殿虎の間へ  
出席同所に於て 天機を伺われ又准后御方の御機嫌をも伺われたり 勅  
答左の如し

遠路之處依 石上京御満足思召御對面可被爲在之處依御用其儀の不被  
爲在候事

○小御所に於て面謁仰付らるへき御例なるに當時清涼殿御修繕のため小  
御所を以て清涼殿に宛てられ御間處御差支故面謁仰付られずとの事なり  
き退朝の際攝政殿日野飛鳥井兩卿へ御禮として御勤の上夕八ッ半時歸邸  
せられぬ登京日記

○同日酒井十之丞を薩州邸へ遣はさる酒井大久保一藏に面會して明廿九  
日明後晦日之内岡崎邸へ大隅守殿御集會在らせられ度又兵庫開港の可否  
の當月中に上答あるへき筈なれり大隅守殿の思召如何在らせらるゝや伺  
ひたしと申出しに大久保云只今大隅守 天機伺として出邸の際にて邸内  
混雜中なれり歸邸の上御返答に及ふへしとの事なりしか夕刻に至り大久  
保岡崎邸に來り兵庫開港可否御答は容堂殿上着御相談の上になされ度又  
御集會の大隅守殿入京後未だ山階宮近衛殿等へも御勤にならされり近日  
此事を濟されし上になされたし之事なりき登京日記

○廿九日中根雪江を板倉伊賀守殿の許に遣はさる板倉殿より中根へ面談  
せられたき旨申越されし故なりさて板倉殿御逢ありて明日島津大隅守を  
御旅館へ召さるへしとの事なるか松平容堂未だ上着なき事ゆへ國事の御談  
話に及りれす過日大藏殿伊豫殿を召されし時の振合にて御懇話を主と  
せられ酒肴の御饗應あるへき筈なり此事大藏太輔殿に御存寄もあるま  
しきやと尋ねられたり中根歸邸右の次第を公へ申上しに素より御存寄あ

幕府島津隔  
ヲ促ニ登營  
ナル



るへき事ならねの直に板倉殿へ書翰を以て御答に及はれたり左の如し登

京日記

拜啓云、扱の過刻雪江迄御沙汰之趣拜承乍恐大隅一人登營候方御尤と奉存候併一ト通り登營の御達ニ相成候ハ、容堂見合せ又々御斷り杯申上候而の恐入候次第ニ候得ハ御國事御咄ハ相揃候上此度の此頃兩人之振合にて久々御目見も無之廉にて被爲召候御趣意豫め承知相成候様貴前より御直書か又ハ御人ニ而も被遣候方ニ可有御坐哉此段任心付致拜啓候勿々頓首

四月廿九日

○晦日中根雪江を板倉伊賀守殿の許に遣はさる板倉殿面談致され度云々昨夕申遣のされし故なり板倉殿御逢ありて申されしハ昨日隅州一人を召さるへしと申聞たれと上様尙又大隅守ハ酒を飲ます其上寡言なれハ對話の席自ら究屈なるへし就ては大藏太輔殿伊豫守殿をも召されたしとの御事なり尤今夕留守居呼出し明日御登營の達書を渡すへけれハ豫め此旨を

大藏太輔殿へ申上へし又明日ハ八ッ時過御參着ニ而然るへく又大隅守への内意を委しく書面に認め永井玄蕃より申遣はす筈なりとの事なりき登京日記

○同日夕八ッ時出邸黒谷金戒光明寺鹿ヶ谷清龍院白川石切場將軍地藏邊を散歩せらる

○同日板倉伊賀守殿より御留守居を呼出され左の通り達せらる

明朔日九ッ時過御旅館へ罷出候様可仕候

松平大藏太輔

四月晦日

○同日夕方中根雪江を伊達伊豫守殿の許に遣はさる伊豫守殿御逢ありて申されしハ過日御内談に及ひし攝政殿に對し大樹公の失禮ありし廉ハ其後大藏太輔殿の御考案如何在らせらるへきや尤今日にてハ最早時日を経し事故柳原より内々原市之進へ相談に及ふ位の外然るへき方案あるへからすと存するなり云々又云明日登營すへき旨拙者へも幕府より達せられ



たり大隅守へも達せられしや如何猶聞合すへし今度の大隅守にも登營あるへし尤拙者の別に申上度次第あれ大隅守の如何に拘はらす登營の積なり大藏太輔殿にも何卒御登營ある様にいたしたし云々なりき登京日記

○同日青山小三郎薩藩大久保一藏の許に行き大隅守殿明日御登營なさるへきや否を尋ねしに大久保云幕府より登營すへき旨達せられ其上原市之進より小松帶刀へ手翰を遣し大隅守殿去ル廿八日 天機御伺を濟ませられし由上様には過日來御逢なされ度御待なさるゝ事故明日は是非御登營ある様尤容堂殿未た上着なけれ國事の御相談には及られず久々御踈濶故御懇話あるへしとの御内意なり云々申越しゝか小松より其返答に段々厚き思召の有かたき次第なれとも今度上京せし専ら國事周旋の爲めなれ其事を指置御懇話申上るゝ素意に違ふ事故何卒容堂入京四藩全く揃へる上に願ひ度云々申遣りせりとの事なりき登京日記

續再夢紀事卷二十終

續再夢紀事卷二十一

慶應三年 五月中

島津隅州殿  
登營セラレ  
ズ及ビ春嶽  
公伊達殿  
トモ登營テ  
コニ

○慶應三年丁卯五月朔日宇和島藩西園寺雪江來る中根雪江面會す西園寺云今日御登營の件を昨夕薩州へ承り會せしに隅州殿には御断りのよし畢竟今日の御登營の隅州殿を召さるゝ爲なるへし就而は伊豫守に病に托して御断り申上る積なるか大藏太輔様へ一應御相談之上決定いたし度云々中根承りて其よしを公に申上しに公さらは此方も輕き病名を以て断るへしとありて中根をして西園寺へ御同意の旨を答へさせられたり斯て幕府への腹痛云々の届書を出され別々板倉閣老へ書翰をも遣はされたり左の如し登京日記

一 翰致拜啓候中略扱昨日雪江迄御沙汰之趣拜承則表向御達之上薩へ人を遣候處市之進を帶刀迄内諭も有之候得共不相替強情理屈を申及御内



答候由何共不及是非恐入候次第ニ候宇和島へも使を以承合候處是ハ登營可仕趣ニ有之處今朝ニ相成宇和島より使を以此度之登營ハ全く薩出候故と被察候處肝心之薩御断り申上兩人ノミ登營いたしても過日と同様に無詮儀ニ候ヘハ宇和島も御断り申上度と申遣候右ニ付小拙壺人登營候而も猶更不都合ニ付無據御断り申上候仕合ニ御座候此等之内情不惡御推恕可被下候何分思ふ様ニ参り兼心配仕候乍併當時薩無禮不遜も御公平を以御目長に彌御懷柔被爲在候方乍恐天下之御爲と奉存候唯ハ眼前之不都合何共恐入候體態と奉存候餘ハ其内拜芝之節ニ譲り候頓首拜

五月朔日

大藏太輔

伊賀守様

尙、御自愛專一存候本文之趣御序之節玄蕃頭市之進へ御咄シ希上候以上

○此日公腹痛の故を以登營御断の届書を板倉殿へ差出されし時公用人申聞しハ公邊御都合ニより今日ハ御發營に及ハす旨只今御達しに及ふヘカリしなり幸ひ御出の事故此旨御承知ありたしとの事なり登京日記

○同日伊達伊豫守殿へ書翰を遣ハさる昨晦日伊豫守殿より中根雪江へ過般攝政殿に對し大樹公失禮ありし事ハ柳原殿ハ原市之進へ相談に及ふ位の外云々申聞けられしか公異見なしとの事にて其御返答に及はれしなり左の如し登京日記

午眠後俄ニ存し出候故一筆拜啓仕候蒸鬱先以愈御清安珍重奉存候扱昨夕ハ中雪江根脱カ參館之處不相替御懇話於僕奉謝候其節御内話御坐候柳原より原へ云々之趣雪江より承之至極御同意御尤ニ奉存候右之段今夕登營可申上之處御承知之通ニ付面晤も出來兼申候故御同意之段以書面言上仕候早々柳原卿へ被仰遣候様仕度云々

○此時伊達殿よりの御返翰左の如し來翰録



拜讀仕候潤雨快然先々愈御安全奉大賀候扱昨夕雪江參候處依例勿々乍然緩話大慶其節及内話候柳原へ原へ云々之事件の御別慮無御座由縷々被仰下敬承仕候即今朝柳原へ家臣差出申述サセ置候處少々模様相替先々今度のアレキリニ而相濟し可申事ニ相成申候云々

○二日午後四時出邸松平容堂殿を訪問せらる昨朔日容堂殿着京せられし故なり豫しめ御協議ありて伊達伊豫守殿にも容堂殿を訪問せられ御同席なりき此日御談話の次第の公容堂殿へ兵庫開港の可否如何と尋ねられしに幕府におゐて已に許容ありし上の朝廷におゐても勅許在らせられすての局を結ひかたかるへしと答へられ公又此程容堂殿上京の際藩中へ布告せられたるなりとて何れ京師の土となるへし云々の書面を見たり是の事實布告せられしに相違あらざるにやと尋ねられしか其書面の土佐守の侍臣某なる者私にこれを作り流布せしものにて全くの偽書なり故に偽書を作りし者の此節咎めを申付たり云々なりき流布せし書面左にこれを

松平容堂殿  
着京及ビ容  
堂殿出發前  
藩中へ布告  
セラレシ由  
作ノ書面ハ偽

録す登京日記

我等爲 皇國致上京於兵庫開港之期限追々及應接若不致承知候時の及戦争候就而の對幕府是亦及戦争候事も難計何レ京師之土と可相成覺悟致候依而家老始何レも左様可相心得候事

○三日中根雪江板倉伊賀守殿の旅館に伺候す昨日書翰を以て召喚せられし故なり板倉殿御逢ありて申されしの一昨日容堂上着ありしよし同人の意見の如何あるへきか雪江へ尋ぬへき旨上様仰られたり中根昨日大藏太輔伊與守殿とにも容堂殿の許に行き又明四日に大藏太輔方へ薩土宇の三侯集會せらるる筈なりさて容堂殿方にての談話の斯様なりと已に記したる趣を申述へしに明日集會ある事ならば尙其模様を重ねて承りたり又隅州登營の事の何分にも大藏太輔殿御盡力ある様に希望す云々申されき登京日記

○同日夕七ツ時出邸近衛殿の櫻木邸近衛前關白の御邸に參候せらる御招きに應せ



られしなり此日伊達殿にも同じく參候せられ近衛内府公にも同御邸へ成  
 らせられたりさて種々御談話ありし内前關白殿内府殿仰近來公家の内風  
 俗宜しからざる輩或の疎暴の輩多く甚心痛いたし居るなりとて人物の正邪  
 なと御詳述此事ハ本書に要なありし末先般日光例幣使武者小路か途中にお  
 ろて失躰ありし事の御承知なるへしとありける故公委細に承り居れり  
 從來幕人の道中にて狼りに權威を張る事故例幣使に對しても失敬に涉り  
 しならんかと申されしに殿下仰決して左にあらす幕人の行届きしに例幣  
 使不都合をなしなり是も已に申せし如く公家の風儀宜しからすなりし  
 一端にて兎角幕威を壓すれり 朝威の伸張するものと心得誤れるよりの事  
 なるへし公云然らば武者小路殿其罪を幕府へ謝せらるるか又の攝政殿よ  
 り幕老へ御斷りありない條理明瞭すへし殿下仰如何にも尤至極なれとも  
 此節攝政殿にもせよ本人にもせよ幕府に對し謝する杯の事の其口氣のミ  
 にても忽ち年若なる堂上の人氣を激し却て議論を惹起すへき勢なれり容

先帝ノ御遺詔

易に申出かなく歎息の外なし伊與守殿云方今議奏御關員となれり 朝議  
 の如何在らせらるるにや殿下仰其儀も歎息の外なしとて堂上方の人物を  
 評せられ此御評語も本書に要なたり此時前殿下又先帝御大漸の際關白殿へ二條  
 の遺詔在らせられたり是は密事なれともとて其一條の朕の病甚危し如何  
 なる變故あらんも知り難し親王未だ幼なり朕これを思ふ汝親王を輔翼して  
 萬機の樞務を執り朕に仕ふるの心を以て親王に奉仕すへし汝二三年或の  
 四五年退職する事なかれ朕か意を亮察せよ又一條の中山愛親の親王の外  
 戚なり愛親人となり暴論を唱ふ朕萬世の後此人必天下の害を惹起すへし  
 常に親王に左右して近侍を勤めしむるを要す必ず樞務に關係せしめされ汝  
 これを奉せよと在らせられし旨仰聞られき内府殿仰兵庫開港の事攝政殿  
 をはしめ國事掛りにての已に開港の見込なれとも攝政殿并國事掛りのミ  
 にて相談の上 勅許とならんのに堂上及び藩士の内忽ち切迫の議論を唱  
 へ遂にの炮聲を國內に轟かすにも至るへけれり容易く決斷に及びかたき